

婦人労働の実情

—昭和48年—

労働省婦人少年局

婦人労働の実情

昭和48年

労働省婦人少年局

は し が き

この冊子は、政府関係機関の発表した各種の労働関係統計資料等から婦人労働に関するものを取りまとめ、簡単な解説を付したものです。

昭和27年以来毎年「婦人労働の実情」を作成し、年毎の婦人労働の動きをみてきましたが、今回は、婦人の保護・福祉の状況についてやや詳しい紹介をしました。

婦人労働に関心をもたれる方々のご参考になれば幸いです。

昭和49年 8 月

労働省婦人少年局長

目 次

は し が き

1 昭和48年における婦人労働の概観	1
(1) 概 況	1
(2) 婦人雇用の増大	1
(3) 婦人の賃金、労働時間	2
(4) 母性保護等	2
2 婦人の就業	3
(1) 伸びた女子労働力人口	3
(2) 女子就業者の動向	5
1) 非農林業でひき続き増加した女子就業者	5
2) 家族従業者の減少が続いた女子就業者	5
3) 自営業主で大幅増加した女子就業者	6
(3) 女子雇用者の動向	6
1) 増勢を示した女子雇用者	6
2) ひき続き増加した中高年女子雇用者	9
3) 増加を続けた既婚女子雇用者	11
4) 高学歴化がすすむ女子雇用者	13
5) 卸小売・金融保険業等で伸びた女子雇用者	13
6) 管理的職業・販売従事者で伸びた女子雇用者	14
7) 増加を続けたパートタイマー	16
(4) 労働市場	18
1) 求人難の続いた新規卒者	18
2) 求人増の続いた一般女子雇用者	20
(5) 労働異動	22

1) 増加を続けた女子入職者	22
2) 勤続年数の短い者の割合が低下した女子離職者	24
3 婦人の労働条件	28
(1) 賃金	28
1) 大幅上昇をみた賃金水準	28
2) 男子の伸びを上回った女子新規卒者の初任給	35
3) 若年層に高い中途採用者の初給賃金	36
4) 上昇したパートタイマーの賃金	37
5) 縮小化の停滞した男女賃金格差	38
(2) 労働時間	42
1) 短縮傾向の続いた所定労働時間	42
2) ひき続き減少した実労働時間	42
4 婦人の保護・福祉	49
(1) 母性保護等	49
1) 妊娠・出産の状況	49
2) 妊娠中の軽易業務転換の状況	50
3) 産前産後の休業の状況	51
4) 生理休暇の請求状況	53
5) 育児時間の請求状況	56
6) 妊娠中の健康管理措置の状況	56
7) 育児休業の状況	58
8) 妊娠・分娩異常の状況	60
9) 社会保険による母性給付	60
(2) 婦人労働者のための施設	61
1) 保育施設	61
2) 働く婦人の家等	63

(3) 職業指導等	66
(4) 職業訓練等	68
1) 公共職業訓練施設が行う職業訓練	68
2) 事業主等が行う職業訓練	69
5 労働組合のなかの婦人	71
— 参 考 —	
— 付 表 —	

図 表

(労働力人口、就業者)

1表	15歳以上人口、労働力人口、労働力率の推移	3
2表	年齢階級別女子労働力人口、労働力率の推移	4
3表	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	5
4表	農・非農別、従業上の地位別女子就業者数の推移	7

(雇 用 者)

5表	雇用者数、対前年増加率、雇用者総数中女子の占める比率の推移	8
6表	女子雇用者数の年間推移	8
7表	年齢階級別女子雇用者数、雇用率の推移	9
8表	規模別にみた女子雇用者の平均年齢、平均勤続年数の推移	10
9表	配偶関係別女子雇用者数、構成比、対前年増減率の推移	11
10図	配偶関係別女子雇用率の推移	12
11表	学歴別女子雇用者数の構成比	13
12表	産業別女子雇用者数、対前年増減率、雇用者中女子の占める比率の推移	14
13表	製造業産業中分類女子労働者数の対前年増減率	15
14表	職業別女子雇用者数、対前年増減率、雇用者総数中女子の占める比率の推移	16
15表	短時間就業雇用者数の推移	17
16表	女子パートタイム労働者の産業別・企業規模別入職状況	17

(労働市場、労働異動)

17表	中学・高校・短大・大学卒就職者数の推移	18
18表	中学・高校・短大・大学卒就職率の推移	18
19表	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	19
20表	短大・大学卒業予定者の就職決定状況	20
21表	新規学卒者募集企業の学歴・職種別構成比	21
22表	女子新規求職者数、求人数、求人倍率の推移	21

23表	入職率・離職率の推移	22
24図	女子入職者の職歴別構成比の推移	23
25表	女子一般未就業者の年齢別入職状況	24
26表	女子一般未就業者の産業別入職状況	24
27表	年齢階級別女子離職者数の推移	25
28図	女子離職者の勤続期間別構成比	26
29表	離職者の離職理由別構成比の推移	27

(賃 金)

30表	定期給与・特別給与別1人平均月間現金給与総額の推移	28
31表	名目賃金指数、実質賃金指数の推移	29
32表	産業別現金給与総額、対前年増加率	30
33表	職種別女子労働者の平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働時間数および現金給与総額	31
34表	産業別、学歴別女子労働者の平均勤続年数、平均月間実労働時間数および定期給与額	32
35図	年齢別労働者の定期給与額	33
36図	年齢別、企業規模別女子労働者の定期給与額	34
37表	新規学卒者の初任給、対前年増加率	35
38表	学歴別、年齢階級別中途採用者の初給賃金	36
39表	女子パートタイム労働者の1時間当り賃金	37
40表	産業別、規模別女子パートタイム労働者の1時間当り賃金	38
41表	内職工賃等の状況	39
42図	男女賃金格差の推移	39
43表	職種別男女賃金格差の推移	40
44図	年齢階級別男女賃金格差	41

(労働時間)

45表	週所定労働時間階級別企業構成比の推移	43
46表	週所定労働時間階級別労働者構成比の推移	44
47表	週休体制の形態別企業構成比の推移	46

43表	週休制の形態別労働者構成比の推移	46
49表	1人平均月間実働時間数、出勤日数の推移	47
50表	産業別にみた女子の1人平均月間実働時間数の推移	47
51図	規模別1人平均月間総実働時間数	48

(母性保護等)

52表	女子労働者および有夫者に対する出産者の割合	49
53表	妊娠または出産による退職者の割合	50
54表	退職時期別にみた妊娠または出産による退職者の割合	50
55表	妊娠中の軽易業務転換者の割合	51
56表	休業日数別産前産後休業者の割合	52
57表	1人平均産前産後休業日数	53
58表	産前産後休業規定の有無、内容別事業所数の割合	54
59表	産業別、事業所規模別にみた生理休暇請求状況	54
60表	生理休暇に関する規定のある事業所数の割合	55
61表	産業別、規模別にみた育児時間請求者の割合	56
62表	育児時間に関する規定のある事業所の割合	57
63表	その他の母性保護制度等のある事業所の割合	58
64表	妊娠、分娩等における異常の発生状況	59
65表	健康保険等による母性給付決定件数	60
66表	健康保険女子被保険者千人当り分娩費給付件数の推移	61
67表	出産手当金1件平均給付額、給付日数の推移	61

(その他)

68図	保育所入所対象児童数の推移	62
69表	認可保育所数、在籍児童数の推移	63
70表	働く婦人の家設置状況	64
71表	内職相談センター設置状況	66
72表	ターミナル職業相談室設置状況	67
73表	公共職業訓練における訓練科別女子修了者数	69
74表	認定職業訓練における訓練科別女子訓練生数	70

75表 労働組合員数および推定組織率の推移	71
76表 産業別単位労働組合数、組合員数	72
77表 主な産業別労働組合推定組織率	72

(付 表)

付表1 男女別進学率の推移	87
付表2 配偶関係別女子労働力率の推移	87
付表3 産業別就業者数	87
付表4 職業小分類別就業者数、雇用者数	88
付表5 男女、雇用形態別雇用者構成比の推移	98
付表6 規模別女子雇用者構成比の推移	98
付表7 年齢階級、男女別平均勤続年数の推移	99
付表8 男女別現金給与総額の推移	99
付表9 男女賃金格差の推移	100
付表10 産業大分類別女子現金給与総額、男女格差の推移	101
付表11 製造業産業中分類別女子現金給与総額、男女格差の推移	102
付表12 主な職種別女子定期給与額、平均勤続年数の推移	103
付表13 年齢階級別男女賃金格差の推移	104
付表14 男女別学卒初任給、男女格差の推移	105
付表15 産業別労働死傷災害発生状況	106
付表16 男女別罹病率の推移	106
付表17 産業別女子罹病率	107
付表18 男女、就業時間別就業者の平均行動時間	108
付表19 男女、職業別就業者の平均行動時間	110
付表20 各国における従業上の地位別女子就業者数の構成比	112
付表21 各国における就業者総数、雇用者総数中に占める女子の割合	113
付表22 各国における産業別雇用者数	114
付表23 各国における男女賃金格差の推移	115

1 昭和48年における婦人労働の概観

(1) 概況

昭和48年は、前年後半以降の景気上昇を背景に労働力需要が高まり、女子雇用者の量的増大が著しかった。また、労働需給のひっ迫から賃金上昇、労働時間の短縮、母性保護の拡充等労働条件の改善がみられた。

なお、12月に女子雇用者の対前年同月増減率が減少の動きを示したが、これは石油危機の影響等によるものと考えられる。

(2) 婦人雇用の増大

昭和48年の女子労働力人口は2,045万人で、46年、47年の対前年減少の動きから3年ぶりに増加に転じた。

このうち、就業者数は2,021万人で、同様に3年ぶりの増加となったが、これは、非農林業における雇用者及び自営業主（主に内職者）の増加によるものである。

女子雇用者数は1,186万人を数え、46年以降の増勢鈍化から一転し、大幅な増加を示したため、雇用者総数に占める女子の割合は33.0%とこれまで最高（45年33.2%）の水準に近づいた。

女子雇用者の年齢構成をみると、24歳以下の若年層がひき続き減少したのに対し、25歳以上の各年齢層でこれまで最高の伸びを示し、30歳以上の者の割合は53.9%に上昇した。また、配偶関係別では、未婚者の減少傾向、既婚者の増加傾向が続き、既婚者の割合は59.0%（有配偶者の割合は48.3%）となった。これより、女子雇用者の量的増大は中高年齢層の家庭婦人の労働力化によるところが大きいことがうかがえる。

女子雇用者の量的増大とともに、その就労分野も次第に拡大しているが、高学歴化の進行とあいまって、専門的・技術的職業、管理的職業従事

者が増大している。

なお、週35時間未満の短時間就業者は170万人を数え、また前年より増加した女子雇用者数中の36.4%はこれら短時間就業者が占めるなどいわゆるパートタイム女子雇用者の増加が著しい。

(3) 婦人の賃金、労働時間

婦人の職場進出が質量ともに増大するなかで、賃金水準も次第に上昇し、48年の月間現金給与総額は76,324円で、男子の賃金を100とした女子の賃金は53.1であった。

週休2日制の導入等による所定労働時間の短縮傾向が続くなかで、女子の実労働時間数もひき続き減少し、平均月間出勤日数21.9日、月間実労働時間168.6時間となった。

(4) 母性保護等

有配偶女子雇用者の増勢ともなって、職業生活を続けながら出産する者が増加してきているが、48年の年間出産者の女子雇用者全体に占める割合は2.5%で、妊娠・出産者のうち半数近くが退職しており、退職者の過半数が産前休業前にやめている。

一方、産前産後休業請求者のうち、産前休業日数6週間をこえる者の割合は若干低下しているが、産後休業日数は6週間をこえる者の割合が増大している。また、産後休業後育児時間を請求する者の割合は27.1%と増加がみられた。

なお、労働基準法の基準を上まわる母性保護措置を実施する事業所が増加しており、48年には通院休暇制度19.8%、つわり休暇制度7.8%、時差出勤制度14.5%、育児休業制度4.3%などとなっている。

2 婦人の就業

(1) 伸びた女子労働力人口

昭和48年（年平均，以下同じ）の15歳以上女子人口は4,239万人で，47年より1.4%（沖縄県を含まない，以下対前年比較は沖縄県を含んでいない）増加し，男子（3,969万人，対前年0.9%増）より270万人多い。

女子労働力人口は2,045万人で，前年より2.6%増加し，46年，47年の対前年減少（1%程度）の動きから一転して大幅な増加を示した。一方，男子労働力人口は3,254万人で，対前年0.9%増にとどまったため，労働力人口（5,299万人）に占める女子の割合は38.6%と47年よりわずかながら上

1表 15歳以上人口，労働力人口，非労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力率	労働力人口の男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総数	昭和44	7,782	5,098	2,675	65.5	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	46	7,970	5,178	2,779	65.0	100.0
	47	8,051	5,182	2,851	64.4	100.0
	48	8,208	5,299	2,887	64.6	100.0
女	44	4,007	2,007	1,996	50.1	39.4
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	46	4,106	2,004	2,097	48.8	38.7
	47	4,148	1,981	2,158	47.8	38.2
	48	4,239	2,045	2,183	48.3	38.6
男	44	3,775	3,091	679	81.9	60.6
	45	3,825	3,129	691	81.6	60.7
	46	3,864	3,175	683	82.2	61.3
	47	3,903	3,201	693	82.0	61.8
	48	3,969	3,254	704	82.0	61.4

注）48年は沖縄県を含む

総理府一労働力調査

昇している。(1表)

女子労働力人口の大幅増加を反映して、女子労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の比率)は数年来の低下傾向から上昇に転じ、48.3%となった。これを年齢階級別にみると、47年はいずれの年齢階級においても低下したのに対し、25歳以上の各年齢層で上昇を示し、とくに25～29歳層、30～34歳層および65歳以上層ではいずれも1ポイント以上上昇している。一方、24歳以下の労働力率はひき続き低下したが、低下のテンポは縮小している。(2表)

また、配偶関係別では労働力率の低下傾向の続いている未婚者が47.2%と前年をさらに下回ったのに対し、有配偶者(47.2%)、死・離別者(38.5%)はわずかに上昇した。

このように、女子の労働力人口が増加し、労働力率が上昇した背景としては、パートタイム就労を中心にした主婦の雇用労働者化、内職就労を中心とした自営業主化が進んだことが考えられる。

2表 年齢階級別女子労働力人口、労働力率の推移

区 分	計	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65歳 以上	
昭和 実数 (万人)	44	2,007	170	350	216	204	231	574	190	73
	45	2,024	153	374	208	201	234	587	193	73
	46	2,004	137	388	188	195	231	594	202	70
	47	1,981	117	367	191	199	231	608	200	68
	48	2,045	113	350	212	209	238	637	209	77
労働力率 (%)	44	50.1	35.0	70.0	47.0	48.9	57.6	61.9	44.8	18.5
	45	49.9	33.6	70.5	45.6	48.2	57.5	61.8	44.4	18.0
	46	48.8	31.7	69.1	43.3	46.2	55.8	60.9	44.9	16.6
	47	47.8	28.5	67.4	43.0	45.7	55.4	60.7	43.7	15.6
	48	48.3	27.9	67.1	44.5	46.8	56.3	61.3	44.5	16.9

注) 48年は沖縄県を含む

総理府—労働力調査

他方、女子の非労働力人口は2,183万人で、ひき続き増加傾向を示して

いるが、対前年増加率は0.2%と47年(2.9%)に比べ鈍化している。非労働力人口のうち、通学者は前年並みにとどまったのに対し、家事従事者は増加しているが、増加率は2.6%から0.4%へと低下している。このように家事従事の非労働力人口の伸びが鈍化したのは、主に中高年の主婦の就職がひき続き活発に行われたことによるものと考ええる。(3表)

3表 おもな活動状態別女子非労働力人口の推移

(万人)

年	計	家 事	通 学	そ の 他
昭和44	1,996 (2.5)	1,329 (3.1)	387 (0.3)	330 (2.2)
45	2,032 (1.8)	1,373 (3.3)	323 (-4.2)	335 (1.5)
46	2,097 (3.2)	1,436 (4.6)	315 (-2.5)	345 (3.0)
47	2,158 (2.9)	1,474 (2.6)	319 (1.3)	365 (5.8)
48	2,183 (0.2)	1,493 (0.4)	324 (※)	366 (0.3)

注1) () 内は対前年増減率(%)である。

2) 48年は対前年増減率を除き沖縄県を含む。

総理府一労働力調査

(2) 女子就業者の動向

1) 非農林業でひき続き増加した女子就業者

48年の女子就業者数は2,021万人で、前年より2.7%増加し、46年、47年の対前年減少の動きから逆転したばかりでなく、これまでの最高を記録した41年の増加率(対前年2.3%増)を上まわる伸びを示した。このうち、農林業就業者は345万人で、前年より6.8%減少しているが、減少率は46年(9.0%)、47年(8.7%)に比べ低下している。

一方、非農林業就業者は1,677万人で、前年より4.8%増加し、数年来最高の伸びを示した。(表4)

2) 家族従業者の減少が続いた女子就業者

女子就業者数を従業上の地位別にみると、自営業主は309万人で前年より8.1%増加、雇用者は1,186万人で前年より5.3%増加で、ともに47年の対前年増加率(0.7%増、0.4%増)を大きく上回っている。一方、家族従業

者は523万人で、前年より5.4%減少し、40年以来減少傾向を続けている。これは農林業家族従業者の大幅減少(10.6%)によるものである。また、女子非農林業就業者の動きについてみると、自営業主8.2%増加、雇用者5.2%増加でいずれも47年の対前年増加率(2.0%, 0.4%)を大幅に上回っている。(4表)

3) 自営業主で大幅増加した女子就業者

女子自営業主(非農林業)は228万人を数え、雇用者の対前年増加率(5.2%)を上回る伸び(8.2%)を示した。なかでも雇用者なしの自営業主(201万人)は対前年9.8%の大幅増加となったが、これは主に内職従事者の増加によるものと考えられる。48年の女子内職者は105万人で、前年(89万人)より18.0%増加し、女子自営業主の46.1%を占めるに至っている。(4表)

(3) 女子雇用者の動向

1) 増勢を示した女子雇用者

48年の女子雇用者数は1,186万人で、前年より5.3%増加し、41年(6.3%増)に次ぐ大幅な増加率となった。一方、男子雇用者の対前年増加率は2.6%と女子の伸びを下回ったため、雇用者総数に占める女子の割合は前年より上昇し、33.0%になった。(5表)

女子雇用者数の伸びについて年間の推移をみると、47年後半以来の景気上昇にともない、48年前半は増勢を続けて年央には対前年同月比9.5%を記録したが、その後伸びは鈍化し、さらに石油危機の影響や金融引締め効果の浸透によって、12月には対前年減少となるなど年間を通して変動が著しかった。(6表)

女子雇用者数を雇用形態別にみると、常用労働者は1,000万人で対前年4.4%増であるのに対し、臨時雇(123万人)は8.9%増、日雇(56万人)は12.0%増と、臨時・日雇での伸びが目立った。

4 表 農・非農別、従業上の地位別女子就業者数の推移

(万人)

区分	総数	自 営 業 主			家族従業者	雇 用 者
		総数	雇 有	雇 無		
総数						
44	1,986 (0.3)	289 (1.4)	26 (0.0)	263 (1.5)	647 (-2.4)	1,048 (1.6)
45	2,003 (0.9)	285 (-1.4)	27 (3.8)	258 (-1.9)	619 (-4.3)	1,096 (4.6)
46	1,981 (-1.1)	281 (-1.4)	26 (-3.7)	255 (-1.2)	581 (-6.1)	1,116 (1.8)
47	1,955 (-1.3)	263 (0.7)	26 (0.0)	258 (1.2)	551 (-5.2)	1,120 (0.4)
48	2,021 (2.7)	309 (8.1)	28 (7.7)	281 (8.9)	523 (-5.4)	1,186 (5.3)
農						
44	472 (-4.8)	81 (-2.4)	1 (0.0)	79 (-3.7)	382 (-4.5)	10 (-16.7)
45	442 (-6.4)	77 (-4.9)	1 (0.0)	75 (-3.8)	355 (-7.1)	10 (0.0)
46	402 (-9.0)	77 (0.0)	1 (0.0)	76 (0.0)	317 (-10.7)	8 (-20.0)
47	367 (-8.7)	76 (-1.3)	1 (0.0)	75 (-1.3)	284 (-10.4)	7 (-12.5)
48	345 (-6.8)	81 (6.6)	1 (0.0)	80 (6.7)	255 (-10.6)	8 (※)
非農						
44	1,513 (1.9)	208 (3.5)	25 (4.2)	184 (4.0)	265 (0.8)	1,038 (1.9)
45	1,561 (3.2)	208 (0.0)	26 (4.0)	182 (-1.1)	264 (-0.4)	1,086 (4.6)
46	1,579 (1.2)	204 (-1.9)	25 (3.8)	179 (-1.6)	264 (0.0)	1,109 (2.1)
47	1,589 (0.6)	208 (2.0)	25 (0.0)	183 (2.2)	267 (1.1)	1,113 (0.4)
48	1,677 (4.8)	228 (8.2)	27 (8.0)	201 (9.8)	268 (0.0)	1,179 (5.2)

注 1) 48年は沖縄県を含む

2) () 内は対前年増減率(%)で、48年分は沖縄県を含んでいない。

3) ※は数値が小さいため増減率を掲載しない。

総理府一労働力調査

5表 雇 用 者 数 の 推 移

年	実 数			対 前 年 増 加 率			雇用者総数 中女子の占 める比率
	計	女	男	計	女	男	
昭和	万人	万人	万人	%	%	%	%
44	3,199	1,048	2,151	1.6	1.6	1.6	32.8
45	3,306	1,096	2,210	3.3	4.6	2.7	33.2
46	3,406	1,116	2,290	3.0	1.8	3.6	32.8
47	3,452	1,120	2,332	1.4	0.4	1.8	32.4
48	3,595	1,186	2,408	3.4	5.3	2.6	33.0

注 1) 48年実数は沖縄県を含む。

2) 対前年増加率は沖縄県を含んでいない。

総理府一労働力調査

6表 女子雇用者数の年間推移

	非農林業女子雇用者数	非農林業女子雇用者数の 対前年同月増減率
48年 1 月	1,177万人	4.5%
2	1,164	4.7
3	1,173	6.5
4	1,159	6.4
5	1,160	6.0
6	1,204	9.5
7	1,193	6.8
8	1,163	5.2
9	1,181	6.6
10	1,205	4.8
11	1,200	3.9
12	1,163	-0.6

総理府一労働力調査

非農林業女子雇用者数の動きを企業規模別にみると、30～99人8.9%，100～499人5.8%と中小企業での増加が大きいが、500人以上の大企業でも4.5%増で男子が0.2%減であったのと対照的である。

女子の雇用率（15歳以上人口に占める雇用者の割合）は、47年に若干低下したが、48年は女子雇用者数の伸びを反映して、これまで最高の28.0%

となった。

このような雇用増勢を示した要因としては、47年以来の景気回復基調の中で、若年層を中心とした労働力不足を補うため主婦の労働力に対する需要が増大したこと、消費水準の向上に伴って購買欲求が増大するとともに、物価上昇、老後の生活不安等に対して追加所得欲求が強まったこと等が考えられる。

7 表 年齢階級別女子雇用者数、雇用率の推移

区分	年	総数	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 54	55～ 64	65歳 以上
実数 (万人)	昭和44	1,048	151	292	121	86	99	235	54	10
	45	1,096	138	317	124	89	106	252	59	12
	46	1,116	125	331	114	91	109	269	65	13
	47	1,120	107	314	120	97	112	286	69	13
	48	1,186	105	302	139	107	122	317	77	17
構成比 (%)	44	100.0	14.4	27.9	11.5	8.2	9.4	22.4	5.2	1.0
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0	5.4	1.1
	46	100.0	11.2	29.7	10.2	8.2	9.8	24.1	5.8	1.2
	47	100.0	9.6	28.0	10.7	8.7	10.0	25.5	6.2	1.2
	48	100.0	8.9	25.5	11.7	9.0	10.3	26.7	6.5	1.4
対前 年増 減率 (%)	44	1.6	-12.2	7.0	2.5	0.0	0.0	5.4	8.0	*
	45	4.6	- 8.6	8.6	2.5	3.5	7.1	7.2	9.3	*
	46	1.8	- 9.4	4.4	-8.1	2.2	2.8	6.7	10.2	*
	47	0.4	-14.4	-5.1	5.3	6.6	2.8	6.3	6.2	*
	48	5.3	- 8.4	-6.7	15.8	8.2	8.0	9.6	11.6	*
注1) 雇用率 (%)	44	26.2	31.1	58.4	26.3	20.7	24.7	25.4	12.8	2.5
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5	13.8	2.9
	46	27.2	28.9	59.0	26.3	21.6	26.4	27.6	14.4	3.1
	47	27.0	26.1	57.6	27.0	22.2	26.9	28.6	15.1	3.0
	48	28.0	26.0	57.9	29.1	24.0	28.8	30.5	16.4	3.7

注1) 15歳以上人口に占める雇用者の割合

2) 48年は対前年増減率を除き沖縄県を含む。

3) *は数値が小さいため増減率を掲載しない。

総理府一労働力調査

8表 規模別にみた女子雇用者の平均年齢、平均勤続年数の推移
(企業規模10人以上)

区 分	年	計	1,000人以上	100～999人	10～99人
平均 年 齢 (歳)	昭和44	29.5	27.1	28.3	32.7
	45	30.2	27.7	28.9	33.7
	46	30.8	28.3	29.5	34.5
	47	31.4	28.6	30.0	35.5
	48	32.3 (32.9)	29.2 (30.4)	30.9 (31.6)	36.6 (36.1)
平均 勤 続 年 数 (年)	44	4.3	5.2	3.7	3.9
	45	4.4	5.2	3.7	4.2
	46	4.5	5.3	3.8	4.4
	47	4.7	5.4	4.0	4.5
	48	4.7 (5.1)	5.5 (6.3)	4.1 (4.6)	4.6 (4.7)

注) () 内はサービス業を含む

労働省一賃金構造基本統計調査

2) ひき続き増加した中高年女子雇用者

年齢階級別に女子雇用者数の動きをみると、25歳以上の各年齢層で増加しており、25～29歳層の15.8%増をはじめ、いずれもこれまで最高の伸びを示した。一方、24歳以下の年齢層ではひき続き減少している。

雇用率では、15～19歳層が0.1ポイント低下した以外は20歳以上の各年齢層で上昇しており、なかでも25～29歳層(1.9ポイント増)、30～34歳層(1.8ポイント増)の育児期にある年齢層での上昇が目立っている。

25歳以上層の雇用の増大にともなって、中高年齢婦人の割合も高まり、47年に30歳以上の者が過半数(51.6%)を占めたが、48年はさらに53.9%に上昇した。(7表)

このような女子雇用者の動きに伴って、平均年齢はひき続き上昇し32.3歳(男子35.6歳)となった。なお、平均勤続年数は47年(男子9.4年)で前年並みにとどまっている。

女子の平均年齢は小規模企業ほど高いが、48年はひき続き小規模企業で

の平均年齢の高まりが大きく、10～99人の小企業では36.6歳になった。逆に、平均勤続年数は1,000人以上の大企業が最も長く5.5年になっている。(8表)

3) 増加を続けた既婚女子雇用者

非農林業女子雇用者数を配偶関係別にみると、未婚者482万人、有配偶者570万人、死・離別者126万人で、前年より有配偶者は10.5%、死・離別者は7.8%といずれも大幅に増加した。一方、未婚者はひき続き減少傾向にあるが、減少幅(対前年1.0%)は縮小している。

9表 配偶関係別女子雇用者数、構成比、対前年増減率の推移
(非農林業)

区 分	年	総 数	未 婚	有 配 偶	死・離別
実数 (万人)	昭和44	1,038	514	417	107
	45	1,086	524	450	112
	46	1,109	514	479	116
	47	1,113	483	513	116
	48	1,179	482	570	126
構成比 (%)	44	100.0	49.5	40.2	10.3
	45	100.0	48.3	41.4	10.3
	46	100.0	46.3	43.2	10.5
	47	100.0	43.4	46.1	10.4
	48	100.0	40.9	48.3	10.7
対前年増減率 (%)	44	1.9	-0.2	4.8	0.9
	45	4.6	1.9	7.9	4.7
	46	2.1	-1.9	6.4	3.6
	47	0.4	-6.0	7.1	0.0
	48	5.2	-1.0	10.5	7.8
雇 用 率 (%)	44	25.9	50.2	17.4	18.4
	45	26.7	51.6	18.3	19.1
	46	27.0	52.1	19.0	19.5
	47	26.8	48.3	19.8	19.3
	48	27.8	50.8	21.4	20.4

注) 48年は対前年増減率を除き沖縄県を含む

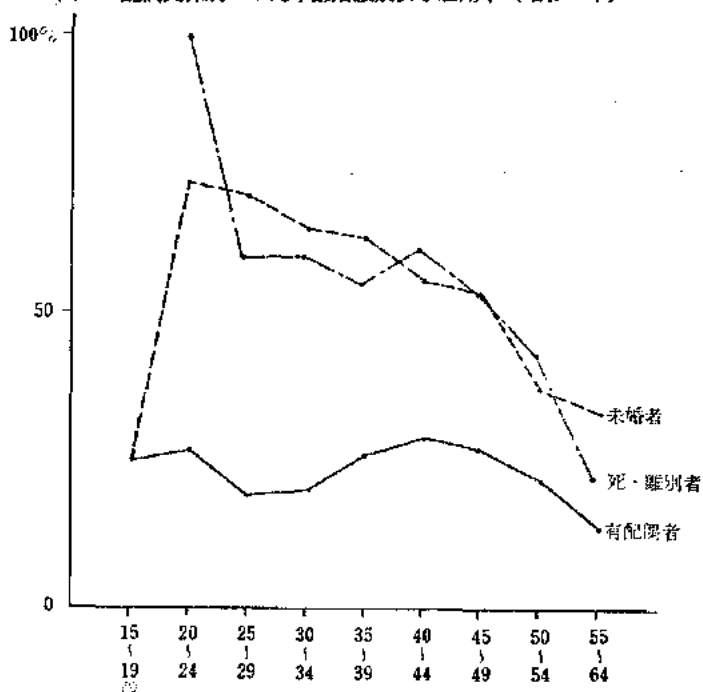
総理府一労働力調査

有配偶者、死・離別者の増勢に伴って、女子雇用者中に占める既婚者の割合は上昇しており、前年（56.5%）をさらに上まわる59.0%となった。

雇用率についてみると、有配偶者は引き続き上昇し、21.4%になっている。また、未婚者（50.8%）、死・離別者（20.4%）は47年に低下したが、48年はともに上昇に転じている。（9表）

なお、年齢階級別にみると、未婚者は20～24歳層の雇用率（72.3%）が最高で、年齢の上昇とともに低下するが55～64歳層でも33.3%の雇用率を示しているのに対し、有配偶者の場合は20～24歳層（26.5%）をピークに雇用率は低下するが、40～44歳層（29.0%）で再びピークとなり、いわゆるM字型雇用の傾向を示している。（10図）

図10 配偶関係別にみた年齢階級別女子雇用率（昭和48年）



総理府一労働力調査

4) 高学歴化がすすむ女子雇用者

上級学校進学率の上昇にともなって、雇用者に占める高等教育終了者の割合は増大傾向を示しているが、48年の学歴別構成をみると、旧中・新高卒(47.9%)が最も多く、次いで小学・新中卒(41.5%)、高専・短大卒(7.8%)、旧大・新大卒(2.8%)の順で、短大卒以上の者が1割を占めるに至っている。

企業規模別にみるといずれも旧中・新高卒が過半数を占めているが、大企業ほど高学歴の者が多く、高専・短大卒以上の者の割合は1,000人以上の企業15.6%、100~999人企業9.1%、10~99人企業7.5%となっている。

(11表)

11表 学歴別女子雇用者の構成比
(48年、企業規模10人以上)

	計	1,000人以上	100~999人	10~99人
計	100.0	100.0	100.0	100.0
小学・新中卒	41.5	28.4	45.2	49.6
旧中・新高卒	47.9	56.0	45.7	42.9
高専・短大卒	7.8	11.1	6.9	5.7
旧大・新大卒	2.8	4.5	2.2	1.8

注) パートタイム労働者を除く

労働省一貫金構造基本統計調査

5) 卸小売・金融保険業等で伸びた女子雇用者

女子が最も多く就労している産業は製造業(404万人)で、卸小売・金融保険不動産業(350万人)、サービス業(295万人)がこれに次いでおり、これら3産業に女子雇用者の9割近くが集中している。

雇用者中に占める女子の比率でみても、サービス業(47.4%)、卸小売・金融保険不動産業(42.8%)、製造業(33.8%)で女子が比較的多い。

対前年の動きをみると、卸小売・金融保険不動産業で前年を上まわる伸び(6.4%)を示したほか、減少傾向のみられた製造業で対前年6.9%増に

12表 産業別女子雇用者数の推移

	実 数		対前年増減率		雇用者総数中、女子の占める比率	
	47年	48年	47年	48年	47年	48年
	万人	万人	%	%	%	%
全 産 業	1,120(100.0)	1,186(100.0)	0.4	5.3	32.4	33.0
農 林 業	7(0.6)	8(0.7)	-12.5	*	26.9	26.7
漁業水産養殖業	1(0.1)	2(0.2)	*	*	5.3	11.1
鉱 業	2(0.2)	1(0.1)	*	*	13.3	7.7
建 設 業	47(4.2)	52(4.4)	2.2	10.6	13.6	14.3
製 造 業	377(33.7)	404(34.1)	-2.8	6.9	32.8	33.8
卸小売金融保険 不動産業	329(29.4)	350(29.5)	3.8	6.4	42.2	42.8
運輸通信電気ガ ス水道熱供給業	42(3.8)	43(3.6)	-4.5	2.4	12.4	12.2
サービスマ 公 務	283(25.3)	295(24.9)	1.4	3.2	46.9	47.4
	31(2.8)	31(2.6)	3.3	0.0	17.7	17.3

注1) ()内は構成比(%)である。

2) 48年は対前年増減率を除き沖縄県を含む

3) *は数値が小さいため増減率を掲載しない。

総理府一労働力調査

逆転し、さらに増加率の停滞していた建設業で10.6%の大幅増加となった点が注目される。(12表)

製造業についてみると、女子雇用者の多く就労している業種は電気機械器具製造業(493万人)、繊維工業(405万人)、食料品・たばこ製造業(295万人)などである。

また、対前年の動きをみると、47年に7%前後の減少を示した非鉄金属製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業でいずれも10%をこえる増加となったほか、輸送用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業等でも大幅な増加がみられた。他方、食料品・たばこ製造業、繊維工業ではひき続き減少傾向を示している。(13表)

6) 管理的職業、販売従事者で伸びた女子雇用者

女子雇用者数を職業別にみると、事務従事者が30.8%と最も多く、次いで技能工生産工程従事者(28.0%)、サービス職業従事者(13.6%)、販売

13表 製造業産業中分類別女子労働者数の対前年増減率
(規模30人以上, 12月末現在)

	常用労働者数		対前年増減率		常用労働者中の 生産労働者の割合 48年
	47年	48年	47年	48年	
製 造 業	千人 2,547	千人 2,617	% -4.2	% 2.7	% 76.0
食料品・たばこ製造業	305	295	-1.0	-3.3	80.3
繊維工業	407	405	-7.3	-0.5	89.6
衣服その他の繊維製品製造業	207	212	2.5	2.4	88.7
木材、木製品製造業	64	66	-3.0	3.1	83.3
家具、装備品製造業	46	47	0.0	2.2	80.9
パルプ、紙、紙加工品製造業	56	61	-5.1	8.9	77.0
出版、印刷、同関連産業	57	62	-1.7	8.8	56.5
化学工業	128	142	-7.2	10.9	53.5
石油製品、石炭製品製造業	8	8	0.0	0.0	12.5
ゴム製品製造業	52	53	-10.3	1.9	81.1
なめし皮同製品毛皮製造業	16	15	0.0	-6.2	80.0
窯業、土石製品製造業	98	108	-6.7	10.2	81.5
鉄 鋼 業	39	41	-4.9	5.1	39.0
非鉄金属製造業	28	32	-6.7	14.3	56.3
金属製品製造業	113	118	-2.6	4.4	67.8
一般機械器具製造業	124	129	-9.5	4.0	51.9
電気機械器具製造業	471	493	-4.5	4.7	80.3
輸送用機械器具製造業	111	122	0.9	9.9	56.6
精密機械器具製造業	80	86	-4.8	7.5	80.2

労働省—毎月勤労統計調査

従事者 (10.9%), 専門的技術的職業従事者 (9.0%) などとなっている。

また、雇用者中に占める女子の比率をみると、サービス職業で女子が過半数 (54.2%) を占めているほか、事務従事者 (47.3%), 専門的技術的職業従事者 (42.7%) に比較的女子が多い。

対前年増減率では、管理的職業従事者で前年 (50.0%増) には及ばないものの22.2%の大幅増加となったほか、販売従事者も10.3%増とひき続き伸びを示した。また、前年に減少の動きを示した技能工生産工程従事者

14表 職業別女子雇用者数の推移

	実 数		対前年増減率		雇用者総数中、女子の占める比率	
	47年	48年	47年	48年	47年	48年
総 数	1,120(100.0)	1,186(100.0)	0.4	5.3	32.4	33.0
専門的技術的職業	115(10.3)	117(9.9)	5.5	0.9	41.8	42.7
管 理 的 職 業	9(0.8)	11(0.9)	50.0	22.2	5.2	5.9
事 務	348(31.1)	365(30.8)	0.0	4.0	46.8	47.3
販 売	116(10.4)	129(10.9)	0.9	10.3	31.7	33.0
農 林 漁 業	8(0.7)	9(0.8)	0.0	※	20.0	22.0
採 鉱 採 石	1(0.1)	0(—)	0.0	※	12.5	—
運 輸 通 信	19(1.7)	17(1.4)	-9.5	-10.5	8.6	7.8
技能工生産工程従事者	306(27.3)	332(28.0)	-1.6	8.2	25.6	26.2
単 純 労 働 者	44(3.9)	46(3.9)	0.0	4.5	31.9	32.6
サ ー ビ ス 職 業	152(13.6)	161(13.6)	-1.3	4.6	53.1	54.2

注1) ()内は構成比(%)である。

2) ※は数値が小さいため比率を計算しない

3) 48年は沖縄県を含む。

総理府一労働力調査

(8.2%)増、サービス職業従事者(4.6%増)でいずれも増加に転じたことが注目される。一方、運輸通信従事者は引き続き大幅減少(10.5%)を示した。(14表)

7) 増加を続けたパートタイマー

非農林業女子雇用者数を週間就業時間別にみると、週35時間未満の短時間就業者数(注1)は170万人で、前年より15.8%増加し、女子雇用者中の14.3%を占めるに至っている。(15表)

また、賃金構造基本統計調査によると、企業規模10人以上の事業所におけるパートタイム女子労働者(注2)は48年現在65万人を数えている。

なお、48年上期(1月～6月)にパートタイム労働者として新たに入職した者は13万人である。これを産業別にみると、製造業へ入職した者は7万人で前年同期(4万人)に比べ大幅に増加した反面、卸売業・小売業へ

入職した者は4万人で前年同期より減少している。また、企業規模別にみると、パートタイム労働者として雇用された者の7割近くが300人未満の企業に入職している。(16表)

(注1) 調査週間中1時間以上就業した者で週間就労時間が35時間未満の者をいうが、パートタイマーの実数を示す統計資料がないので、これをパートタイマーに代る指標として用いている。

(注2) 1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者または1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者をいう。

15表 短時間就業雇用者数の推移 (非農林業)

	総 数			女			男		
	雇用者数 (A)	うち短時間就業者数 (B)	(B) (A)	雇用者数 (A)	うち短時間就業者数 (B)	(B) (A)	雇用者数 (A)	うち短時間就業者数 (B)	(B) (A)
昭和44	万人 3,169	万人 200	% 6.3	万人 1,038	万人 119	% 11.5	万人 2,131	万人 82	% 3.8
45	3,277	216	6.6	1,086	130	12.0	2,191	86	3.9
46	3,381	238	7.0	1,109	143	12.9	2,273	96	4.2
47	3,425	240	7.0	1,113	146	13.1	2,313	95	3.6
48	3,595	278	7.7	1,186	170	14.3	2,408	108	4.5

総理府一労働力調査

16表 女子パートタイム労働者の産業別、企業規模別入職状況

	計	主 な 産 業				企 業 規 模					
		製造業	卸売業・小売業	金融・保険業・不動産業	サービス業	1000人以上	500～999	300～499	100～299	30～99	5～29
入職者数(千人)											
47年上期	104.5	38.3	50.3	3.6	10.6	17.1	9.9	4.6	11.6	32.6	25.9
48年上期	132.1	68.1	36.3	10.3	15.8	25.2	7.1	7.2	33.4	29.0	29.6
対前年増減率(%)	26.4	77.8	-27.8	186.1	49.1	47.4	-28.3	56.5	187.9	-11.0	14.3
構 成 比(%)	100.0	51.6	27.5	7.8	12.0	19.1	5.4	5.5	25.3	22.0	22.4

注1) 産業区分は鉱業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業を除く。

2) 48年は沖縄県を含む。

労働省一雇用動向調査

(4) 労働市場

1) 求人難の続く新規学卒者

48年3月卒業の女子新規学卒就職者数は、中学卒7万人、高校卒36万人とともに前年より減少したが、短大卒は8万人、大学卒は3万4千人とともに前年を上回る増加を示した。この結果、女子新規学卒就職者の総数は54万人で前年より2万人減少している。(17表)

17表 中学・高校・短大・大学卒就職者数の推移 (人)

年	中 学 校		高 等 学 校		短 期 大 学		大 学	
	女	男	女	男	女	男	女	男
昭和44	156,871	167,391	447,330	435,019	62,238	13,341	25,081	147,044
45	130,967	140,299	420,700	395,969	68,435	12,305	29,190	159,037
46	107,416	114,042	400,152	360,065	69,628	12,952	32,353	183,242
47	88,157	90,919	372,052	326,502	70,644	11,942	32,957	188,807
48	70,883	74,176	358,894	309,111	79,715	11,939	34,365	189,385

注1) 就職進学者を含む

2) 48年は沖縄県を含む

文部省一学校基本調査

女子の就職率(卒業者数に対する就職者数の割合)は、中学卒9.4%、高校卒54.0%、短大卒73.2%、大学卒60.2%で、中卒・高卒は引き続き低下したが、短大卒・大卒はともに前年より上昇している。(18表)

18表 中学・高校・短大・大学別就職率の推移 (%)

	中 学 校		高 等 学 校		短 期 大 学		大 学	
	女	男	女	男	女	男	女	男
昭和44年	18.4	18.9	61.4	56.6	65.6	82.4	61.5	83.1
45	16.1	16.5	61.1	55.4	68.8	80.5	59.9	82.8
46	13.5	13.8	59.2	52.7	69.2	76.8	60.8	83.4
47	11.5	11.4	56.5	49.5	69.3	72.8	57.9	80.0
48	9.4	9.4	54.0	46.7	73.2	71.5	60.2	78.9

注1) 就職率 = $\frac{\text{就職者} + \text{就職進学者}}{\text{卒業者数}}$

2) 48年は沖縄県を含む

文部省一学校基本調査

また、職業安定機関に求職した女子卒業者数は、中学卒 6 万人、高校卒 31 万人で、他方求人数は中学卒、高校卒ともに減少したが、求人倍率（求職者に対する求人数の割合）をみると、中学卒（5.7 倍）は前年より上昇し高校卒（2.5 倍）は前年並みとかなりの求人超過が続いている。（19 表）

19 表 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

			求職者数 (A)	求 人 数 (B)	就職者数 (C)	求人倍率 (B) (A)
女	中 学 校	昭和44	130 千人	620 千人	125 千人	4.8 倍
		45	108	586	108	5.4
		46	91	570	91	6.3
		47	75	386	75	5.2
		48	61	347	61	5.7
	高 等 学 校	昭和44	415	1,621	369	3.9
		45	363	1,746	358	4.8
		46	347	1,913	346	5.5
		47	320	787	320	2.5
		48	307	785	307	2.6
男	中 学 校	昭和44	115	559	103	4.8
		45	91	557	89	6.2
		46	74	562	74	7.5
		47	59	351	59	5.9
		49	48	282	48	5.9
	高 等 学 校	昭和44	359	2,798	319	7.8
		45	304	2,955	299	9.7
		46	280	3,332	276	11.9
		47	248	997	247	4.0
		48	230	894	229	3.9

注) 46年の高校卒求人数、求人倍率は求人確認制度の実施により従来の数と持続しない。
労働省一職業安定業務統計

短大・大学卒の女子について就職決定状況をみると、48年3月卒業予定の就職希望者のうち同年1月末現在就職が内定している者の割合は、短大

卒81.2%，大学卒74.6%で、ともに男子の就職内定者の比率（短大卒86.0%，大学卒90.6%）を下回っている。（20表）

20表 短大・大学卒業予定者の就職決定状況
（48年1月）

			就職希望者に占める就職内定者の割合	
			女	男
短期大学	計		81.2%	86.0%
	国	立	68.8	81.2
	公	立	77.3	95.9
	私	立	81.6	85.2
大学	計		74.6	90.6
	国	立	65.5	91.3
	公	立	78.8	97.7
	私	立	75.4	90.0

文部省—大学・短期大学卒業予定者の就職状況調査

なお、新規学卒者募集企業について女子に対する募集の状況をみると、46年現在高卒の事務・技術職の場合は、建設業を除きいずれの産業においても男子より女子を募集した企業の方が多かったが、短大・大学卒の事務系の場合女子を募集した企業の比率は16.2%にすぎない。さらに、技術系の場合女子を募集した企業の比率は8.8%と低く、短大・大学卒の女子を募集する企業は限定されていることがうかがえる。（21表）

2) 求人増の続いた一般女子雇用者

新規学卒者を除く一般女子雇用者の需給状況についてみると、公共職業安定所における月平均の新規求職者数は11万人で前年（12万人）より減少したのに対し、新規求人数は21万人と前年（17万人）を大幅に上回ったため、求人倍率は1.9倍に上昇した。また、就職率は42.3%に上昇している。（22表）

21表 新規学卒者募集企業の学歴・職種別構成比

(%)

	高 卒			短 大・大 学 卒					
	事 務・技 術			事 務			技 術		
	募集企 業計	女	男	募集企 業計	女	男	募集企 業計	女	男
計	100.0	85.6	65.6	100.0	16.2	97.8	100.0	8.8	99.4
鉱 業	100.0	77.2	59.8	100.0	15.4	92.3	100.0	—	100.0
建設業	100.0	62.6	79.8	100.0	22.7	92.0	100.0	0.3	100.0
製造業	100.0	86.8	61.4	100.0	11.9	99.7	100.0	11.0	99.7
卸売・小売業	100.0	93.7	65.7	100.0	17.9	97.2	100.0	10.6	100.0
金融・保険業	100.0	95.2	80.4	100.0	24.3	100.0	100.0	2.4	100.0
不動産業	100.0	87.1	48.4	100.0	18.2	96.4	100.0	12.8	100.0
運輸・通信業	100.0	83.4	65.0	100.0	17.9	99.5	100.0	—	100.0
電気ガス水道業	100.0	90.8	69.7	100.0	12.9	96.8	100.0	6.3	100.0

注) 男女とも募集した企業を含むため男女計は100%をこえる。

労働省一雇用管理調査(昭和46年)

22表 女子新規求職者数, 新規求人数, 求人倍率の推移(月平均)

(常用労働者)

年	新規求 職者数	新規求人数	求人倍率	就 職 率	充 足 率
昭和44	112,037人	160,130人	1.4倍	42.1%	29.4%
45	123,659	168,437	1.4	40.9	30.1
46	133,037	158,212	1.2	38.8	32.6
47	118,023	170,265	1.4	39.2	27.2
48	107,160	214,066	2.0	42.3	21.2

注) 常用労働者……ここでは学卒, パートタイムを除く。

求 人 倍 率……新規求職者に対する新規求人数の割合

就 職 率……新規求職者に対する就職者数の割合

充 足 率……新規求人数に対する就職者数の割合

労働省一職業安定業務統計

女子の労働市場は職種による需給の不均衡が激しいが, 求人倍率の高い職種は生産工程作業者に多く, 「粗紡工, 精紡工」の22.2倍を筆頭に, 「合板工」17.4倍, 「可塑物製品成型工, 加工工」13.7倍, 「めっき工」12.9倍,

「塗装工」11.2倍などが挙げられる。一方、求人倍率の低いものには、「電話交換手」0.5倍、「栄養士」0.6倍、「服飾デザイナー」0.6倍、「用務員、雑務者」0.8倍がある。

(5) 労働異動

1) 増加を続けた女子入職者

48年上期の女子入職者数は143万人で前年同期(129万人)より13万人増加し、入職率(1月1日現在の在籍労働者に対する入職者の割合)は17.9%で前年(16.7%)をわずかに上回った。(23表)

23表 入・離職率および入職超過率の推移(各年1～6月)

(%)

年	入 職 率			離 職 率			入 職 超 過 率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和44	13.4	19.3	10.2	10.6	15.0	8.2	2.8	4.3	2.1
45	14.6	20.5	11.4	11.6	16.3	9.1	3.0	4.2	2.3
46	12.6	17.4	10.0	10.5	14.9	8.2	2.1	2.5	1.8
47	11.5	16.7	8.6	10.1	14.7	7.5	1.4	2.0	1.1
48	12.6	17.9	9.7	10.6	14.7	8.4	2.0	3.2	1.3

注1) 入(離)職率 = $\frac{\text{各年1～6月間の入(離)職者数}}{\text{各年1月1日現在の常用労働者数}} \times 100$

2) 入職超過率……入職率と離職率の差

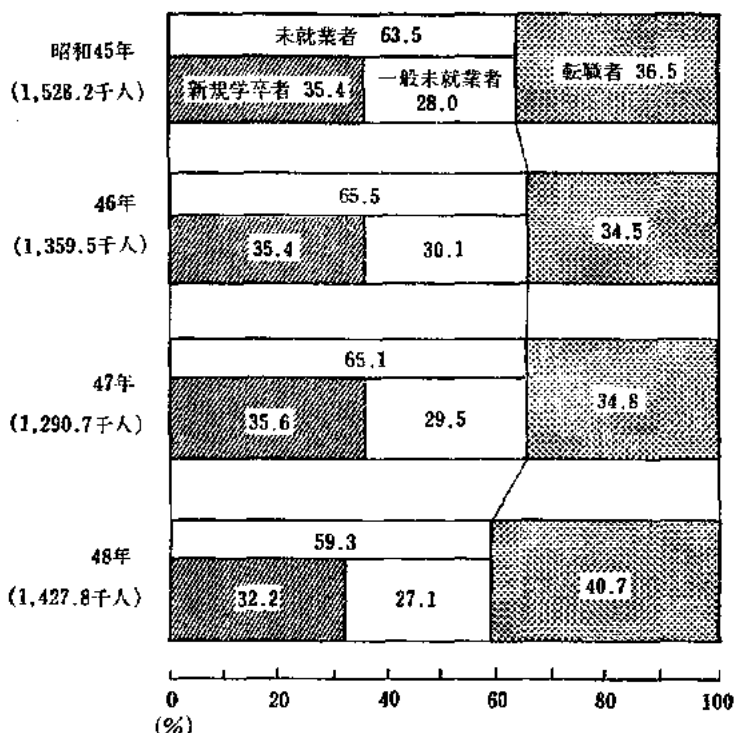
3) 48年は沖縄県を含む

労働省一雇用動向調査

女子入職者の職歴別構成をみると、転職者が40.7%と最も多く、前年より大幅(6.5ポイント)に増加しているが、新規卒卒者32.2%、一般未就業者(入職前1カ年間に就業経験がなかった者)27.0%はともに前年より比率が低下している。(24図)

一般未就業者の入職は約39万人で前年同期に比べわずかながら増加している。年齢階級別にみると、29歳以下の年齢層で減少傾向を示したが、30歳以上層では55歳以上が引き続き増加し、また前年に減少の動きを示した

24図 女子入職者の職歴別構成比の推移



注1) 一般未就業者……当該事業所に入職する前1か年間に就業経験がなかった者。新規学卒者を除く。

2) 転職者……当該事業所に入職する前1か年間に就業経験のあった者。ただし賃金をもらわない「家事手伝い」および「内職」は含まない。

3) 48年は沖縄県を含む 労働省一雇用動向調査

30～54歳の各年齢層で増加がみられた。なかでも30～34歳層は対前年20.9%の大幅増加となっている。(25表)

また、一般未就業者の入職状況を産業別にみると、製造業に入職した者が42.2%と最も多く、次いで金融保険不動産業20.5%、卸売小売業19.4%

25表 女子一般未就業者の年齢別入職状況

区 分		計	～19	20	25	30	35	40	45	55歳	
			～24	～29	～34	～39	～44	～54	～		
入職者数 (千人)	47年上期	381.2	45.4	81.7	51.6	50.8	49.7	43.6	44.9	13.5	
	48年上期	386.7	38.7	73.4	50.0	61.4	54.3	47.9	45.3	15.7	
対前年同期増減率(%)			1.4	-14.8	-10.2	-3.1	20.9	9.3	9.9	0.9	16.3
構 成 比 (%)			100.0	10.0	19.0	12.9	15.9	14.0	12.4	11.7	4.1
対前年同期差(ポイント)			-1.9	-2.4	-0.6	2.6	1.0	1.0	-0.1	0.6	

注) 48年は沖縄県を含む

労働省一雇用動向調査

26表 女子一般未就業者の産業別入職状況 (48年上期)

区 分	計	鉱業	製造業	卸売業 小売業	金 融 保 険 不 動 産	商 業 運 通	輸 送 通 信	電 気 ガ ス 水 道	サ ー ビ ス 業
入 職 者 数 (千人)	386.7	1.0	163.2	75.1	79.4	12.2	1.0	54.9	
対前年同期増減率 (%)	1.4	※	15.4	-23.6	31.7	-8.3	※	-17.9	
構 成 比 (%)	100.0	0.3	42.2	19.4	20.5	3.2	0.3	14.2	

注) 48年は沖縄県を含む

労働省一雇用動向調査

サービス業14.2%などとなっている。対前年の動きについては、47年に減少の動きを示した製造業、金融保険不動産業でそれぞれ15.4%、31.7%と大幅増加をみたが、前年に増加した卸売小売業で23.6%の大幅減少をしたほか、運輸通信業、サービス業などでひき続き減少している。(26表)

2) 勤続年数の短い者の割合が低下した女子離職者

48年上期の女子離職者数は117万人で、前年同期(113万人)に比べ4万人増加したが、離職率(1月1日現在の在籍労働者に対する離職者の割合)は14.7%と前年並みにとどまった。

女子離職者を年齢階級別にみると、20～24歳層が41.7%と最も多く、これに25～29歳層(17.4%)を加えると20歳代の者が離職者の過半数を占め

27表 年齢階級別女子離職者数の推移

(各年1～6月)

(千人)

区 分	計	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～54	55歳～
昭和45年	1,218.1 (100.0)	156.3 (12.8)	495.9 (40.7)	192.2 (15.8)	89.7 (7.4)	84.0 (6.9)	73.1 (6.0)	87.9 (7.2)	39.0 (3.2)
46	1,160.2 (100.0)	137.1 (11.8)	489.3 (42.2)	162.8 (14.0)	87.3 (7.5)	79.3 (6.8)	69.9 (6.0)	95.0 (8.2)	39.5 (3.4)
47	1,133.1 (100.0)	114.0 (10.1)	506.8 (44.7)	165.7 (14.6)	81.4 (7.2)	74.8 (6.6)	69.2 (6.1)	82.8 (7.3)	38.5 (3.4)
48	1,172.3 (100.0)	97.5 (8.3)	488.7 (41.7)	204.4 (17.4)	89.8 (7.7)	82.7 (7.1)	71.6 (6.1)	95.4 (8.1)	42.1 (3.6)

注1) ()内は構成比(%)である。

2) 計は年齢階級不詳を含む。

3) 48年は沖縄県を含む

労働省一雇用動向調査

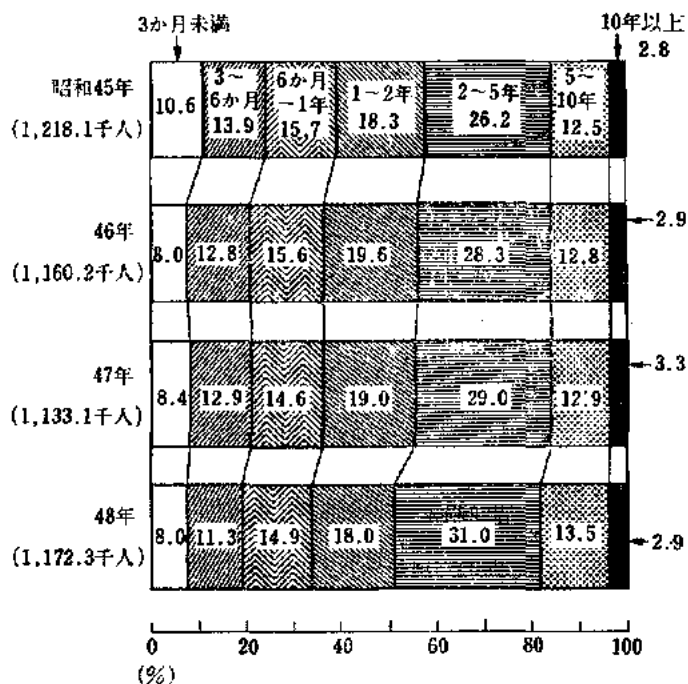
ている。また、前年と比べ25歳以上の各年齢層で離職者が増加している反面、24歳以下の若年層の離職者が減少した。(27表)

また、勤続期間別にみると、2～5年の者が31.0%と最も多い。近年、離職者のうち勤続2～5年、5～10年の者の割合が増大しており、一方、勤続1年未満の女子離職者の割合は34.2%に低下している。(28図)

離職理由としては、個人的理由によるものがほとんど(90.7%)で、前年同期に比べ増加している。なかでも結婚、出産、育児等の理由で離職する者が年々増加し、48年は25.4%を占めている。(29表)

28図 女子離職者の勤続期間別構成比

(各年1～6月)



注 1) 離職者計には勤続期間不詳を含むため期間計は100%にならない。

2) 48年は沖縄県を含む。

労働省一雇用動向調査

29表 離職者の離職理由別構成比の推移
(各年1～6月)

区 分	昭和45年		46年		47年		48年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
計	100.0 (1,218.1)	100.0 (1,279.6)	100.0 (1,160.2)	100.0 (1,184.1)	100.0 (1,133.1)	100.0 (1,055.6)	100.0 (1,172.3)	100.0 (1,241.5)
契約期間満了	5.5	7.0	5.4	7.5	5.0	6.9	3.8	7.5
経営上の都合	3.4	4.0	3.8	4.7	3.1	5.0	1.7	3.8
定 年	0.4	2.9	0.5	3.2	0.5	4.1	0.4	3.0
本人の責	1.7	3.7	1.0	2.6	2.3	4.9	1.7	4.6
個人的理由	87.2	79.8	87.5	78.6	87.2	76.1	90.7	78.1
うち結婚等	20.5	—	22.4	—	24.7	—	25.4	—
死亡・傷病	1.8	2.7	1.9	3.3	1.9	2.9	1.7	3.1

注1) () 内は実数で単位は千人である。

2) 契約期間満了………期間の定めのある雇用契約で雇用されていた者(臨時・日雇名義の者)が、その期間の終了によって離職したもの。

3) 経営上の都合………事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇されたもの。

4) 定 年………就業規則等に基づいて、一定の年齢を限度として退職したもの。

5) 本人の責………本人の行為により解雇されたもの。

6) 結婚等………結婚、出産、育児等の理由で退職したもの。

7) その他の個人的理由………賃金、労働時間などの労働条件に対する不満、身分や事業所の将来性に対する不安など事業所の労働条件に対する不満のためをやめた場合、および仲間や先輩との不和、家庭の事情等個人的都合でやめたもの。

8) 死亡・傷病………死亡、傷病等によるもの。

9) 48年は特種票を含む

労働省一雇用動向調査

3 婦 人 の 労 働 条 件

(1) 賃 金

1) 大幅上昇をみた賃金水準

48年の女子の1人平均月間給与総額は76,324円(男子143,614円)で、対前年増加率は21.4%(男子21.9%)とこれまで最高の伸びを示した。このうち、定期給与額は55,543円(対前年18.7%増)であるが、特別給与額

30 表 定期給与・特別給与別1人平均月間現金給与総額の推移
(規模30人以上)

区 分		現金給与総額		定期給与 注1)		特別給与 注2)	
		女	男	女	男	女	男
実 額	昭和43年	円 31,553	円 65,595	円 24,445	円 50,273	円 7,108	円 15,322
	44	36,838	75,948	28,024	57,200	8,814	18,748
	45	45,801	89,934	34,482	66,710	11,319	23,224
	46	53,577	102,486	40,151	76,022	13,426	26,464
	47	62,882	117,816	46,810	87,278	16,072	30,538
	48	76,324	143,614	55,543	103,654	20,781	39,960
		%	%	%	%	%	%
対前年増加率	43	14.6	13.5	13.1	12.4	20.7	17.2
	44	16.7	15.8	14.6	13.8	24.0	22.4
	45	15.9	16.6	16.2	15.8	15.0	19.1
	46	17.0	14.0	16.4	14.0	18.6	14.0
	47	17.4	15.0	16.6	14.8	19.7	15.4
	48	21.4	21.9	18.7	18.8	29.3	30.9

注1) 「定期給与」とは労働契約、団体協約、あるいは事業所の給与規則によって定められている支給条件、算定方法によって毎月きまって支給される給与のことであって、超過勤務手当も含む。

- 2) 「特別給与」とは「定期給与」以外の給与で賞与、結婚手当、年末手当等を含む。
- 3) 45年の対前年増加率を除き45～48年はサービス業を含む
- 4) パートタイム労働者を含まない。 労働省一毎月勤労統計調査

は20,781円で、企業収益の増大、物価上昇に対する労働組合のいわゆるインフレ手当の要求等を反映して前年より29.3%増と飛躍的に上昇した点が注目される。(30表)

この結果、昭和45年の1人平均月間給与総額を100とした名目賃金指数は前年より29ポイント上昇し166.6になった。しかし、消費者物価の高騰が続いたため、実質賃金指数は対前年10ポイント上昇の134.5にとどまっている。(31表)

31 表 名目賃金指数、実質賃金指数の推移 (昭和45年=100)

年	名目賃金指数		消費者物価指数	実質賃金指数	
	女	男		女	男
昭和43	73.9	74.1	88.2	83.8	84.0
44	86.3	85.8	92.9	92.9	92.4
45	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
46	117.0	114.0	106.1	110.3	107.4
47	137.3	131.8	110.9	123.8	118.1
48	166.6	159.7	123.9	134.5	128.9

- 注1) 名目賃金指数は毎月勤労統計調査の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化したもの。
- 2) 消費者物価指数は年平均全国総合指数
- 3) 実質賃金指数は名目賃金指数を消費者物価指数で除したもの。
- 4) 43、44年は45年のサービス業を除く1人平均月間給与総額を基礎に算出したものである。

労働省一毎月勤労統計調査
総理府一小売物価統計調査(消費者物価指数)

産業別に現金給与総額をみると、電気、ガス、水道業(99,383円)を筆頭にサービス業(97,887円)、運輸通信業(93,056円)、金融保険業(86,613円)で比較的賃金水準が高く、建設業(55,626円)、鉱業(62,321円)、製造業(65,455円)は全産業平均の賃金水準を下回っている。なお、製造業においては、出版、印刷、同関連産業(84,718)円が金融保険業に次いで

32 表 産業別現金給与総額、対前年増加率
(48年、規模30人以上)

			現金給与総額		対前年増加率				
			女	男	47 年		48 年		
					女	男	女	男	
			円	円	%	%	%	%	
全	産	業	76,324	143,614	16.9	14.9	21.4	21.9	
鉱		業	62,321	130,669	14.9	14.2	23.9	18.4	
建	設	業	55,626	123,985	17.0	14.4	19.3	17.5	
製	造	業	65,455	140,672	16.9	14.4	23.4	24.2	
食	料	品、たばこ製造業	58,225	131,737	16.9	14.9	13.2	15.3	
織	維	工 業	61,451	134,979	16.9	14.9	28.5	25.5	
衣服	その他の繊維製品製造業		53,703	121,116	15.1	17.3	30.5	29.1	
木	材、木製品	〃	58,869	119,212	20.0	18.9	33.1	30.6	
家	具、装備品	〃	58,859	108,496	17.9	16.4	26.8	24.2	
パ	ル	プ、紙、紙加工品	〃	65,469	140,382	16.4	13.0	22.5	22.9
出	版、印刷、関連産業		84,718	155,316	17.1	14.3	24.9	20.1	
化	学	工 業	81,498	161,596	16.0	13.6	22.8	25.7	
石	油製品、石炭製品製造業		82,359	166,278	13.7	11.0	21.9	20.1	
ゴ	ム	製 品	〃	67,702	138,147	17.7	17.1	28.2	23.4
な	め	し皮同製品毛皮	〃	58,273	121,737	14.1	15.1	24.5	21.7
窯	業、土石製品	〃	62,050	130,649	16.4	15.0	21.1	21.0	
鉄		鋼 業	82,055	162,353	13.8	11.1	27.8	26.8	
非	鉄	金 属 製 造 業	76,806	150,276	15.8	14.9	24.1	24.9	
金	属	製 品	〃	68,692	133,210	15.6	14.4	30.3	26.7
一	般	機 械 器 具	〃	75,703	142,327	16.9	14.5	28.4	28.3
電	気	機 械 器 具	〃	64,950	134,319	18.9	17.8	17.6	22.3
輸	送	用 機 械 器 具	〃	73,738	141,249	14.6	11.7	23.2	24.8
精	密	機 械 器 具	〃	73,373	137,564	17.2	16.7	21.7	23.7
卸	売	業、小 売 業	75,515	141,844	16.8	16.1	22.7	25.6	
金	融、保 険	業	86,613	189,683	15.4	17.9	19.0	16.3	
不	動	産 業	73,642	169,487	17.6	17.8	4.7	13.7	
運	輸	通 信 業	93,056	141,788	18.3	15.4	19.9	20.0	
電	気、ガ	ス、水 道 業	99,383	171,273	13.8	13.6	18.2	17.2	
サ	-	ビ ス 業	97,887	159,217	-	-	18.3	19.8	

労働省—毎月勤労統計調査

かなり高い賃金水準であるのに対し、衣服その他の繊維製品製造業(53,703円)では建設業の水準を下回るなど業種による格差が大きい。(32表)

職種別(賃金構造基本統計調査による21職種)賃金をみると、平均年齢や平均勤続年数等の相違はあるが、英文タイピスト(74,100円)、保険外交員(71,700円)では実労働時間が他の職種より短い賃金は比較的高い。

33 表 職種別、女子労働者の平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働時間数および現金給与額(昭和48年6月)

職 種	年 齢	勤 続 実 労働			き づ いて	
		年 数	時 間 数	所 定 内 現 金 所 定 内	給 与 額	給 与 額
		歳 年	時 間	時 間	千 円	千 円
和 文 タ イ ピ ス ト (女)	26.6	5.5	184	179	63.8	61.5
英 文 タ イ ピ ス ト (女)	26.6	4.0	168	165	74.1	72.8
内 線 電 話 交 換 手 (女)	29.7	4.9	179	175	63.7	61.6
キ ャ イ ・ パ ン チ ャ ー (女)	22.6	3.3	183	176	61.0	57.9
用 務 員 (女)	45.7	6.3	192	187	51.4	49.8
パ ン ・ 洋 生 菓 子 製 造 工 (女)	34.9	4.4	203	194	46.5	44.0
精 紡 工 (女)	21.7	3.3	194	189	50.4	48.7
織 布 工 (女)	32.0	6.4	197	193	54.8	53.3
ミ シ ン 縫 製 工 (女)	30.7	3.7	195	192	42.7	41.9
横 編 メ リ ャ ス 工 (女)	32.7	4.4	195	191	41.6	40.8
洋 裁 工 (女)	25.8	3.5	202	200	41.0	40.6
皮 製 品 工 (女)	37.8	5.1	199	192	47.2	45.4
陶 磁 器 工 (女)	40.4	6.6	194	189	47.7	45.9
ラ ジ オ ・ テ レ ビ 総 組 立 工 (女)	26.8	3.6	188	184	56.1	54.5
通 信 機 総 組 立 工 (女)	30.2	4.1	187	178	53.1	49.4
通 信 機 部 品 組 立 工 (女)	29.7	4.0	191	183	50.4	47.6
プ リ ン ト 配 線 工 (女)	30.4	3.9	189	181	49.0	46.4
ト ラ ン ジ ス タ ー 組 立 工 (女)	25.1	3.6	185	175	61.5	56.4
百 貨 店 店 員 (女)	23.5	3.4	188	182	58.2	55.7
販 売 店 員 (百 貨 店 店 員 を 除 く) (女)	28.1	3.4	199	195	53.7	52.4
保 險 外 交 員 (女)	45.9	5.4	158	158	71.7	71.7

(注) パートタイム労働者を含まない。

労働省一賃金構造基本統計調査

逆に、洋裁工（41,000円）ミシン縫製工（42,700円）では実労働時間が比較的長いにもかかわらず賃金はかなり低くなっている。（33表）

表 34 産業別・学歴別女子労働者の平均勤務年数、平均月間実労働時間数および定期給与額（昭和48年6月）

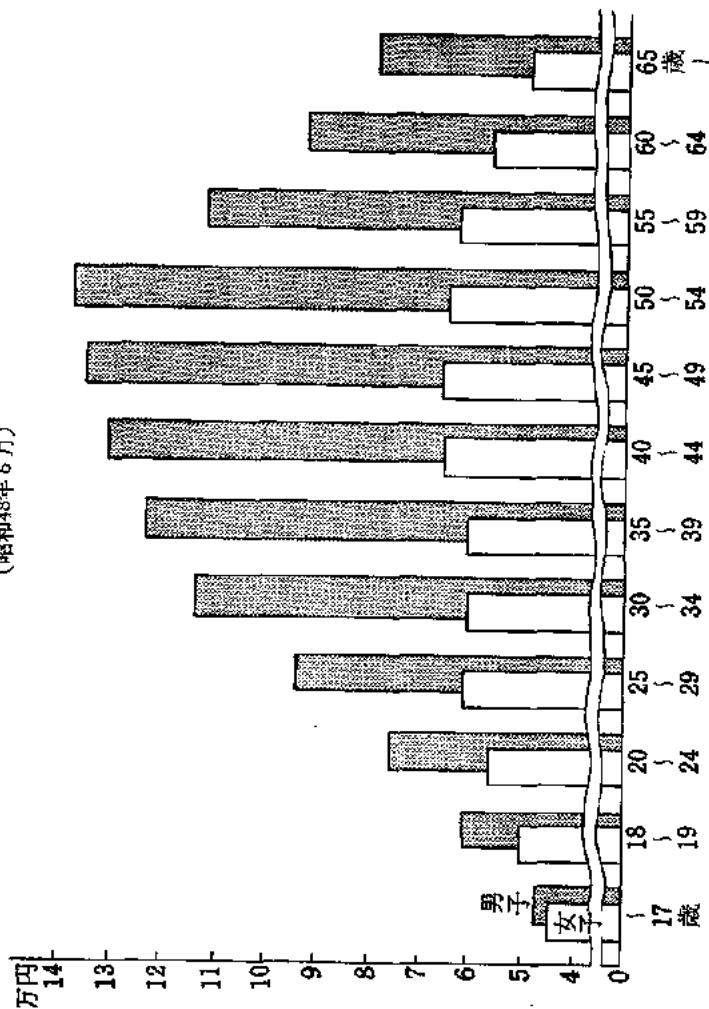
産 業		学 歴	年 齢	勤続年数	実労働時間数	定期給与	
産 業 計		小旧	学, 卒	37.7	5.9	195	53.2
		中旧	学, 卒	28.5	4.6	188	60.3
		高旧	中, 卒	29.5	6.2	186	73.5
		大旧	大, 卒	29.9	5.5	183	80.5
鉱 業		小旧	学, 卒	44.1	6.7	196	45.2
		中旧	学, 卒	30.8	4.4	192	49.3
		高旧	中, 卒	27.8	4.2	182	55.2
		大旧	大, 卒	26.6	2.5	168	71.5
建 設 業		小旧	学, 卒	45.0	5.0	198	46.7
		中旧	学, 卒	29.0	3.8	197	54.9
		高旧	中, 卒	26.2	2.5	195	61.9
		大旧	大, 卒	25.4	2.1	199	61.3
製 造 業	生産労働者	小旧	学, 卒	35.4	5.5	194	50.5
		中旧	中, 卒	30.1	3.8	192	52.7
	管理・事務者	学, 卒	37.6	7.4	191	60.4	
		中旧	中, 卒	26.1	4.1	189	60.5
卸 売 業 ・ 小 売 業		高旧	大, 卒	26.9	3.7	187	65.7
		大旧	大, 卒	27.7	3.6	182	77.1
		小旧	学, 卒	37.9	5.3	201	53.0
		中旧	中, 卒	26.5	3.7	192	57.4
金 融 ・ 保 険 業		高旧	大, 卒	24.8	2.5	184	61.8
		大旧	大, 卒	28.1	3.5	185	69.9
		小旧	学, 卒	47.2	7.1	160	67.6
		中旧	中, 卒	29.4	4.7	171	66.5
不 動 産 業		高旧	大, 卒	26.9	3.0	167	65.7
		大旧	大, 卒	28.6	2.3	168	75.1
		小旧	学, 卒	42.6	4.1	190	55.4
		中旧	中, 卒	27.5	2.8	186	61.4
運 輸 通 信 業		高旧	大, 卒	26.1	2.3	187	64.3
		大旧	大, 卒	26.6	1.9	174	66.1
		小旧	学, 卒	39.4	11.8	187	68.9
		中旧	中, 卒	29.0	6.9	181	63.7
電 気, ガ ス, 水 道 業		高旧	大, 卒	25.9	3.4	177	66.2
		大旧	大, 卒	26.1	2.8	167	69.5
		小旧	学, 卒	44.7	15.0	183	81.3
		中旧	中, 卒	26.9	6.7	171	65.7
サ ー ビ ス 業		高旧	大, 卒	22.7	2.1	178	58.9
		大旧	大, 卒	30.3	6.9	174	78.1
		小旧	学, 卒	41.1	6.2	199	57.3
		中旧	中, 卒	31.8	6.5	191	65.0
サ ー ビ ス 業		高旧	大, 卒	32.2	8.6	188	81.3
		大旧	大, 卒	30.7	6.3	184	83.5

（注）パートタイム労働者を含まない。

労働省一賃金構造基本統計調査

35 図 年齢別労働者の定期給与額

(昭和48年6月)

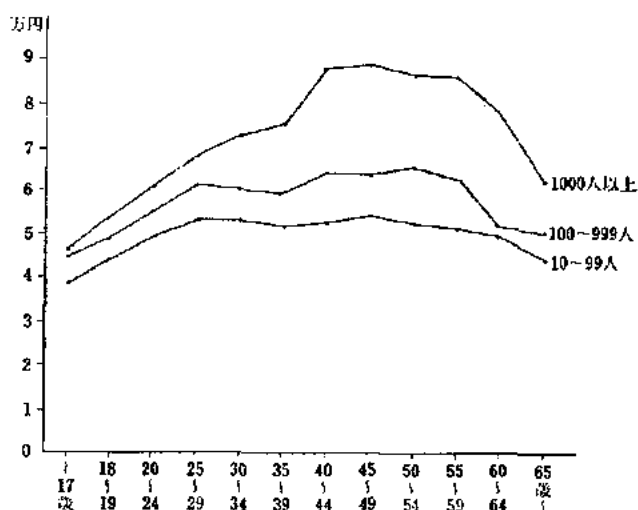


注) パートタイム労働者を含まない。

労働省—賃金構造基本統計調査

学歴別にみると、平均勤続年数に大差はなく、また実労働時間数は低学歴ほど長くなっているにもかかわらず、小学・新中卒53,200円、旧中・新高卒60,300円、高専・短大卒73,500円、旧大・新大卒80,500円と学歴間の賃金格差がある。なお、産業別にみると、電気・ガス・水道業、運輸通信業、金融保険業では勤続年数の差が大きいため、小学・旧中卒の賃金額が旧大・新大卒又は高専・短大卒のそれを上回っている。(34表)

36 図 年齢別、企業規模別女子労働者の定期給与額
(昭和48年6月)



注) パートタイム労働者を含まない。

労働省一賃金構造基本統計調査

また、年齢階級別に賃金水準の動きをみると、24歳以下では年齢の上昇とともに賃金の上昇が認められるが、25～39歳層で横ばい、40～46歳層でピークになり、55歳以後で下降傾向を示しており、定年年齢（55歳）まで年齢とともに賃金が増加する男子の場合と異なっている。（35図）

企業規模別では、1,000人以上の大企業は50歳まで年齢とともに賃金が増加し、男子の年齢階級別賃金カーブに類似しているが、10～99人の小企業は、25歳以降60歳に至るまでおおむね横ばいの状態で、男子の賃金カーブと様相を異にしている。なお、各年齢階層において、定期給与額は1,000人以上企業が最も高く、次いで100～999人企業、10～99人企業の順になっており、企業規模による賃金格差が認められる。（36図）

2) 男子の伸びを上回った女子新規学卒者の初任給

女子新規学卒者の初任給は、中学卒41,600円、高校卒46,700円、短大卒52,100円、大学卒60,000円で、中学卒で女子の初任給が男子より高い以外は男子の初任給を下回っているが、前年からの上昇率はいずれも女子の方が大きかった。対前年増加率を学歴別にみると、中学卒（25.9%）が最も大きく、大学卒（20.3%）が最も小さい。（37表）

37 表 新規学卒者の初任給（所定内給与額、48年6月）

	女	男	対前年増加率	
			女	男
	円	円	%	%
中 学 卒	41,600 (102.5)	40,600	25.9	19.1
高 校 卒	46,700 (91.6)	51,000	20.4	19.2
短 大 卒	52,100 (94.7)	55,000	23.8	21.3
大 学 卒	60,000 (96.3)	62,300	20.3	19.0

注1) () 内は男子初任給を100とした女子の割合である。

2) 対前年増加率にはサービス業を含んでいない。

労働省一賃金構造基本統計調査

3) 若年層に高い中途採用者の初給賃金

中途採用者（パートタイマーを除く）の初給賃金は、小学・新中卒42,500円、旧中・新高卒47,200円、高専・短大卒53,300円、旧大・新大卒61,600円で学歴による格差が認められる。

また、年齢階層別にみると、小学・新中卒では18～19歳層が最も高く、旧中・新高卒では25～29歳層が最も高く、次いで20～24歳、18～19歳の順となっているなど若年層が比較的高い初給賃金を得ている。また、旧大・新大卒を除き年齢による初給賃金の格差はさほど大きくない。これらは、男子中途採用者の場合小学・新中卒、旧中・新高卒は35～39歳、高専・短大卒は50～54歳、旧大・新大卒は55～59歳が最も高いなど中高年齢層が高い初給賃金を得、年齢による格差も大きい点と対照的である。（38表）

38 表 学歴別・年齢階層別中途採用者の初給賃金
（平均月間所定内給与、昭和48年6月）

	女				男			
	小学 新中卒	旧中 新高卒	高専 短大卒	旧大 新大卒	小学 新中卒	旧中 新高卒	高専 短大卒	旧大 新大卒
計	千円 42.5	千円 47.2	千円 53.8	千円 61.6	千円 72.7	千円 66.2	千円 77.1	千円 76.5
～17歳	41.2	—	—	—	43.7	—	—	—
18～19	45.1	46.7	—	—	53.8	51.9	—	—
20～24	44.3	48.3	52.7	59.4	67.0	61.3	57.8	62.8
25～29	43.9	48.8	56.0	67.1	76.5	75.0	76.7	76.5
30～34	40.8	46.0	59.8	74.4	83.1	85.4	97.2	104.2
35～39	42.5	44.4	62.4	70.8	84.5	93.5	97.2	128.0
40～44	41.5	46.6	65.4	89.7	83.2	88.2	116.1	154.5
45～49	41.9	44.6	65.1	71.3	82.3	89.7	120.8	149.8
50～54	42.5	43.5	75.9	77.2	78.1	86.1	123.6	141.4
55～59	42.1	43.1	70.4	33.8	72.7	81.5	108.7	146.8
60～64	43.0	45.1	49.9	—	69.2	70.8	83.2	94.1
65歳～	38.0	37.4	75.4	49.3	60.2	68.3	84.6	107.0

注）パートタイム労働者を除く

労働省一賃金構造基本統計調査

4) 上昇したパートタイマーの賃金

女子パートタイマー（サービス業を除く）の時間あたり賃金は246円で、前年より20.0%上昇した。上昇率は前年（12.5%）を上回り、また一般女子労働者の対前年上昇率（20.3%）とはほぼ同水準になっている。なお年齢による賃金差はほとんどない。（39表）

39 表 女子パートタイム労働者の1時間当り賃金

	1時間当り賃金額(円)		対前年上昇率(%)		一般女子労働者の 対前年上昇率(%)	
	47 年	48 年	47 年	48 年	47 年	48 年
計	205	246	12.5	20.0	15.3	20.3
25～29歳	209	254	14.8	21.5	13.9	19.7
30～34	203	238	13.4	17.2	13.8	18.6
35～39	202	237	14.1	17.3	12.7	18.7
40～49	209	248	14.8	18.7	13.4	17.3
50～59	204	251	12.1	23.0	14.6	19.2

注1) 「一般女子労働者」とは、女子労働者からパートタイム女子労働者を除いたものである。

2) サービス業を含まない。

労働省一賃金構造基本統計調査

産業別にみると、製造業、鉱業が全産業の平均（262円）を下回っているほかは、いずれも平均金額以上であるが、なかでも金融保険業の499円を筆頭にサービス業、運輸通信業、電気・ガス・水道業で300円以上となっており、産業間でかなりの開きがみられる。

また、企業規模別では、1,000人以上の大企業は325円と比較的高額であるが、100～999人（253円）、10～99人（250円）はともに平均金額を下回っている。1,000人以上の大企業を除く企業では規模による格差はほとんどない。（40表）

ちなみに、内職工賃調査（48年）によると、紙製造業等の内職従事者の工賃月収額は14,061円、1時間当り工賃は115円で同一業種を対象に行なった46年当時と比べ3割がた上昇しているが、前年の外衣製造業等におけ

40 表 産業別規模別女子パートタイム労働者の1時間当り賃金
(48年6月)

	1時間当りき まて支給す る現金給与額	年間賃与 の他の特別 給与額	1日当り 実労働時 間数	実労働 日数	年 齢	勤続年数
	千 262 (246)	千円 29.0 (28.4)	時間 6 (6)	日 22 (22)	歳 38.9 (38.8)	年 2.4 (2.3)
計						
鉱 業	233	22.8	6	22	38.7	2.6
建 設 業	280	30.7	6	22	41.4	4.9
製 造 業	224	30.0	7	22	39.0	2.2
卸・小売業	267	22.2	6	23	38.0	2.4
金融保険業	499	57.3	5	19	40.3	3.0
不動産業	283	30.8	5	24	43.4	2.4
運輸通信業	324	47.4	6	23	38.6	3.9
電気・ガス・水道業	307	72.1	6	22	39.6	3.1
サービス業	343	31.7	6	22	39.8	2.9
1000人以上	325 (319)	50.1 (50.8)	6 (6)	21 (21)	38.6 (38.7)	2.9 (2.8)
100~999人	253 (227)	26.4 (25.3)	6 (7)	23 (23)	38.5 (38.1)	2.2 (2.0)
10~99人	250 (238)	24.4 (23.8)	6 (6)	22 (22)	39.4 (39.4)	2.5 (2.4)

注) () 内はサービス業を除く産業計である。

労働省一賃金構造基本統計調査

る工賃(1月当り17,130円, 1時間当り131円)を下回っており, 業種による格差が認められる。内職者の1月平均就業日数は21.0日, 1日平均就業時間数は5.8時間である。(41表)

なお,「家内労働実態調査」(48年9月)によると, 女子家内労働者(注)の平均工賃月収額は17,934円, 1時間当りの平均工賃額は147円である。

(注) 製造業者や販売者から委託を受けて, 主として家庭で製造加工等に従事している者をいう。

5) 縮小化の停滞した男女賃金格差

48年の1人平均月間現金給与総額(サービス等を除く)について男女間格差をみると, 男子の賃金(141,215円)を100とした女子の賃金(70,827

41 表 内職工賃等の状況

	対 象 業 種	工賃月収額	1時間当り工賃	1月平均就業日数	1日平均就業時間数
昭和43年	A	8,820円	74円	21日	5.6時間
44	B	11,200	86	22	6.1
45	C	11,218	86	21	5.7
46	A	11,978	102	21	5.8
47	B	17,130	131	21	6.1
48	C	14,061	115	21	5.8

A 民生用電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子機器用および通信機器用部品製造業、時計同部分品製造業（43年のみ）

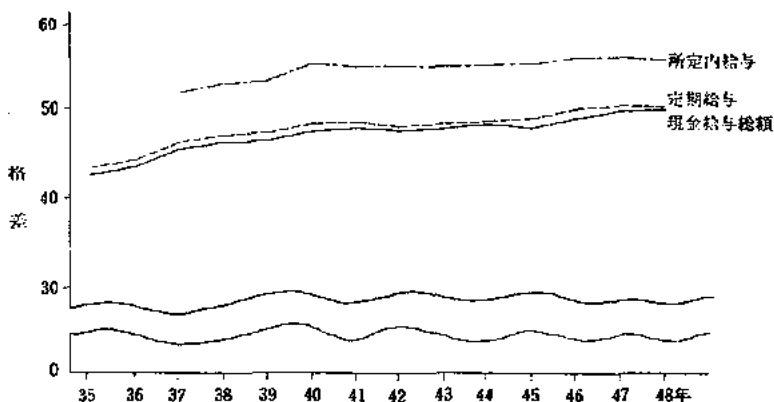
B 外衣製造業、その他の衣服繊維製身のまわり品製造業、中衣下着製造業（47年のみ）

C 紙製品・紙製容器製造業、がん具運動競技用具製造業

労働省一内職工賃調査

42 図 男女賃金格差の推移

（男子＝100）



注1) 所定内給与は賃金構造基本統計調査（規模10人以上）による。

2) 現金給与総額、定期給与額は毎月勤労統計調査（規模30人以上）による。

3) サービス業を含んでいない。

円)は50.2で、前年と同水準であった。(42図、付表9)

賞与等特別に支払われた給与を除いた定期給与についてみると、男女格差は50.7と現金給与総額での差より縮小するが、前年に比べるとはばもちあいとなっている。一方、特別給与における男女格差は48.6で前年より0.4ポイント縮小しているが、まだ男子の2分の1以下となっている。また、超過勤務手当を除いた所定内給与でみると、男女格差は55.9とさらに縮小するが、これも前年並みにとどまった。(付表9)

現金給与総額について産業別に男女賃金格差をみると、運輸通信業(65.6)、電気・ガス・水道業(58.0)、卸売業・小売業(53.2)では比較的格差が小さい。(付表10)

43 表 職種別男女賃金格差の推移

(男子=100)

	昭和36年	39年	42年	45年	47年	48年
精 紡 工 注1)	51.1	48.1	48.1	50.3	55.5	52.2
織 布 工 注2)	54.4	62.4	66.3	58.9	65.5	68.0
縫 製 工	60.5	76.1	57.9	56.6	56.5	59.6
パン洋生菓子製造工	56.6	56.2	52.4	57.6	58.6	56.2
皮 製 品 工	52.0	—	49.6	58.4	56.4	56.9
陶 磁 器 仕 上 工	43.4	47.9	53.5	56.6	56.2	55.5
ラジオ・テレビ総組立工	72.8	74.0注3)	65.2	74.1	71.2	75.4
通 信 機 総 組 立 工	65.4	59.7	—	72.4	73.2	62.5
給 仕 人 男子調理人=100	54.7	71.2	—	58.9	—	58.2
美 容 師 男子理容師=100	72.5	73.4	67.2	82.8	—	75.5
薬 剤 師 男子薬剤師=100	61.9	—	64.2	56.7	—	75.9

注1) 男子は紡機調整工

注2) 男子は、36年、39年は麻・毛織布仕上工、42年、45年、48年は横編メリヤス工

注3) 42年のみ電気機器組立工

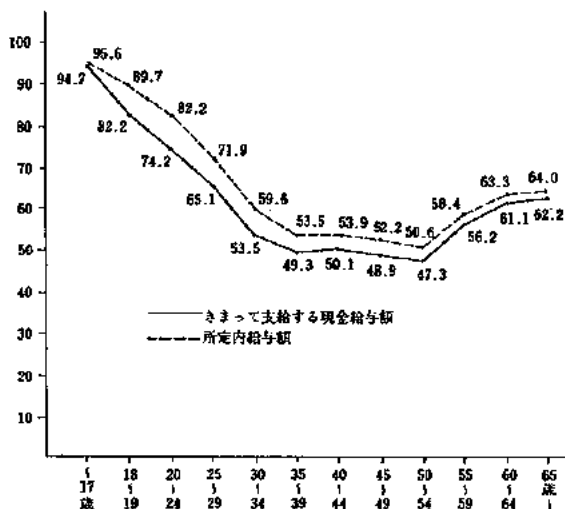
注4) パートタイム労働者を除く

労働省一賃金構造基本統計調査

職種別にみると、勤続年数等の相違もあるが、製造業ではラジオ・テレビ総組立工の男女格差(75.5)が最も小さく、次いで織布工(68.0)、通信機総組立工(62.5)などである。また、生産工程作業員以外では薬剤師(75.9)、美容師(75.5)などが比較的男女格差が小さい。(43表)

また、男女の賃金(所定内給与額)格差を年齢階級別にみると、17歳以下では男子100に対し女子は95.6で大きな差はないが、年齢の上昇にともなって格差は拡大し35～39歳層では男子の2分の1近くまで格差が開き、その後はこの水準をほぼ維持し、50歳以降からは男子の賃金絶対額の低下により男女格差は縮小している。(44図)

44 図 年齢階級別男女賃金格差
(男子=100)



(注) パートタイム労働者を除く

(2) 労働時間

1) 短縮傾向の続く所定労働時間

48年現在週所定労働時間が45時間未満の企業の割合は32.2%（労働者の割合は62.2%）で前年より8.6ポイント（同8.1ポイント）増加している。一方、週48時間以上の企業は43.9%（労働者は21.4%）で前年より10.3ポイント（同6.1ポイント）減少し、所定労働時間の短縮傾向が続いた。

（45表、46表）

これは主に週休日の増加によるものであるが、何等かの形で週休2日制を実施している企業の割合は前年の13.2%から30.0%と急増し、労働者の割合でみると、その過半数（54.7%）に実施されるようになった。（47表、48表）

なお、週休以外の年間休日数は平均15.3日で前年（14.7日）よりわずかながら増加しており、15日以上企業が65.1%を占めている。

2) ひき続き減少した実労働時間

女子の1人平均月間総実労働時間は169.2時間で前年より3.3時間減少した。このうち、所定外労働時間は6.3時間で前年と変わらないが、所定内労働時間は62.9時間でひき続き減少傾向を示した。

また、月間出勤日数は22.0日で前年（22.4日）よりわずかながら減少している。（49表）

これら月間出勤日数、所定内実労働時間数の減少傾向は、企業における週休日の増加、所定労働時間の減少等にみられる労働時間制度の改善によるところが大きいと考えられる。

女子の平均月間実労働時間数を産業別にみると、金融・保険業（151.7時間）で最も短いが、サービス業（177.7時間）をはじめ、鉱業、建設業、卸売小売業ではかなり長く、産業による開きが大きい。前年に比べると、鉱業で増加したほかはサービス業を除く各産業で減少しており、なかでも

45 表 週所労働時間階級別企業構成比の推移

(%)

	計	～39:59	40:00	40:01 ～ 41:59	42:00	42:01 ～ 44:59	45:00	45:01 ～ 47:59	48:00	48:01～
計										
45 年	100.0	2.2	1.1	1.6	6.0	7.0	7.8	12.7	59.0	2.6
46 年	100.0	2.4	1.4	1.7	6.6	7.7	8.4	11.4	60.3	0.1
47 年	100.0	2.5	1.5	3.1	6.6	8.9	8.8	14.2	54.2	0.1
48 年	100.0	4.8	1.9	3.9	5.8	15.6	8.0	15.8	43.9	—
1,000人～										
45 年	100.0	14.2	4.7	10.7	31.8	12.7	6.2	9.1	10.6	—
46 年	100.0	17.8	7.5	12.9	27.4	11.8	6.2	7.9	8.5	—
47 年	100.0	21.7	9.5	15.4	22.3	11.1	4.8	7.6	7.5	—
48 年	100.0	29.7	11.7	14.9	17.8	12.3	3.4	4.8	5.5	—
100～999人										
45 年	100.0	3.8	1.4	4.4	10.4	11.2	12.5	13.0	42.3	1.0
46 年	100.0	3.9	1.7	4.1	11.5	12.9	11.0	12.6	42.3	—
47 年	100.0	4.9	2.5	5.5	10.5	12.8	11.6	15.6	36.6	—
48 年	100.0	18.0	3.2	6.7	10.3	18.8	8.9	15.2	29.0	—
30～99人										
45 年	100.0	1.2	0.9	0.3	3.6	5.3	6.0	12.6	66.8	3.3
46 年	100.0	1.3	1.1	0.4	4.1	5.6	7.4	11.0	68.9	0.2
47 年	100.0	1.0	0.9	1.8	4.5	7.2	7.8	13.8	62.9	0.2
48 年	100.0	2.9	1.2	2.5	3.7	14.7	7.7	16.3	51.0	—

労働省一貫労働時間制度調査

46 表 週所労働時間階級別労働者構成比

(%)

	計	時間：分 39：59	40：00	40：01 ～ 41：59	42：00	42：01 ～ 44：59	45：00	45：01 ～ 47：59	48：00	48：01 ～
計	100.0	10.0	4.6	8.9	12.0	10.0	7.8	9.9	29.8	1.1
昭和45年	100.0	10.6	5.9	8.6	16.1	10.2	7.8	9.5	31.2	0.2
46年	100.0	14.0	6.8	10.9	12.2	10.2	7.5	11.0	27.3	0.2
47年	100.0	18.5	9.3	9.5	10.2	14.7	5.8	10.5	21.1	0.3
48年	100.0	18.5	9.7	15.4	30.0	9.1	3.9	6.8	6.3	0.2
1,000人～	100.0	21.1	12.1	15.5	25.0	9.3	4.7	6.8	5.4	0.2
45年	100.0	28.1	13.9	20.0	14.6	7.8	3.8	6.4	5.3	0.2
46年	100.0	35.8	20.0	14.3	9.9	9.0	2.7	4.1	4.1	0.1
47年	100.0	5.9	1.4	6.7	12.8	13.3	12.5	11.7	34.8	0.9
48年	100.0	5.3	2.3	6.2	13.5	13.0	10.9	11.0	32.6	0.1
100～999人	100.0	7.5	3.2	6.8	13.6	13.2	10.7	13.7	31.3	0.1
45年	100.0	10.5	3.9	8.6	13.4	19.4	7.9	13.1	22.8	0.5
46年	100.0	1.3	0.8	0.3	4.6	5.5	6.1	12.3	65.7	3.2
47年	100.0	1.6	1.3	0.4	4.4	6.4	7.3	11.4	67.1	0.2
48年	100.0	0.9	0.8	2.1	4.7	8.3	7.6	14.1	61.0	0.4
30～99人	100.0	3.2	1.1	2.5	4.1	15.6	7.3	16.9	49.2	0.1
45年	100.0	1.5	0.8	0.3	4.6	5.5	6.1	12.3	65.7	3.2
46年	100.0	1.6	1.3	0.4	4.4	6.4	7.3	11.4	67.1	0.2
47年	100.0	0.9	0.8	2.1	4.7	8.3	7.6	14.1	61.0	0.4
48年	100.0	3.2	1.1	2.5	4.1	15.6	7.3	16.9	49.2	0.1

労働省一貫金労働時間制度総合調査

47 表 週休制の形態別企業構成比の推移

(%)

	計	週 1 日 休	週 1 日 半 休	週 休 日 制				月 2 回	月 1 回	そ の 他
				計	完 全	月 3 回	週			
計										
昭和45年	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
46年	100.0	89.1	3.3	6.5	0.4	0.3	2.2	1.3	2.4	1.1
47年	100.0	83.1	3.4	13.2	1.0	0.3	3.5	1.7	6.8	0.3
48年	100.0	65.6	3.8	30.0	1.5	0.6	6.9	5.7	15.3	0.7
1,000人～										
45年	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
46年	100.0	55.2	6.7	37.8	5.2	1.4	10.4	7.4	13.3	0.3
47年	100.0	42.0	5.9	52.0	6.6	4.0	14.4	9.5	17.5	0.1
48年	100.0	25.6	3.8	70.4	11.8	5.2	18.4	14.5	20.5	0.2
100～999人										
45年	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
46年	100.0	81.1	5.7	12.4	0.9	0.4	3.3	2.5	5.3	0.7
47年	100.0	73.8	4.9	21.1	2.1	0.7	5.5	3.6	9.3	0.2
48年	100.0	54.4	4.1	41.3	3.1	1.6	8.5	8.7	19.4	0.2
30～99人										
45年	100.0	91.4	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
46年	100.0	93.1	2.3	3.3	0.1	0.2	1.5	0.6	0.9	1.2
47年	100.0	88.0	2.8	8.8	0.4	0.0	2.3	0.6	5.4	0.4
48年	100.0	71.2	3.6	24.2	0.5	0.1	5.9	4.3	13.5	1.0

労働省一貫金労働時間制度総合調査

48 表 週休制の形態別労働者構成比

(%)

	計	週 1日制	週 1日半制	週 全			日 制	月 2回	月 1回	その他
				小計	完	休 3回				
計										
昭和45年	100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	2.9	5.5	3.2
46年	100.0	62.1	7.3	24.0	4.4	0.7	5.6	5.0	8.2	0.6
47年	100.0	58.2	5.5	35.9	5.8	2.0	9.9	6.9	11.3	0.4
48年	100.0	41.0	3.9	54.7	9.9	2.7	12.8	12.0	17.2	0.4
1,000人～										
45年	100.0	53.4	9.0	34.2	10.4	1.7	7.0	4.7	10.8	3.0
46年	100.0	46.2	8.9	44.6	9.9	1.3	9.8	9.4	14.2	0.4
47年	100.0	30.1	6.7	62.6	11.3	4.2	17.8	13.7	15.6	0.5
48年	100.0	16.0	3.4	80.2	20.7	4.7	19.5	17.6	17.6	0.4
100～999人										
45年	100.0	78.9	9.0	9.2	0.7	1.1	2.5	2.2	2.7	2.8
46年	100.0	76.6	8.4	14.5	1.5	0.3	3.6	3.0	6.1	0.5
47年	100.0	69.9	5.5	24.3	3.4	1.0	6.2	3.7	10.0	0.3
48年	100.0	49.5	4.2	46.2	4.8	2.2	10.1	10.6	18.5	0.2
30～99人										
45年	100.0	91.6	1.8	2.2	0.2	—	0.7	0.7	0.7	4.4
46年	100.0	92.3	2.3	4.2	0.2	0.2	1.9	0.8	1.0	1.2
47年	100.0	86.9	3.2	9.6	0.4	—	2.8	0.7	5.8	0.3
48年	100.0	70.0	4.2	25.1	0.6	0.1	6.2	4.7	13.6	0.7

労働省一賃金労働時間制度総合調査

49 表 〔人平均月間実働時間数、出勤日数の推移
(規模30人以上)〕

	月 間 実 労 働 時 間 数						出 勤 日 数	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
昭和	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
43	178.8	198.6	171.6	175.2	7.2	23.4	22.9	23.3
44	176.2	195.9	168.9	172.5	7.3	23.4	22.6	23.3
45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
46	173.3	190.2	160.2	171.1	6.4	19.1	22.4	23.1
47	172.5	188.9	159.5	170.5	6.3	18.4	22.4	23.0
48	169.2	187.8	162.9	168.2	6.3	19.6	22.0	22.7

注) 45年、46年の出勤日数を除き45～48年はサービス業を含む。

労働省一毎月勤労統計調査

50 表 産業別にみた女子の1人平均月間実働時間数の推移
(規模30人以上)

(時間)

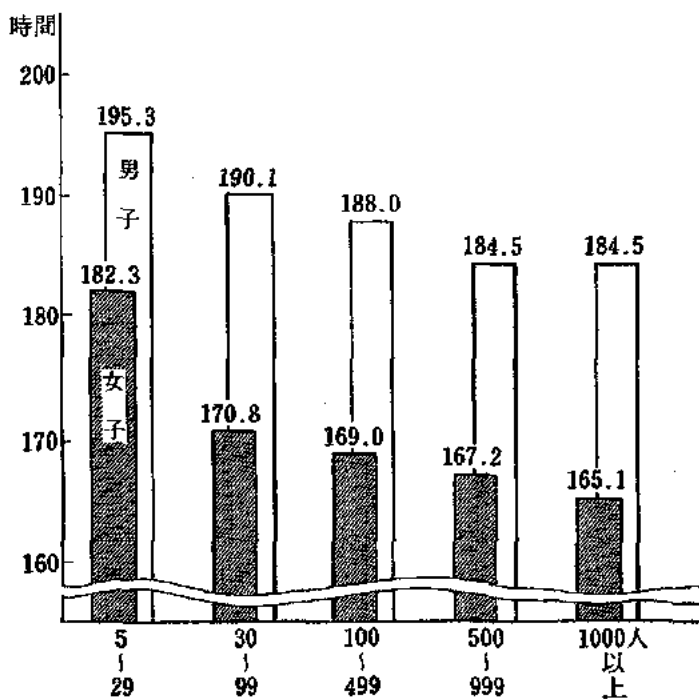
	昭 和 46 年			47 年			48 年		
	総実労働時間数	所定内	所定外	総実労働時間数	所定内	所定外	総実労働時間数	所定内	所定外
鉱 業	176.6	168.9	7.7	175.8	169.0	6.8	176.7	170.0	6.7
建 設 業	176.8	170.8	6.0	176.4	170.7	5.7	175.4	169.4	6.0
製 造 業	172.3	167.0	5.3	172.3	166.9	5.4	169.4	163.7	5.7
卸売業、小売業	179.3	174.0	5.3	177.7	172.4	5.3	173.3	168.0	5.3
金融、保険業	160.3	150.6	9.7	157.2	148.2	9.0	151.7	143.6	8.1
不 動 産 業	172.2	166.7	5.5	171.5	165.8	5.7	166.5	160.4	6.1
運輸通信業	169.5	160.3	9.2	168.8	159.9	8.9	167.2	159.5	7.8
電気、ガス、水道業	166.4	160.9	5.5	166.3	161.1	5.2	165.2	164.1	1.1
サービス業	176.2	168.2	8.0	175.3	167.7	7.6	177.7	168.7	9.0

労働省一毎月勤労統計調査

金融・保険業（5.5時間減）、不動産業（5.0時間減）など労働時間の比較的短い産業での減少が目立っている。（50表）

また、事業所規模別にみると、1,000人以上の事業所では165.1時間であるのに対し、5～29人の事業所では182.3時間となっているなど規模による格差がみられる。（51図）

51 図 事業所規模別1人平均月間総実働時間数（昭和48年）



（注） サービス業を含む

労働省一毎月勤労統計調査

4. 婦人の保護・福祉

(1) 母性保護等

1) 妊娠、出産の状況

昭和48年1月1日～12月31日の1年間に出産した女子雇用者（出産前に退職した者を除く）は女子雇用者全体の2.5%に当り、前回調査（46年4月1日～47年3月31日）よりわずかながら増加している。また、有夫女子雇用者に対する割合は6.0%である。（52表）

なお、47年度中に社会保険による分娩費（出産費）給付を受けた者（出産前6ヵ月以内に退職等により被保険者資格を喪失した者を含む）は約33万人で前年度（約31万人）より5.3%増加している。

また、48年中に妊娠又は出産のために退職した者は妊産婦全体の48.8%

52 表 女子労働者、有夫者に対する出産者の割合

（昭和48年）

(%)

		計		500人以上		100～499人		30～99人	
		女子労働者に対する出産者の割合	有夫者に対する出産者の割合	女子労働者に対する出産者の割合	有夫者に対する出産者の割合	女子労働者に対する出産者の割合	有夫者に対する出産者の割合	女子労働者に対する出産者の割合	有夫者に対する出産者の割合
総	数	2.5	6.0	2.8	10.2	2.6	6.6	2.1	4.0
鉱	業	1.1	1.9	0.5	2.3	0.6	1.0	1.5	2.2
建設	業	0.8	1.4	0.5	3.5	1.0	1.9	0.8	1.1
製造	業	3.0	6.1	3.1	10.3	3.2	6.4	2.4	3.6
卸売小売	業	1.2	5.5	1.1	8.8	1.0	5.7	1.4	4.7
金融保険	業	1.4	4.3	1.2	0.7	1.3	4.2	1.5	3.9
不動産	業	0.8	2.7	1.3	12.8	0.9	2.6	0.7	2.4
運輸通信	業	3.1	7.7	5.4	12.0	2.2	6.0	3.2	7.1
電気・ガス・水道・熱供給業		3.0	10.0	1.4	6.8	2.8	9.4	4.7	12.6
サービス業		3.3	8.0	3.4	10.5	3.8	9.8	2.9	6.2

労働省—女子保護実施状況調査

と半数近くになっている。これを退職時期別にみると、産前休業に入る前に退職した者が退職者の過半数（54.1%）を占めている。（53表、54表）

53 表 妊娠又は出産による退職者の割合

（昭和48年）

（%）

	計	500人 以上	100～499人	30～99人
総 数	48.8	48.2	48.4	49.8
飲 業	41.5	14.3	40.0	45.0
建 設 業	63.6	77.7	57.5	65.2
製 造 業	50.2	51.9	47.9	51.4
卸 売 小 売 業	69.8	70.5	70.8	68.4
金 融 保 険 業	48.3	51.0	55.9	45.5
不 動 産 業	87.4	90.0	69.2	95.3
運 輸 通 信 業	31.1	13.0	39.6	37.8
電気、ガス、水道、 熱供給業	37.4	69.1	35.4	18.2
サ ー ビ ス 業	32.0	24.6	33.1	33.5

労働省—女子保護実施状況調査

54 表 退職時期別にみた妊娠又は出産による退職者の割合

（昭和48年）

	計	500人 以上	100～499人	30～99人
妊娠又は出産による退職者	100.0	100.0	100.0	100.0
産 前 休 業 前 の 退 職 者	54.1	54.4	51.8	56.7
産 前 休 業 中 の 退 職 者	4.7	4.2	6.1	3.2
産 後 休 業 中 の 退 職 者	5.8	6.0	5.8	5.7
産 後 休 業 後 の 退 職 者	35.4	35.3	36.3	34.4

労働省—女子保護実施状況調査

2) 妊娠中の軽易業務転換

妊娠中の女子雇用者で軽易業務に転換した者の割合は11.0%で、前回調査(46年10.9%)と大差はみられなかった。産業別では、製造業(13.8%)、運輸通信業(12.9%)に比較的多い。(55表)

なお、軽易業務転換の事例としては、前回調査で立作業から腰掛け作業

55 表 妊娠中の軽易業務転換者の割合

(昭和48年)

(%)

	計	500人 以上	100～499人	30～99人
総 数	11.0	9.0	10.7	13.2
鉱 業	9.1	14.3	—	10.0
建 設 業	0.8	4.5	1.1	—
製 造 業	13.8	9.7	14.9	18.2
卸 売 小 売 業	4.6	1.6	1.9	8.6
金 融 保 険 業	2.7	1.0	2.4	3.3
不 動 産 業	2.2	10.0	—	2.3
運 輸 通 信 業	12.9	9.2	15.1	13.5
電気、ガス、水道、 熱供給業	0.2	0.8	—	—
サ ー ビ ス 業	8.8	15.1	18.7	14.9

労働省一女子保護実施状況調査

への転換，流れ作業から単独作業への転換，交替制勤務や夜勤のない業務への転換等がみられたが，48年現在労働時間に関する特別な措置を行なっている事業所の割合は，時間外労働の免除28.5%，交替勤務の免除3.4%，深夜業の免除3.4%となっている。

3) 産前産後の休業の状況

産前休業者を休業日数別にみると，7日以内の者が5.3%，8～21日の者が12.0%，22～35日の者が19.7%，36～42日の者が36.5%で6週間以内の者が7割を占め，6週間を超える者は23.3%と46年調査時よりわずかながら低下している。(56表)

1人平均休業日数は35.6日で，不動産業(45.6日)，電気・ガス・水道・熱供給業(38.2日)，運輸通信業(38.1日)，で比較的長く，鉱業(27.9日)，金融保険業(32.8日)，建設業，卸売小売業(ともに33.1日)ではかなり短いなど産業により差がみられる。また，大規模事業所ほど休業日数は長くなっている。(57表)

また，産後休業者を休業日数別にみると，6週間未満の者は10.1%，6

56 表 休業日数別産前産後休業者の割合

(%)

		計	30～99人	100～499人	500人～
産 前 休 業	計	100.0	100.0	100.0	100.0
	6 週 間 以 内	73.5	75.5	74.0	70.8
	7 日以内	5.3	8.1	4.8	3.5
	8～21日	12.0	16.6	11.3	8.6
	22～35日	19.7	18.8	20.3	19.7
	36～42日	36.5	32.0	37.7	39.0
6 週間をこえる		23.3	19.9	23.2	27.0
産 後 休 業	計	100.0	100.0	100.0	100.0
	6 週 間 以 内	58.1	54.5	60.2	58.9
	5 週 間	3.9	6.5	3.4	1.8
	5 週間をこえ	7.2	7.8	7.2	6.6
	6 週間未満	47.0	40.2	49.6	50.5
	6 週 間	39.0	40.9	37.4	39.3
休 業	6 週間をこえる	18.2	17.6	15.8	22.3
	7 週間以内	11.1	11.1	11.6	10.2
	8 週間以内	9.7	12.2	10.0	6.8
	8 週間をこえる				

注) 休業日数不明のものを除いたため休業日数別計は100.0%にならない。

労働省一女子保護実施状況調査

週間の者は47.0%で、ともに減少傾向がみられるのに対し、6週間をこえる者は39.0%と46年調査時より比率が増大している。(56表)

産後休業者の平均休業日数は46.5日で、産業別に大きな差はみられないが、産前休業の比較的短い小規模事業所の方が産後休業日数は長くなっている。(57表)

ちなみに、産前産後休業について、労働協約、就業規則等の規定を設けている事業所は84.5%、このうち休業期間が労働基準法の最低基準である産前産後各6週間(通算12週を含む)を上回る事業所の割合は4.9%で、46年調査の結果(4.5%)をわずかながら上回っている。なかでも500人以上の事業所では20.9%と前回(12.4%)よりかなり多くなっている。ま

57 表 1 人平均産前産後休業日数

(昭和48年)

(日)

	産 業	計	500 人以上	100人～499人	30人～99人
産 前	総 数	35.6	37.3	36.6	32.4
	鉱 業	27.9	40.0	28.7	26.0
	建 設 業	33.1	28.8	33.9	32.7
	製 造 業	35.6	36.0	36.7	33.5
	卸 売 小 売 業	33.1	44.0	33.6	28.1
	金 融 保 険 業	32.8	37.0	34.7	31.3
	不 動 産 業	45.6	46.4	39.7	49.1
	運 輸 通 信 業	38.1	41.1	35.7	—
	電気、ガス、水道、 熱供給業	38.2	38.1	38.1	38.3
後	サ ー ビ ス 業	36.7	42.6	38.3	32.5
	総 数	46.5	45.9	47.3	48.0
	鉱 業	39.6	42.0	—	38.0
	建 設 業	46.2	36.5	44.0	48.9
	製 造 業	46.6	45.1	48.1	50.0
	卸 売 小 売 業	45.0	53.0	42.8	44.1
	金 融 保 険 業	46.9	40.7	42.6	49.3
	不 動 産 業	41.2	42.0	49.9	37.5
	運 輸 通 信 業	47.2	47.0	47.6	47.0
	電気、ガス、水道、 熱供給業	47.4	41.7	45.7	50.9
	サ ー ビ ス 業	46.5	50.0	46.8	44.7

労働省—女子保護実施状況調査

た、休業中有給としている事業所は34.2%で、有給事業所の割合も増大する傾向がみられる。(58表)

4) 生理休暇の請求状況

48年中に生理休暇を請求した者の割合は21.2%で、産業別にみると、運輸通信業で39.0%と特に高いほかは、各産業で1～2割程度である。

請求者1人当りの年間休暇請求回数は6.5回で、1回平均1.4日休んでいる。(59表)

なお、生理休暇について就業規則等の規定を設けている事業所の割合は

58表 産前産後休業規定の有無、内容別事業所数の割合

(昭和48年2月現在)

(%)

	計	規定あり	規定の方法別				規定なし	産前産後各6週間通算注1)	産前産後各6週間通算を上る注1)	休業中6週間の賃金有給注2)
			労働協約	就業規則	労働協約就業規則とも	内規等				
計	100.0	84.5 100.0	6.1	68.6	23.1	2.2	15.5	95.1	4.9	34.2
30～99人	100.0	81.8 100.0	6.6	74.7	16.5	2.2	18.2	96.8	3.2	33.6
100～499人	100.0	90.8 100.0	4.7	57.7	35.5	2.1	9.2	92.1	7.9	34.6
500人以上	100.0	98.1 100.0	5.8	33.3	59.6	1.3	1.9	79.1	20.9	44.3

注 1) 規定なしの事業場を含む。

2) 規定なしの事業場は無給とみなした。 労働省一女子保護実施状況調査

59表 産業別、事業所規模別にみた生理休暇請求状況

(昭和48年)

区 分	請 求 者 の 割 合	年間平均 休暇回数	年間平均 休暇日数	1回の平均 休暇日数
総 数	21.2%	6.5回	9.2日	1.4日
鉱 業	10.4	7.2	13.4	1.9
建設業	11.0	7.4	9.3	1.3
製造業	22.2	5.9	8.5	1.4
卸売小売業	23.1	6.5	7.4	1.1
金融保険業	11.5	7.1	8.7	1.2
不動産業	23.2	7.9	9.9	1.3
運輸通信業	39.0	8.5	13.8	1.6
電気、ガス、水道、熱供給業	17.1	7.4	9.4	1.3
サービス業	13.5	6.8	9.8	1.4
500人以上	27.4	6.7	11.3	1.1
100人～499人	25.8	6.4	8.4	1.3
30人～99人	10.6	6.3	7.5	1.2

労働省一女子保護実施状況調査

80.2%で、このうち、休業中有給としているところは過半数（54.7%）を占めている。産業別では電気、ガス、水道業（97.6%）、金融保険業（83.7%）で有給事業所の割合が高い。（60表）

60表 生理休暇に関する規定のある事業所の割合

(%)

	計	規定 あり の事 業所	うち休業中有給としている事業所						
			計	毎 週 時 に つ き				年間を通じて	
				1 日	2 日	3 日	必要 日数	13日以内	14日以上
計	100.0	80.2 (100.0)	100.0 (54.7)	21.7	29.7	6.9	39.8	1.4	0.6
鉱 業	100.0	76.3 (100.0)	100.0 (34.7)	5.7	25.2	19.5	48.8	0.8	—
建 設 業	100.0	57.9 (100.0)	100.0 (45.1)	16.6	21.6	3.6	55.5	2.6	—
製 造 業	100.0	79.9 (100.0)	100.0 (41.2)	33.6	28.5	4.9	29.3	2.7	1.0
卸小売業	100.0	81.6 (100.0)	100.0 (56.2)	26.7	19.1	2.3	50.9	0.8	0.3
金融保険業	100.0	91.1 (100.0)	100.0 (83.7)	20.5	26.7	4.5	46.8	0.9	0.7
不動産業	100.0	63.2 (100.0)	100.0 (77.1)	19.4	27.9	8.6	43.2	0.9	0.7
運輸通信業	100.0	87.0 (100.0)	100.0 (68.2)	10.5	41.5	16.5	31.1	0.4	0.0
電気ガス水道業	100.0	98.4 (100.0)	100.0 (97.6)	2.5	71.4	6.3	18.6	—	1.2
サービス業	100.0	79.6 (100.0)	100.0 (62.6)	12.0	28.2	7.1	51.6	0.2	0.9
30～99人	100.0	76.0 (100.0)	100.0 (51.0)	22.2	27.3	5.7	43.6	0.9	0.4
100～499人	100.0	90.6 (100.0)	100.0 (62.0)	21.3	33.3	9.6	32.6	2.4	0.8
500人～	100.0	96.4 (100.0)	100.0 (82.8)	0.1	42.5	9.1	27.3	1.7	1.1

労働省一女子保護実施状況調査

5) 育児時間の請求状況

48年中に出産し産後休業後引続いて勤務している者のうち、育児時間を請求した者の割合は27.1%で、前回調査時(46年)より2.9ポイント上昇している。産業別では運輸通信業(61.0%)が特に高く、不動産業(35.3%)、サービス業(33.8%)がこれに次いでいる。他方、卸売小売業(16.0%)、建設業(17.9%)では育児時間請求者の割合がかなり低い。(61表)

61表 産業別、規模別にみた育児時間請求者の割合
(昭和48年)

		計	500人以上	100～499人	30～99人
総	数	27.1	36.0	27.3	18.4
鉱	業	22.2	66.7	—	18.2
建	業	17.9	22.5	8.1	25.0
設		20.0	24.1	20.7	13.3
製	業	16.0	35.6	7.5	16.7
卸	業	28.6	61.5	32.3	19.4
売		35.3	※	16.7	50.0
小	業	61.0	74.5	60.9	41.3
売		20.3	7.9	31.0	11.1
業		33.8	52.8	40.6	18.5
金	業				
融					
保					
險					
業					
不					
動					
産					
業					
運					
輸					
通					
信					
業					
電					
気					
ガ					
ス					
水					
道					
熱					
供					
給					
業					
サ					
ー					
ビ					
ス					
業					

注) ※は対象数が少ないため比率を掲載しない。労働省一女子保護実施状況調査

育児時間について規定を設けている事業所の割合は45.6%で、他の母性保護制度に比べて規定のある事業所の割合はかなり低くなっている。育児時間につき労働基準法の最低基準(生後1年間、1日2回各30分)を上回る規定内容のある事業所は4.4%である。また、育児時間中有給としている事業所は34.4%で、なかでも500人以上の大規模事業所は62.9%と有給事業所の割合が高くなっている。(62表)

6) 妊娠中の健康管理措置の状況

労働基準法上の母性保護措置以外に、勤労婦人福祉法で事業主の努力義務として規定されている妊娠中の婦人労働者の健康管理のための措置とし

62表 育児時間に関する規定のある事業所の割合

	計	規定のある事業所					生後1年間 1日3回 各30分 を上ま わる規 定	育児時 間中有 給の事 業所
		計	労働協 約就業 規則	労働 協約	就業 規則	内規等		
計	100.0	45.6 100.0	26.1	11.4	56.6	6.0	4.4	34.4
鉱業	100.0	46.5 100.0	26.7	9.7	61.2	2.4	1.1	35.2
建設業	100.0	26.1 100.0	11.5	17.6	63.5	7.3	0.5	24.0
製造業	100.0	47.0 100.0	20.0	11.5	63.0	5.5	1.6	29.2
卸売小売業	100.0	37.7 100.0	16.7	12.7	63.1	7.5	1.3	27.8
金融保険業	100.0	48.3 100.0	24.0	10.0	58.3	7.7	2.1	39.2
不動産業	100.0	36.5 100.0	7.6	1.9	80.0	10.5	1.4	19.1
運輸通信業	100.0	56.1 100.0	56.5	11.4	30.4	1.6	21.7	47.8
電気ガス水道業	100.0	85.5 100.0	31.7	8.9	48.6	10.8	2.5	86.3
サービス業	100.0	49.9 100.0	9.0	7.0	71.9	12.2	0.4	46.0
30～99人	100.0	40.7 100.0	17.9	13.1	62.2	6.8	2.9	31.3
100～499人	100.0	55.8 100.0	38.7	8.3	48.1	4.8	7.9	39.8
500人～	100.0	79.2 100.0	51.8	8.0	36.5	3.9	14.0	62.9

労働省—女子保護実施状況調査

て、通院休暇制度（定期検診を受けるための休暇を認める措置）、つわり休暇制度（つわりの時期に一定期間休暇を与える措置）等を実施する事業所が多くなっている。48年現在通院休暇を実施している事業所の割合は19.8%、つわり休暇を実施している事業所の割合は7.8%とともに前回調査時より大幅な増加がみられた。また、通勤ラッシュを避けるため妊婦に時差出勤を認める措置をとっている事業所14.5%、休憩時間の増加を認め

63表 その他の母性保護制度等のある事業所の割合

	計	妊 娠 中 の 制 度				育児のための 制度・施設	
		つわり 休 暇	通 休 院 暇	時 出 差 勤	休憩時 間の増 加	育 児 休 業	企業内 保育施 設
計	100.0	7.8	19.8	14.5	6.0	4.3	3.2
飲 業	100.0	5.1	13.0	9.6	7.3	0.3	0.8
建 設 業	100.0	7.8	16.3	10.6	6.2	1.6	2.4
製 造 業	100.0	7.9	17.0	9.0	4.9	4.1	3.4
卸 小 売 業	100.0	10.3	21.8	11.6	8.3	2.2	1.5
金 融 保 険 業	100.0	3.7	17.9	20.8	3.8	3.2	0.9
不 動 産 業	100.0	9.0	18.1	14.9	6.6	1.7	—
運 輸 通 信 業	100.0	7.2	25.2	25.1	4.3	9.8	2.9
電 気 ガ ス 水 道 業	100.0	11.5	29.7	23.3	4.8	1.2	—
サ ー ビ ス 業	100.0	7.4	24.1	20.7	12.9	4.5	11.2
30 ～ 99人	100.0	7.1	19.3	14.7	6.2	3.2	2.4
100 ～ 499人	100.0	9.5	20.8	13.6	5.9	6.6	4.9
500人～	100.0	9.7	22.8	14.2	3.4	11.4	9.8

労働省—女子保護実施状況調査

ている事業所6.0%となっている。(63表)

7) 育児休業の状況

労働基準法の規定による産前産後休業、育児時間とは別に婦人労働者の育児を容易にし長期勤続を可能とするため育児休業制度を実施する事業所が出てきている。48年現在育児休業制度を実施している事業所の割合は4.3%と比率は低い、46年当時(2.3%)と比べるとかなり実施率が上昇している。

産業別では運輸通信業(9.8%)が最も多く、次いでサービス業(4.5%)、製造業(4.1%)などとなっている。また、事業所規模別では500人以上事業所11.4%、100～499人事業所6.6%と大規模事業所での普及率が高い。(63表)

64表 妊娠、分娩等における異常の発生状況

業務軽減の有無		総 数	無	深夜業、 交替制労働あり	有
妊娠 分娩、産褥状況					
総 数		983(100.0)	740(100.0)	26(100.0)	243(100.0)
妊 娠 の 状 況	妊娠中異常のあった者注1)	713 (72.5)	543 (73.4)	22 (84.6)	170 (69.9)
	つわりによる治療、休養	79 (8.0)	57 (7.7)	2 (7.7)	22 (9.1)
	後期妊娠中毒症	307 (31.2)	244 (33.0)	17 (65.0)	63 (25.9)
	流・早産の徴候	289 (29.4)	215 (29.1)	10 (38.5)	74 (30.5)
	貧血	435 (44.3)	288 (38.9)	15 (57.7)	147 (60.5)
分娩に異常のあった者注2)		540 (54.9)	410 (55.4)	22 (84.6)	130 (53.5)
分 娩 の 状 況	分 生 産	938 (95.4)	703 (95.0)	24 (92.3)	235 (96.7)
	仮死産	33 (3.4)	28 (3.8)	1 (3.8)	5 (2.1)
	流産	6 (0.6)	4 (0.5)	0 (—)	2 (0.8)
	死産	6 (0.6)	5 (0.7)	1 (3.8)	1 (0.4)
	早期産	103 (10.5)	79 (10.7)	7 (26.9)	24 (10.0)
晩 期 産 の 状 況	晩期産	55 (5.6)	45 (6.1)	0 (—)	10 (4.1)
	生児の体重2,500g以下	77 (7.8)	56 (7.5)	4 (14.8)	21 (8.5)
	分娩時の異常	380 (38.9)	278 (37.8)	15 (57.7)	102 (42.3)
	(M) 前・早期破水	148 (15.1)	115 (15.6)	8 (30.8)	33 (13.7)
	A) 微弱陣痛	96 (9.8)	76 (10.3)	3 (11.5)	20 (8.3)
産 褥 の 状 況	その他	293 (30.0)	200 (27.0)	15 (57.7)	93 (38.3)
	遷延分娩	141 (14.4)	97 (13.2)	3 (11.5)	44 (18.3)
	骨盤位等	32 (3.3)	24 (3.3)	3 (11.5)	8 (3.3)
	帝王切開	37 (3.8)	28 (3.8)	1 (3.8)	9 (3.7)
	異常出血	92 (9.4)	66 (9.0)	2 (7.7)	26 (10.8)
産 褥 の 状 況	復故現象不良	46 (4.7)	39 (5.3)	0 (—)	7 (2.9)
	母乳分泌不良	117 (12.0)	95 (12.9)	3 (11.5)	22 (9.1)

(注) 1) 妊娠中異常のあった者とは、つわりによる治療、休養、後期妊娠中毒症、流早産の徴候、または貧血のいずれかに該当する者をいう。

2) 分娩に異常のあった者とは、仮死産、死産、流産、早期産(38週未満の分娩)、晚期産(42週以降の分娩)、生児の体重2,500g以下、遷延分娩(分娩所要時間24時間以上)、骨盤位等異常な胎位、帝王切開、異常出血(出血量500ml以上)または早・前期破水、微弱陣痛等の分娩時の異常のいずれかに該当する者をいう。

労働省一勤労働人の妊娠、出産に関する調査(昭和48年)

8) 妊娠、分娩異常の状況

「勤労婦人の妊娠、出産に関する調査」(47年11月～48年3月)によると、妊娠中何らかの異常のあった者は調査対象者(983名)の72.5%を占めている。このうち、貧血(44.3%)が最も多く、次いで浮腫・尿蛋白・高血圧等の後期妊娠中毒症(31.2%)、流・早産の徴候(29.4%)などとなっている。

また、分娩に関して何らかの異常のあった者は54.6%と過半数に達している。このうち前(早)期破水、微弱陣痛等分娩時の異常は38.9%、遅延分娩(分娩所要時間が24時間以上のもの)14.4%、早期産(在胎週数38週未満の出産)10.5%などとなっている。(64表)

9) 社会保険による母性給付

出産に関しては健康保険等による分娩費(出産費)、出産手当金、育児手当金の給付が行われている。昭和47年度のこれら母性給付の決定件数をみると、政府管掌健康保険と組管掌健康保険をあわせて、分娩費給付約26万件、出産手当金給付約23万件、育児手当金給付約25万件で、それぞれ

65表 健康保険等による母性給付決定件数

(昭和47年度)

	分娩費 (出産費)	出 産 手当金	育 児 手当金	女子被保 険 者 数	女子平均 標準報酬
	件	件	件	人	円
政府管掌健康保険	172,752	155,993	167,417	4,859,603	月額41,739
組管掌健康保険	86,932	78,673	85,759	2,895,102	51,892
日雇労働者健康保険	582	535	—	215,946	—
※国家公務員共済組合	10,235	—	53,701	—	—
地方公務員共済組合	48,417	—	116,289	—	—
※公共企業体職員共済組合	8,001	—	37,387	—	—
※私立学校教職員共済組合	3,814	—	8,406	111,232	—
船 員 保 険	46	34	42	—	—

注) ※印では分娩費を出産費と称す。

総理府—社会保障統計年報

前年度より増加している。なお、公務員共済組合等の出産費給付件数を含めると、分娩費（出産費）給付件数は約33万件である。（65表）

健康保険による女子被保険者千人当り分娩費給付件数をみると、政府管掌健康保険組合 35.5、管掌健康保険 30.0 でともに前年度より上昇している。また出産手当金の1件平均給付額は政府管掌健康保険の場合45,725円で、1人平均標準報酬月額62.4日分に相当し、組管掌健康保険では58,151円、61.4日分となっている。これによると、出産手当金の1件平均給付日数はわずかながら伸びていることがうかがえる。（66表、67表）

66表 健康保険女子被保険者千人当り分娩費給付件数の推移（件）

	昭和42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
政府管掌健康保険	34.5	33.2	31.9	33.4	35.3	35.5
組管掌健康保険	23.8	23.9	23.7	25.1	28.2	30.0

総理府—社会保障統計年報

67表 出産手当金1件平均給付額、給付日数の推移

	昭和42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
政府管掌健康保険	21,630円 58.5日	24,812円 59.8日	28,630円 60.4日	33,231円 61.0日	39,378円 61.8日	45,725円 62.4日
組管掌健康保険	26,630円 55.5日	35,902円 56.6日	35,692円 58.5日	41,508円 59.0日	49,219円 60.3日	58,151円 61.4日

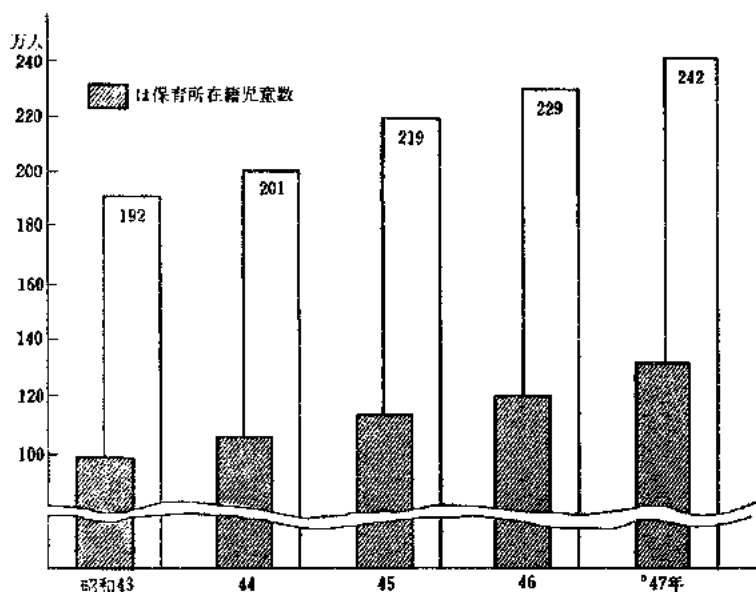
総理府—社会保障統計年報

（2） 婦人労働省のための施設

1) 保育施設

既婚女子雇用者の20.7%が乳幼児をもっている（総理府「婦人に関する意識調査」47年10月）が、既婚婦人の雇用増大に伴って保育所への入所を必要とする児童数^{（注）}は増加を続け、47年12月末現在242万人を数えている。（68図）

68図 保育所入所対象児童数の推移
(各年12月末現在)



自治省—公共施設状況調

厚生省—社会福祉行政業務報告

(注) 児童福祉法による保育所への入所措置基準に基づいて試算した児童数

これに対し、学齢前のこどもをあずかる認可保育所は48年3月現在 15,561所、入所児童数約130万人で、入所を必要とする児童数をかなり下回っている。48年8月現在施設数 16,391 所、入所児童数約140万人を数えているが、なお保育所不足は深刻であるといわれている。(69表)

また、無認可保育所数に関する最近の資料はないが、厚生省調査によると44年現在2,407所で、入所児童数は約11万人を数えている。

69表 認可保育所数、在籍児童数の推移（各年4月）

	年	総数(A)	公立(B)	私立	$\frac{(A)}{(B)}$
		所	所	所	%
施設 数	昭42	11,920	7,401	4,519	62.1
	43	12,472	7,799	4,673	62.5
	44	13,129	8,223	4,906	62.6
	45	13,818	8,582	5,236	62.1
	46	14,563	8,998	5,565	61.8
	47	15,476	9,602	5,874	62.0
	48	15,561	9,656	5,905	62.7
入 所 児 童 数	昭42	890,533	540,159	344,374	60.7
	43	955,417	586,462	368,955	61.4
	44	1,022,776	628,676	394,100	61.5
	45	1,083,802	656,883	426,919	60.6
	46	1,154,261	693,136	461,125	60.1
	47	1,292,886	787,731	505,155	60.9
	49	1,295,539	787,639	507,900	60.8

注) 48年は3月現在数である。

厚生省—社会福祉行政業務報告

なお、企業内保育施設を有する事業所の割合は48年現在3.2%となっている。(63表)

2) 働く婦人の家等

働く婦人のための各種相談、指導、講習等を行う総合福祉施設として28年以来「働く婦人の家」が設置されているが、48年度から軽運動室や学童学習室を備えた大型施設として「勤労婦人センター」が新設され、あわせて52カ所（うち勤労婦人センター8カ所）を数えている。(70表)

また、30年以内職就業に関する相談・苦情処理、内職のあっ旋、技術指導等を行う内職公共職業補導所が設置されてきたが、48年から「内職相談センター」と名称を変更し、全国で48ヶ所となっている。(71表)

70表 働く婦人の家設置状況

(昭和48年度末現在)

	県 名	名 称	設 置 主 体	設置年度
1	北海道	苫小牧市婦人ホーム	苫小牧市	43
2	"	帯広市婦人センター	帯広市	44
3	"	室蘭市勤労婦人センター	室蘭市	45
4	"	函館市働く婦人の家	函館市	46
5	"	名寄市	名寄市	47
6	"	北見市	北見市	48
7	青森	青森市	青森市	47
8	岩手	盛岡市	盛岡市	"
9	宮城	石巻市	石巻市	"
10	"	泉 市	泉 市	48
11	秋 田	大曲市	大曲市	47
12	"	仁賀保町	仁賀保町	48
13	福 島	郡山市	郡山市	47
14	茨城	日立市	日立市	43
15	栃木	栃木市働く婦人の家	栃木市	46
16	群馬	群馬県	群馬県	33
17	埼 玉	川越市婦人会館	川越市	44
18	"	埼玉県坂戸働く婦人の家	埼玉県	46
19	東 京	八王子市婦人センター	八王子市	41
20	神奈川	神奈川県勤労婦人会館	神奈川県	28
21	新 潟	見附市働く婦人の家	見附市	39
22	富 山	高岡市	高岡市	48
23	石 川	宇の気町	宇ノ気町	37
24	"	七尾市婦人センター	七尾市	42
25	"	松任市働く婦人の家	松任市	48
26	福 井	鯖江市勤労婦人会館	鯖江市	36
27	"	敦賀市働く婦人の家	敦賀市	47
28	山 梨	山梨市	山梨市	42
29	長 野	岡谷市婦人の家	岡谷市	39
30	"	松本市働く婦人の家	松本市	46
31	"	須坂市	須坂市	48
32	静 岡	三島市働く婦人の家	三島市	46
33	愛 知	愛知県尾西勤労婦人ホーム	愛知県	36
34	"	岡崎市勤労婦人会館	岡崎市	45

No	県名	名 称	設置主体	設置年度
35	愛知	西尾市働く婦人の家	西尾市	45
36	〃	名古屋市勤労婦人センター	名古屋	48
37	大阪	大阪府立勤労婦人ホーム	大阪府	38
38	兵庫	西脇市働く婦人の家	西脇市	35
39	〃	神戸市立 〃	神戸市	43
40	〃	伊丹市 〃	伊丹市	46
41	〃	尼崎市勤労婦人センター	尼崎市	48
42	和歌山	和歌山県立働く婦人の家	和歌山県	〃
43	鳥取	鳥取市 〃	鳥取市	47
44	岡山	倉敷市立児島 〃	倉敷市	37
45	広島	福山市婦人福祉センター	福山市	43
46	山口	下関市勤労婦人センター	下関市	48
47	香川	白鳥町働く婦人の家	白鳥町	45
48	愛媛	今治市 〃	今治市	38
49	福岡	北九州市立婦人の家	北九州市	28
50	〃	久留米市勤労婦人センター	久留米市	48
51	熊本	熊本市 〃	熊本市	〃
52	大分	別府市婦人会館	別府市	44

71表 内職相談センター設置状況

(48年度末現在)

施 設 名	設置年	施 設 名	設置年
北海道立札幌内職相談センター	33	岐阜県家内労働相談所	33
北海道立函館内職相談センター	45	静岡県内職指導センター	33
青森県内職公共職業補導所	37	愛知県内職相談センター	31
岩手県内職公共職業補導所	35	三重県内職相談センター	37
宮城県内職相談センター	36	滋賀県内職相談センター	38
山形県内職相談センター	41	京都府内職指導所	44
福島県福島内職相談センター	35	大阪府立職業サービスセンター	30
福島県いわき内職相談センター	38	兵庫県立内職公共職業補導所	32
茨城県内職相談センター	33	奈良県内職相談センター	48
栃木県中央内職公共職業補導所	36	和歌山県内職相談センター	38
栃木県県南内職公共職業補導所	41	鳥取県内職相談所	36
群馬県内職相談センター	37	島根県内職相談センター	38
埼玉県浦和内職相談センター	34	岡山県内職公共職業補導所	32
埼玉県熊谷内職相談センター	44	山口県内職公共職業補導所	32
千葉県内職相談センター	33	徳島県内職相談所	39
東京都江東内職公共職業補導所	31	香川県内職相談所	34
東京都足立内職公共職業補導所	36	高知県立内職相談センター	33
東京都港内職公共職業補導所	40	福岡県福岡内職公共職業補導所	30
神奈川県立内職指導センター	30	福岡県内職公共職業補導所筑豊支所	41
新潟県内職相談センター	45	佐賀県内職相談センター	43
富山県内職公共職業補導所	42	長崎県内職相談センター	35
石川県内職公共職業補導所	38	大分県内職相談センター	33
山梨県立婦人労働開発センター	39	鹿児島県内職公共職業補導所	47
長野県内職公共職業補導所	32	沖縄県立内職公共職業補導所	47

(3) 職業指導等

公共職業安定所では職業紹介事業の一環として職業指導を行っているが、48年の一般女子の新規求職者は約152万人で、これらの求職者に対して職業知識の授与、就職のあっ旋が行われた。また、新規学卒女子の求職者約37万人に対しても同様の職業指導が学校を通して実施された。

さらに、一般職業紹介とは別に、主に家庭婦人を対象に職業指導、職業紹介を行うパートタイム職業紹介窓口が各公共職業安定所に設置されており、48年の女子求職者は14万人を数えている。

なお、公共職業安定所の窓口以外に、雇用情報の提供、職業相談等のサービス活動を行うターミナル職業相談室が全国主要都市11ヶ所に設置されており、ここで求職に関する相談をした女子は6万人余(相談件数の78%)であった。(72表)

72表 ターミナル職業相談室設置状況

名 称	所 在 地	設 置 場 所	管轄安定所
三 宮	神戸市生田区三宮1～42 (三宮駅西口)	ダイエー三宮店2階	神 戸
名古屋	名古屋市中村区笹島町1～222 (国鉄名古屋駅前 地下街商店街)	菱信ビル地下1階	名古屋北
横 浜	横浜市西区南幸町1～3～1 (横浜駅西口)	横浜岡田屋百貨店9階	横 浜
梅 田	大阪市北区小塚町3番地 (阪急梅田駅構内)	阪急梅田駅構内	天 満
浜松町	東京都港区芝浜松町3の5 (国電浜松町駅南口)	東京モノレールビル1階	芝 園 橋
札 幌	札幌市南二条町西2丁目	金市館7階	札 幌
東 京 八重洲	東京都中央区八重洲4の1 (東京駅八重洲口)	東京駅八重洲大地下街	飯 田 橋
阿倍野	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1～5～36	阿倍野センタービル 地下1階	阿 倍 野
広 島	広島市胡町5番1号	錦三越広島支店6階	広 島
仙 台	仙台市中央4丁目1番1号	エンドー駅前ビル6階	仙 台
福 岡	福岡市博多区祇園町 7番20号	錦洲上デパート5階	福 岡

(4) 職業訓練等

1) 公共職業訓練施設が行う職業訓練

公共職業訓練施設は、都道府県又は市町村が設置運営する高等職業訓練校および専修職業訓練校、雇用促進事業団が設置運営する高等職業訓練校ならびに国及び都道府県が設置又は運営を委託している身体障害者職業訓練校がある。

48年度における公共職業訓練施設の設置状況をみると、専修訓練課程の養成訓練（主として新規学卒者に対して技能労働者としての基礎的な知識、技能を付与するもの）、能力再開発訓練等を行う専修職業訓練校は全国に285校、高等訓練課程の養成訓練（主として新規学卒者に対して熟練技能労働者としての基礎的な知識、技能を付与するもの）、能力再開発訓練等を行う高等職業訓練校は全国に59校、身体障害者職業訓練校は13校（国立11校、県立2校）である。

これらの公共職業訓練施設に48年4月に入校した女子は7,757人で入校生全体（50,704人）の15.3%を占めている。

また、48年3月に修了した女子について訓練科（職種）別にみると、養成訓練では縫製が最も多く、次いで事務、美容などとなっている。また、能力再開発訓練では事務、縫製、写図、洋裁等が多い。（73表）

なお、8都府県（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、長崎）の専修職業訓練校では中高年齢婦人に対する婦人就職促進訓練を実施しており、修了者は会社、病院等の主婦、看護補助者、ホームヘルパー等として就職している。

その他、中高年齢婦人の就職を容易にするため都道府県婦人少年室が短期職業講習会を実施しているが、48年度は経理事務、医療事務、厚生事務、写図、衣料販売の職種について20婦人少年室で行われ、受講生3,300人を数えている。

73表 公共職業訓練における訓練科別女子修了者数
(昭和48年3月修了, 他人に雇用された者)

(人)

		養成訓練	能力再開 発 訓練			養成訓練	能力再開 発 訓練
縫	製	599	619	陶 器 図 案	—	19	
洋	服	91	116	陶 器 製 造	3	21	
洋	裁	83	353	製 版 印 刷	30	21	
和	裁	2	49	軽 印 刷	1	45	
編	物	—	79	印 刷	—	25	
事	務	353	1,049	機 械	—	23	
和文	タイプ	40	138	金 属 プ レ ス	—	24	
英文	タイプ	—	84	溶 接	—	14	
タ イ プ		—	267	自 動 車 運 転	—	24	
美	容	190	72	木 工	—	12	
理	容	127	13	意 匠 図 案	—	27	
機 械 製 図		139	141	デ ザ イン	5	—	
建 築 製 図		73	23	広 告 美 術	—	5	
造 船 製 図		20	—	塗 装	—	12	
写	図	—	515	電 子 計 算 機	11	1	
自 動 車 整 備		8	27	化 学 分 析	7	—	
電 子 機 器		11	10				

労働省一職業訓練局調

2) 事業主等の行う職業訓練

事業主等が行う職業訓練には, 事業主が単独で行う単独職業訓練と事業主が共同して行う共同職業訓練とがあるが, このうち労働省令で定める職業訓練の基準に従って行われる認定職業訓練に対しては, 国, 地方公共団体等により各種の援助が講じられている。

48年4月末現在認定職業訓練における女子訓練生は9,616人, 訓練生全体(81,573人)の11.7%で, 訓練科別にみると, 洋服が圧倒的に多く, 次いで和裁, 洋服などとなっている。(表74)

74表 認定訓練における訓練科別女子訓練生数

(昭和48年4月)

(人)

		訓練生数		訓練生数
洋裁		7,269	旅館	21
和裁		784	建築板金	19
洋服		443	製版印刷	18
織布		88	菓子製造	16
縫製		76	床仕上げ施行	14
編物		52	表具	11
商店		168	建築	10
美容		117	電子機器	10
理容		102	機械	10
織機調整		106	広告美術	8
和文タイプライター		77	時計修理	5
事務		74	その他	21
寝具		56		
機械製図		41	計	9,616

労働省一職業訓練局調

5. 労働組合のなかの婦人

48年6月末現在の全国単位労働組合数は65,447組合で、女子組合員数は前年より若干増加し、333万人（組合員総数の27.9%）となった。

推定組織率（女子雇用人総数に占める女子組合員数の割合）は27.5%で、男子（35.6%）を下回っている。

産業別にみると、金融、保険業では女子組合員数が男子を上回り組合員数総数に対する比率が56.5%に達しているほか、サービス業（41.8%）、卸売・小売業（41.2%）で比較的女子の比率が高い。また、推定組織率では、金融・保険・不動産業が71.7%と最も高く、次いで運輸通信業（53.9%）、電気・ガス・水道・熱供給業（51.3%）などとなっている。（75表～77表）

表75 労働組合員数および推定組織率の推移（各年6月）

年	女			男			組合員総数中に占める女子の比率
	労働組合員数	雇用人数	推定組織率	労働組合員数	雇用人数	推定組織率	
昭和	万人	万人	%	万人	万人	%	%
44	310	1,061	29.2	804	2,135	37.7	27.8
45	320	1,089	29.4	828	2,187	37.9	27.9
46	328	1,104	29.7	841	2,278	36.9	28.0
47	328	1,102	29.8	849	2,355	36.1	27.8
48	333	1,213	27.5	864	2,426	35.6	27.9

注）推定組織率＝ $\frac{\text{組合員数}}{\text{雇用人数}} \times 100$

労働省—労働組合基本調査
総理府—労働力調査

76表 産業別単位労働組合数、組合員数

(昭和48年6月)

	組合数	組 合 員 数		組合員総数中に占める女子の比率	女子組合員の産業別構成比
		総 数	女 子		
全 産 業	65,448	11,967,333	3,334,668	27.9	100.0
農 林 狩 猟 業	837	78,733	11,938	15.2	0.4
漁 業 水 産 業 養 殖 業	111	40,343	1,975	4.9	0.1
鉱 業	363	70,452	4,657	6.6	0.1
建 設 業	3,417	637,472	102,041	16.0	3.1
製 造 業	18,986	4,463,695	1,129,627	25.3	33.9
卸 売 業, 小 売 業	4,591	708,967	291,970	41.2	8.8
金 融, 保 險 業	4,353	880,476	477,461	56.5	14.3
不 動 産 業	134	16,534	4,128	25.0	0.1
運 輸 通 信 業	13,741	2,023,445	221,399	10.9	6.6
電気, ガス, 水道, 熱供給業	1,310	220,270	20,463	9.3	0.6
サ ー ビ ス 業	12,096	1,583,717	661,495	41.8	19.8
公 務	5,296	1,202,616	377,567	31.4	11.3
分 類 不 能 の 産 業	213	40,613	9,947	24.5	0.3

労働省一労働組合基本調査

77表 主な産業別労働組合推定組織率

(昭和48年6月)

(%)

	女	男
全 産 業	27.5	35.6
農 林 狩 猟 業	13.3	23.1
鉱 業	—	47.1
建 設 業	22.2	17.9
製 造 業	27.8	41.6
卸 売 業, 小 売 業	9.9	10.7
金 融, 保 險, 不 動 産 業	71.7	49.5
運 輸 通 信 業	53.9	63.0
電気, ガス, 水道, 熱供給業	51.3	62.5
サ ー ビ ス 業	21.6	27.9

労働省一労働組合基本調査

総理府一労働力調査

参 考

- 1 母性の健康管理に関する専門家会議報告書(抄)
- 2 育児休業に関する研究会議報告書(抄)

1 母性の健康管理に関する専門家会議第一次報告書(抄)

47年に施行された勤労婦人福祉法は、妊娠中及び出産後の勤労婦人の健康管理に関して事業主の努力義務を規定している。そこで、事業主に対して要請すべき措置内容について専門的な調査研究を行なうため、48年5月「母性の健康管理に関する専門家会議」を設置したが、同年8月妊娠中及び出産後の勤労婦人の健康管理のあり方について第一次報告書が提出された。同報告書で指摘された「妊娠中および出産後の勤労婦人の健康管理上必要な措置」は、次のとおりである。

(1) 健康診査等の受診のための時間の確保について

妊娠中および出産後の勤労婦人が母子保健法の規定による健康診査または保健指導の受診のために要する時間について、必要な措置を講ずること。その回数については、原則として同法に基づく「母性、乳幼児の健康診査および保健指導に関する実施要領(昭和41年10月21日付児童第688号)」において定められている次の基準によること。ただし、医師等がとくに必要と認める場合には、その指示された回数によること。

- (イ) 妊娠7カ月までは4週間に1回
- (ロ) 妊娠8カ月から9ヶ月までは2週間に1回
- (ハ) 妊娠10カ月以後分娩(出産)までは1週間に1回
- (ニ) 産褥後期に1回
- (ホ) 妊娠中の通勤緩和について

妊娠中の勤労婦人が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に支障を及ぼすと認められる場合には、そのために必要とされる限度で勤務時間の変更等を行なうこと。

(3) 時間外労働または深夜労働の制限について

妊娠中および出産後1年以内の期間における時間外労働または深夜労働

が、母体または胎児の健康保持に支障を及ぼすと認められる場合には、時間外労働または深夜労働に従事させないこと。

(4) 妊娠中の休憩時間等の措置について

妊娠中の勤労婦人については、必要に応じ、補食時間を設ける等休憩時間の長さ、休憩の回数等休憩に関し適宜の措置を講ずること。

また、妊娠中の勤労婦人が有効に利用することができる休憩のための設備（できるだけ臥床することができるもの）を設けること。

(5) 妊娠中および出産後における症状等に対応する措置について

妊娠、出産に伴って生ずる各種の症状等については医師等の具体的な指導に基づいて所要の措置を講ずること。

なお、各種の症状等に対応する一応の措置内容は別表のとおりであること。

(別表)

1. 妊娠中の症状等に対応する措置

	症 状 等	措 置 内 容
つわり (妊娠嘔吐)	妊娠第2～3月に現われる食欲不振、悪心、嘔吐等消化器系統の症状。一般に妊娠4月頃になると減退消失する。	悪臭が著しい等悪い環境における作業の制限 体重が2kg以上減少する場合…勤務時間の短縮または休業
悪阻	つわりの強度のもので、胃液、血液等を混じた嘔吐が激しく、食物摂取が不能になり、全身の栄養状態がおかされる。	休 業
貧血	血液中の赤血球または血色素(ヘモグロビン)が減少するもので、顔面蒼白、心悸亢進、疲れやすい等の症状をあらわす。	強度の場合(血色素量9g/dl未満)…重労働の制限 勤務時間の短縮または休業
流産の徴候	出血と下腹部の疼痛をあらわす。	休 業

	症 状 等	措 置 内 容
浮 腫 (むくみ)	妊娠後半期ことに末期に下肢にむくみを生ずるが、高血圧、蛋白尿を伴わない場合。	勤務時間の短縮および立作業、下肢作業その他長時間継続して同一の姿勢を強制される作業の制限
晩 期 妊 娠 中 毒 症	高 血 圧	頭痛、耳鳴り、不眠、心悸亢進等をあらわす。 軽症（収縮期圧（最高）140mmHg～159mmHg）の場合…… 重労働の制限、勤務時間の短縮または休業 重症（収縮期圧（最高）170mmHg 以上又は拡張期圧（最低）110mmHg以上の場合…休業
	蛋 白 尿	尿中に蛋白があらわれる。 軽症（2.9%以下）の場合…… 勤務時間の短縮または休業 重症（3.0%以上）の場合…… 休業
	浮 腫	主に下肢または下腹部に浮腫を生じ体重が著しく増加する。 休 業
(下肢)静脈瘤	妊娠後半期に下肢の静脈が著しく怒張し、疼痛、歩行困難等をあらわす。	立作業、下肢作業その他長時間継続して同一の姿勢を強制される作業の制限、横臥による休憩
双 胎 妊 娠	(ふた子)	妊娠30週（8ヵ月後半）以降休業
糖 尿 病	(糖尿病と診断されたもの)	妊娠32週（9ヵ月）以降休業

2. 産後の症状等に対応する措置

	症 状 等	措 置 内 容
復 古 不 全	産後長期間にわたって全身状態の回復不全または出血を続けるものをいう。	勤務時間の短縮

2 育児休業に関する研究会議第一次報告書(抄)

勤労婦人福祉法は、また事業主に対し、育児休業の実施その他育児に関する便宜の供与を行なうよう努力義務を課している。そこで、育児休業の具体的内容その他育児休業の円滑な普及を図るために必要な事項に関し専門的な検討を行なうため、47年11月に「育児休業に関する研究会議」を設置したが、48年8月育児休業の基本的あり方と普及促進について第一次報告書が提出された。同報告書には、育児休業の位置づけ・背景・意義、育児休業のあり方、育児休業に関する問題点等に関する検討結果がまとめられているが、育児休業のあり方については下記のとおりである。

(1) 対 象

原則として、育児休業を導入する事業主に雇用されている乳幼児を有する勤労婦人すべてを対象とし、また乳幼児の範囲については実子であると養子であるとを問わず、親子関係にある乳幼児を対象とするものと解されている。

しかしながら、企業の実情も区々であること等からみて、育児休業の対象者の範囲を合理的な理由のもとにある程度制限することはやむを得ないと思われる。実施例をみると、「いわゆる常用労働者として長期勤続が予定される者」「勤続3年以上の者」とするものなどがある。

これら育児休業の対象については、就業規則、労働協約等に明記しておく必要がある。

(2) 期 間

各企業で、育児休業を実施する場合は、その期間をあらかじめ就業規則、労働協約等で任意に定めることとなるが、当面は、次のイからへに述べるような事情から、子どもが生後満1歳に達するまでの1年程度の期間とするのが一般的であると思われる。

しかし、職業生活と育児との調和のむずかしさの度合は、就労の状況、家族構成、保育施設の設置状況等により差異があることから、育児休業の期間については、一律に定めることなく、一般的な期間よりも短い期間をいく通りか定めて、選択の幅をもたせるとともに、短い期間の育児休業を利用中の勤労婦人が事情の変更により、より長期間のものへ移行できるような方途を設けることが望ましい。

なお、全雇用期間を通じての育児休業の期間の上限や、育児休業を利用できる回数の上限を設ける場合には、その旨明記しておく必要がある。

イ 乳幼児の健康管理との関係

ａ 上記３(３)イで述べたように、満１歳までの期間が健康管理の面からも特に行き届いた保育を必要とする期間であること。

ｂ 母乳哺育については、ほぼ１年間で完全に離乳できること。

ロ 母性の健康管理との関係

上記３(３)ロで述べたように産後１年間については、健康管理の面で特に配慮を必要とする期間であること。

ハ 保育施設との関係

現在の保育所および企業内保育施設の整備状況をみると、特に乳児保育施設の整備がおこなわれていること。

ニ 復職との関係

育児休業の期間が余り長期に及ぶと、その間に休業中の勤労婦人の技能のおくれを生じたり、いわゆる職業的カンがにぶったり、また、他の労働者と疎遠になったりして、休業後の職場復帰が円滑に行なわれなくなることも考えられること。

ホ 休業中の生活との関係

一般に育児休業中の勤労婦人は、収入がなくなるか大幅に減少することとなる実情から、休業期間が長期に及ぶことは現実的でないこと。

へ 実施例の状況等

育児休業の実施例をみても、その期間を1年とするものが最も多く、また1年より長い期間を定めていても、実際に利用されるのは1年以内のものが多い状況であること。

さらに、育児休業の期間に関する労働者の希望としても、1年ないし1年半以内とするものが全体の3分の2を占めていること。

(3) 期間の始期および終期

イ 始 期

産後休業期間終了の日の翌日をもって休業の開始の日とすることが一般的であると考えられるが、産後休業後復職した者が、その後の事情の変更により育児休業を希望する場合にも利用できるようにしておくことも必要であろう。

ロ 終 期

乳幼児が一定の年齢（たとえば6ヵ月、9ヵ月、満1歳）に達した日をもって、育児休業期間の終期とするのが妥当と考えられる。ただし、「育児休業にかかる乳幼児が死亡したとき」、「育児休業中に産前休業に入ったとき、または出産したとき」等は、その時点で育児休業は終了するとすべきであろう。

なお、育児休業期間中の事情変更により、たとえば「他の者が育児を担当することとなるなど、育児の負担が軽減したとき」に終期を早めにするとか、「乳幼児が病気になる等特別の事情が生じたとき」に終期を延ばすなど、休業期間の移行とは別に、終期を若干変更できる余地を残しておくことも必要となろう。

(4) 申出および承認

育児休業の申出および承認については、所定の様式により行なう必要がある。

育児休業利用にあたっては、職場全体の人員配置の関係からも、一定期間を定めて事前に申出させることとする必要があろう。その時期としては「産前休業に入る前」とするのが一般的であり、また、育児休業中に休業期間の変更を行なおうとする場合は、一定の予告期間を設ける必要があろう。

また、事業主は、育児休業を申し出た勤労婦人が、育児休業について当該企業が定めた要件を満たしている限り承認すべきものと解される。

(5) 休業中の取扱い

イ 労働者としての地位

育児休業中の勤労婦人は、雇用関係が継続したまま、勤務に従事しない状態の者である。従って当該企業の労働者としての地位ないし身分から派生する各種の便益たとえば社宅その他の福利厚生施設の利用や共済制度の利用等はできるものといえよう。その反面、地位を保有していることから生ずる義務として、たとえば信用失墜行為の禁止や秘密を守る義務等の職務上の規律がある場合には拘束を受けることとなろう。

ロ 給与等の取扱い

勤労婦人福祉法では、育児休業中の給与については何ら規定せず、就業規則、労働協約等による自主的決定に委ねているので、育児休業の実施にあたっては、他の休業に対する取扱いとの均衡や支払い能力等を勘案して定めることとなろう。「育児休業の状況」により、実際の取扱い例をみると、大多数の事業所は無給となっているが、一部の事業所においては有給となっている。その有給となっている事例をみると、本給相当額（各種手当を除く）とするもの、育児休業中の一定期間（たとえば6ヵ月）までは全額支給とするもの、基準内給与の50～60%支給とするもの、勤続年数により支給日数が異なるもの等区々である。

また、賞与についても、支給しない事例が多いが、給与よりは若干支給

される場合が多くなっている。支給額は、他の労働者の支給額に一定率を乗じた額とする等、ある程度減額して支給する例が多いようである。

ハ 各種保険の保険料の取扱い

労働者保険ないし被用者保険としては、労働者災害補償保険、失業保険、健康保険、厚生年金保険（公務員等については共済組合等）がある。

このうち、労災保険および失業保険は、育児休業中であっても被保険者資格は喪失されず、その期間中に支払われた賃金の額に保険料率を乗じて得た額の保険料を納付することとなっている。

一方、健康保険および厚生年金保険については、育児休業中被保険者資格が継続される場合と喪失される場合とがあるが（後述5の(2)参照）、被保険者資格が継続される場合には所定の標準報酬月額に保険料率を乗じて得た額の保険料を継続して納付することとなっているので、育児休業中の労働者負担分の保険料の取扱いについて明確に定めておく必要がある。実施例をみると、「事業主が立替払いをし、復職後に給与から分割して控除する」、「本人が事業場に送金する」、「休業中の給付の中から控除する」などがある。

(6) 復職後の取扱い

イ 職 務

復職時の職務は、原職に復帰させるのが妥当と考えるが、原職に復帰させることができない場合には、本人の希望や従前の職務内容、経験等を十分に勘案することが望ましい。

なお、実施例の大多数は、原職に復帰させているが、「復職時の状況によって職場、職種をきめる」、「本人の希望・能力を考慮して決定する」などとする事業所もある。

ロ 職場適応

育児休業後は原職に復帰すること、休業期間が余り長期に及ばないこと

等から、一般的には、職場適応は困難ではないと考えられる。しかし、職務によっては、復職当初は、職場に円滑に適応させるために必要に応じ、特別の研修、訓練等を行なうことが望ましい。

ハ 給 与

復職時の給与は、休業前の格付け等により他の労働者との均衡を考慮して定めることが妥当と考える。

なお、この場合、休業中のベースアップ、定期昇給等により、他の休業しない者との間に格差が生じる場合もあるが、そのようなときには「復職後、一定の期間内に段階的に不均衡の是正を行なう」ことにより復職後の給与の調整を行なっている事例もある。

ニ 年次有給休暇

労働基準法上、年次有給休暇の取得要件が、1年間の継続勤務のほか、全労働日の8割以上の出勤となっていること（同法第39条）から、休業後復職した者について、法律上年次有給休暇の権利が生じない事態となることも考えられる。しかしながら、休業あけは育児をはじめとする家庭生活との調和が困難となりがちな時期であるので、年次有給休暇の日数等について、できるだけ配慮する必要があるだろう。実施例をみると「年休に関しては、休業を出勤扱いとする」、「休業前の年次有給休暇の日数を維持させて与える」という事例が大半を占めている。

ホ 退職金の期間計算

退職金の計算にあたって、休業前の勤続年数と休業後の勤続年数とを通算することは当然である。

なお、期間の計算にあたって、育児休業の全期間を除外することのないような配慮を行なっている事例もかなり見受けられるが、その場合、育児休業を利用してからすぐ退職することを防止するため、退職金の期間の通算については、復職後一定期間経過後に効果が発生するようにしていると

ころもある。

(7) 就業規則への記載

育児休業は、労働基準法第89条第1項第1号に定める「休暇」の一種として、労働条件の一部となり、他の労働基準法上の諸権利、諸制度との関連が生じると解される。

したがって使用者が、労働契約を締結するに際して明示する労働条件の中に含まれる（労働基準法第15条第1項、同法施行規則第5条第2号）とともに、常時10人以上の労働者を使用する事業主が作成することとされている就業規則中に育児休業の内容を具体的に明記する必要がある。

育児休業に関して就業規則に書くべき事項としては、次のようなものが考えられる。

- a 育児休業を請求できる者の範囲に関する事項
- b 育児休業の期間に関する事項
- c 育児休業を請求できる回数、期間の更新等に関する事項
- d 休業中の給与、賞与等の支給に関する事項
- e 休業中の各種保険の保険料の徴収その他の取扱いに関する事項
- f 復職時の職務に関する事項
- g 復職時の給与、賞与等に関する事項
- h 復職時の年次有給休暇に関する事項
- i 退職金の計算の基礎となる期間に関する事項
- j 育児休業請求の手続きに関する事項

付 表

付表 1 男女別進学率の推移 (%)

区 分		昭和 30年度	35	40	44	45	46	47	48
高 校 進 学 率	女	47.4	55.9	69.6	76.5	82.7	85.9	88.2	90.6
	男	55.5	59.6	71.7	76.2	81.6	84.1	86.2	88.3
大学・短大進学率	女	14.9	14.2	20.4	22.3	23.5	25.9	28.4	30.8
	男	20.9	19.7	30.1	24.1	25.0	27.6	30.0	31.6

注) 進学率…卒業者のうち進学者(就職進学者を含む)の占める割合

文部省—学校基本調査

付表 2 配偶関係別女子労働力率の推移 (%)

年	計	未 婚	有 配 偶	死・離 別
昭和 37	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.5
41	50.9	57.0	50.1	43.2
42	51.2	58.0	50.2	42.3
43	50.7	58.7	49.6	40.8
44	50.1	58.5	48.9	40.2
45	49.9	59.4	48.3	39.9
46	48.8	59.3	47.0	38.9
47	47.8	57.6	46.6	37.4
48	48.3	57.2	47.2	38.5

注) 15歳以上人口に占める労働力人口の割合

総理府—労働力調査

付表 3 産業別男女別就業者数 (万人)

産 業		昭和 47 年		48 年	
		女	男	女	男
全	産 業	1,956	3,153	2,021	3,211
農	林 業	367	338	345	311
漁	水 産 養 殖 業	10	39	10	37
鉱	業	2	14	1	12
建	設 業	56	375	63	401
製	造 業	504	874	542	895
卸小売金融保険不動産業		546	651	567	669
運輸通信電気ガス水道熱供給業		44	310	45	324
サ	ー ビ ス 業	394	403	414	408
公	務	31	144	31	148

注) 48年は沖縄県を含む。

総理府—労働力調査

付表 4 職業小分類別就業者数、雇用者数

(昭和45年)

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
総 数	52,110,190	33,676,465	20,390,465	10,920,965
A 専門的・技術的職業従事者	3,427,550	2,887,195	1,256,425	1,081,945
(1) 科 学 研 究 者	99,250	98,860	5,160	5,155
1 自然科学系研究者	96,980	96,650	4,855	4,850
2 人文科学系研究者	2,270	2,210	305	305
(2) 技 術 者	701,040	670,770	9,795	9,770
3 鉱山技術者	2,505	2,475	5	5
4 金属製錬技術者	14,140	14,105	35	35
5 機械技術者	119,665	116,900	420	420
6 電気技術者	123,195	121,115	390	390
7 化学技術者	36,180	36,035	765	765
8 建築技術者	111,600	92,775	1,275	1,275
9 土木技術者	139,805	135,170	470	470
10 農林技術者	63,250	62,400	915	915
11 情報処理技術者	44,990	44,920	4,470	4,470
12 その他技術者	45,710	44,875	1,050	1,025
(3) 医 療 保 健 技 術 者	838,250	637,520	558,375	496,680
13 医師	118,765	54,890	11,245	4,605
14 歯科医師	36,835	5,135	4,105	640
15 薬剤師	50,170	27,910	24,170	14,515
16 助産婦	17,225	9,355	17,225	9,355
17 保健婦	15,600	15,600	15,600	15,600
18 栄養士	29,915	29,425	28,485	28,045
19 看護婦・看護士	314,285	310,035	306,780	302,530
20 あん摩・はり・きゅう師・柔道整復師	61,265	12,590	21,080	6,260
21 その他の医療保健技術者	194,190	172,580	129,685	115,130
(4) 法 務 従 事 者	31,825	14,025	1,735	1,265
22 裁判官・検察官・弁護士	12,490	5,110	300	195
23 その他の法務従事者	19,335	8,915	1,435	1,070
(5) 公 認 会 計 士	23,400	3,525	665	245
24 公認会計士・税理士	23,400	3,525	665	245
(6) 教 員	1,000,865	992,970	379,375	373,910
25 幼稚園教員	52,395	49,645	49,740	48,070

付表 4 つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
26 小 学 校 教 員	364,950	364,950	187,375	187,375
27 中 学 校 教 員	218,600	218,600	59,500	59,500
28 高 等 学 校 教 員	216,380	216,380	40,280	40,280
29 大 学 教 員	82,775	82,775	12,445	12,445
30 盲・ろう・養護学校教員	11,830	11,830	5,280	5,280
31 そ の 他 の 教 員	53,935	48,790	24,755	20,960
(7) 宗 教 家	103,955	47,280	20,465	9,730
(8) 文芸家・記者・編集者	77,060	65,025	9,725	8,525
33 文 芸 家 ・ 著 述 家	10,840	3,105	1,670	680
34 記 者 ・ 編 集 者	66,220	61,920	8,055	7,485
(9) 美術家・デザイナー・写真師	118,625	74,240	30,445	23,515
35 彫刻家・画家・工芸美術家	13,635	1,640	1,755	355
36 デ ザ イ ナ ー	70,630	54,940	26,450	22,325
37 写 真 師 ・ カ メ ラ マ ン	34,360	17,660	2,240	835
(10) 音楽家・舞台芸術家・職業スポーツ家	95,615	52,970	41,405	17,265
38 音 楽 家	49,610	24,130	27,910	10,585
39 俳優・舞踊家・演芸家	33,790	21,445	12,960	6,225
40 職業スポーツ家	12,215	7,395	535	455
(11) その他の専門的・技術的職業従事者	337,665	230,010	199,280	135,885
41 職 医 師	10,790	6,835	175	90
42 保 母	95,845	94,275	95,845	94,275
43 社会福祉事業専門職員	35,995	33,950	16,140	15,230
44 個 人 教 師	98,690	13,500	65,670	6,090
45 他に分類されない専門的・技術的職業従事者	96,345	81,450	21,450	20,200
B 管 理 的 職 業 従 事 者	2,052,295	2,003,880	97,590	92,810
(12) 管 理 的 公 務 員	109,865	109,865	1,060	1,060
46 管 理 的 公 務 員	109,865	109,865	1,060	1,060
(13) 会 社 ・ 団 体 の 役 員	970,725	970,725	79,680	79,680
47 会 社 役 員	920,400	920,400	78,185	78,185
48 公 社 ・ 公 団 等 の 役 員	1,365	1,365	15	15
49 その他の法人・団体の役員	48,960	48,960	1,480	1,480

付表4 つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就業者	雇用者	就業者	雇用者
(14) その他の管理的職業従事者	971,705	923,290	16,850	12,070
50 駅 長 ・ 区 長	8,980	8,980	15	15
51 郵便局長、電報電話局長	17,955	17,955	555	555
52 他に分類されない管理的職業従事者	944,770	896,355	16,280	11,500
C 事 務 従 事 者	7,279,775	6,976,995	3,622,935	3,358,075
(15) 一般事務従事者	6,913,040	6,623,580	3,462,825	3,209,400
53 一般事務員	4,961,560	4,811,035	2,240,265	2,109,745
54 会計事務員	1,879,370	1,740,535	1,207,620	1,034,840
55 郵便・通信事務員	72,110	71,910	14,940	14,815
(16) 外勤事務従事者	104,610	100,235	28,805	25,690
56 集 金 人	93,275	89,000	26,700	23,630
57 その他の外勤事務従事者	11,335	11,235	2,105	2,060
(17) その他の事務従事者	262,125	253,180	131,305	122,985
58 運輸事務員	114,280	113,980	5,795	5,655
59 速記者・タイピスト	89,690	81,045	86,930	78,750
60 せん孔機等操作員	29,890	29,890	28,710	28,710
61 電子計算機等操作員	28,265	28,265	9,870	9,870
D 販 売 従 事 者	6,253,190	3,360,900	2,642,415	1,176,390
(18) 商品販売従事者	5,027,000	2,306,815	2,414,075	1,001,250
62 小 売 店 主	1,154,110	64,450	338,920	6,525
63 卸 売 店 主	203,255	22,335	9,010	1,060
64 飲 食 店 主	188,565	28,090	87,055	4,885
65 販 売 店 員	3,298,340	2,157,350	1,907,205	968,560
66 行商人・呼売人・露天商人	115,435	22,955	56,635	18,060
67 再生資源卸売人・回収人	67,295	11,635	15,250	2,160
(19) 販売類似職業従事者	1,226,190	1,054,085	228,340	175,140
68 商 品 仲 立 人	17,120	3,950	1,765	180
69 外交員(保険を除く)	792,845	766,600	38,195	33,465
70 保険代理人・外交員	212,030	201,435	133,405	130,920
71 不動産仲介人・売買人	111,965	28,245	30,310	2,520
72 質屋店主・店員	15,685	2,905	8,345	1,405
73 その他の販売類似職業従事者	76,545	50,950	16,320	6,650
E. F. 農 林 ・ 漁 業 作 業 者	10,008,935	438,670	5,316,055	85,215

付表 4 つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
G 採 鉱・採 石 作 業 者	139,170	130,555	7,165	6,260
H 運 輸・通 信 従 事 者	2,325,425	2,200,845	225,155	218,945
(23) 鉄 道・自 動 車 運 転 従 事 者	1,685,925	1,585,380	11,830	8,560
95 電 気 機 関 士, 蒸 気 機 関 士	46,345	46,345	—	—
96 電 車・気 動 車 運 転 士	33,640	33,640	—	—
97 自 動 車 運 転 者	1,605,940	1,505,395	11,830	8,560
(24) 船 舶・航 空 機 運 転 従 事 者	75,480	64,585	1,960	415
98 船 長, 航 海 士, 水 先 人 (漁船を除く)	39,190	31,490	205	70
99 船 舶 機 関 長・機 関 士 (漁船を除く)	33,345	30,150	1,755	345
100 航 空 操 縦 士, 航 空 士, 航 空 機 関 士	2,945	2,945	—	—
(25) そ の 他 の 運 輸 従 事 者	269,355	256,300	55,375	53,990
101 車 掌	103,200	103,200	52,725	52,725
102 操 車 掛, 信 号 掛, 転 て つ 手, 速 結 手	51,645	51,645	—	—
103 甲 板 員	55,490	53,415	1,085	460
104 船 舶 機 関 員	15,980	15,645	260	140
105 他 に 分 類 さ れ な い 運 輸 従 事 者	43,040	32,395	1,305	665
(26) 通 信 従 事 者	294,665	294,580	155,990	155,980
106 無 線 通 信 士, 無 線 技 術 士	28,945	28,945	820	820
107 有 線 通 信 士	26,030	26,030	8,820	8,820
108 電 話 交 換 手	149,555	149,555	145,110	145,110
109 郵 便・電 報 外 務 員	86,520	86,435	1,170	1,160
110 そ の 他 の 通 信 従 事 者	3,615	3,615	70	70
I 技能工、生産工程作業者および 単純労働者	16,591,475	12,844,315	4,936,425	3,380,325
(27) 金 属 材 料 製 造 作 業 者	450,390	428,930	29,640	25,130
111 製 鉄 工, 製 鋼 工	63,715	63,370	720	720
112 非 鉄 金 属 製 錬 工	25,585	25,175	595	535
113 鋳 物 工	132,655	124,825	12,925	11,130
114 鋳 造 工	32,670	23,900	1,815	400
115 圧 延 工	57,930	57,660	885	855
116 伸 線 工	16,695	16,225	1,085	985
117 金 属 熱 処 理 工	27,155	26,835	930	855

付表4 つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
118 その他の金属材料製造業者	93,985	90,940	10,685	9,650
(28) 金 属 加 工 作 業 者	2,275,670	1,902,985	313,785	227,230
119 金 属 工 作 機 械 工	518,295	453,310	47,205	33,405
120 金 属 プ レ ス 工	209,720	174,090	43,780	31,255
121 金 属 溶 接 工	479,280	423,955	20,285	13,810
122 鉄工、びょう打工、製かん工	129,265	116,870	—	—
123 板 金 工	201,620	132,280	11,385	5,305
124 金 属 彫 刻 工	10,620	6,485	2,090	1,295
125 め つ き 工	60,010	55,645	10,880	9,600
126 手 仕 上 工	23,840	21,965	5,850	4,980
127 その他の金属加工作業者	643,020	518,385	172,310	127,580
(29) 一般機械組立・修理工業者	517,890	484,820	43,075	39,300
128 一 般 機 械 組 立 工	290,490	276,200	39,020	36,435
129 一 般 機 械 修 理 工	227,400	208,620	4,055	2,865
(30) 電気機械器具組立・修理工業者	936,345	843,060	488,740	431,205
130 電気機械器具組立工・修理工	694,600	611,620	361,650	311,455
131 半 導 体 製 品 製 造 工	36,500	35,785	27,070	26,435
132 電 球 ・ 真 空 管 組 立 工	38,085	33,705	22,205	19,245
133 被 覆 電 線 製 造 工	25,505	24,805	6,520	6,210
134 その他の電気機械器具組立・修理工業者	141,655	137,145	71,295	67,860
(31) 輸送機械組立・修理工業者	627,285	546,025	23,085	16,055
135 自 動 車 組 立 工	88,235	87,540	9,260	9,260
136 自 動 車 整 備 工	337,810	287,540	5,140	1,775
137 鉄道車両組立工・修理工	49,060	49,005	570	570
138 船舶ぎ装工(他に分類されない)	31,495	30,730	365	365
139 航空機組立工・整備工	12,200	12,200	160	160
140 自 転 車 組 立 工 ・ 修 理 工	35,265	6,575	4,440	925
141 その他の輸送機械組立・修理工業者	73,220	72,435	3,150	3,000
(32) 精密機械器具組立・修理工業者	185,175	151,385	73,515	65,815
142 時 計 組 立 工 ・ 修 理 工	50,940	31,360	16,965	15,245

付表 4 つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
143 レンズ研ま工・調整工	19,205	16,020	7,775	6,550
144 光学機械器具組立工・修理工	30,870	27,540	16,005	14,430
145 計器組立工・調整工	46,205	42,935	16,060	14,710
146 その他の精密機械器具組立・修理作業者	37,955	33,530	16,710	14,880
(33) 製糸・紡織作業	1,111,175	720,340	788,745	520,760
147 繰糸工	16,220	14,530	15,010	13,665
148 粗紡工, 精紡工	104,225	102,850	87,930	87,135
149 合糸工, ねん糸工, 加工糸工	58,965	34,965	40,500	27,265
150 揚返工, かせ取工	18,365	10,805	16,855	10,365
151 織機準備工	43,050	29,965	28,355	21,605
152 縫布工	289,185	155,855	226,865	136,310
153 編物工, メリヤス編立工	178,545	64,725	134,525	43,680
154 製綱工, 製綱工(繊維製)	29,705	18,100	20,770	12,805
155 漂白工, 精練工	29,765	27,090	11,000	9,710
156 染色工	97,730	67,485	28,730	15,915
157 その他の製糸, 紡織作業	245,420	193,970	178,205	142,305
(34) 織物製品製造作業	1,258,985	514,600	1,007,850	424,910
158 洋服仕立職	145,640	31,295	51,140	12,415
159 和服仕立職	136,675	12,955	132,765	12,430
160 婦人・子供服仕立職	224,535	56,525	211,440	54,195
161 ミシン縫製工	502,470	296,690	432,755	268,835
162 裁断工	44,670	34,215	18,870	14,675
163 刺しゅう工	32,885	8,790	27,870	7,505
164 その他の織物製品製造作業	172,110	74,130	133,010	54,855
(35) 木・竹・草・つる製品製造作業	734,120	508,310	176,455	117,010
165 製材工	156,480	133,915	25,420	21,305
166 チップ製造工	10,815	10,110	5,075	4,835
167 合板工	58,070	56,530	20,470	19,915
168 木工	67,495	47,880	12,000	7,195
169 指物職, 家具職, 建具職	259,565	159,835	42,675	24,615
170 船大工	16,075	11,090	—	—
171 おけ職, たる職	8,675	2,360	1,000	435

付表4つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
172 竹 細 工 工	23,495	5,330	9,855	2,605
173 草・つる製品製造工	27,350	7,710	14,945	4,160
174 その他の木・竹・草・つる製品製造作業	106,100	73,550	45,015	31,945
(36) パルプ・紙・紙製品製造業者	238,050	179,710	102,270	66,490
175 パルプ工、紙料工	19,000	18,745	1,365	1,295
176 製 紙 工	33,995	32,055	4,885	3,935
177 紙 器 製 造 工	7,515	42,025	35,640	20,785
178 紙 製 品 製 造 工	32,290	15,645	24,935	11,320
179 その他のパルプ・紙・紙製品製造業者	85,250	71,240	35,445	29,155
(37) 印刷・製本作業	346,770	282,120	88,580	64,635
180 製 版 工	39,640	35,740	3,940	3,120
181 文 選 工・植字工	51,050	46,555	15,375	13,260
182 印 刷 工	164,805	127,985	24,785	14,730
183 製 本 工	51,355	37,335	25,765	18,000
184 その他の印刷・製本作業	39,920	34,505	18,715	15,525
(38) ゴム・プラスチック製品製造業者	359,675	284,130	136,475	99,065
185 ゴ ム 工	10,920	10,660	985	925
186 ゴム製品成形工	89,025	74,925	28,430	23,170
187 プラスチック製品成形工・加工工・仕上工	196,190	146,305	70,945	47,220
188 その他のゴム・プラスチック製品製造業者	63,540	52,240	36,115	27,750
(39) かわ・かわ製品製造業者	97,775	50,320	38,265	19,735
189 製 革 工	12,345	8,660	3,385	2,090
190 くつ製造工・修理工	63,450	31,710	23,645	12,895
191 その他のかわ・かわ製品製造業者	21,980	9,950	11,235	4,750
(40) 窯業・土石製品製造業者	419,245	339,610	126,550	97,270
192 窯 業 原 料 工	15,325	14,335	1,955	1,580
193 ガラス製品成形工	24,365	22,940	2,825	2,495
194 陶 磁 器 工	67,465	52,045	30,635	23,255
195 窯 業 絵 付 工	22,580	14,930	15,390	10,515

付表4つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
196 れんが・かわら・土管製造工	36,030	27,290	10,870	7,270
197 セメント製造工	6,340	6,340	150	150
198 セメント製品製造工	72,685	64,895	17,060	14,810
199 石 工	54,175	29,595	5,765	2,025
200 その他の窯業・土石製品製造 作業	120,280	107,240	41,900	35,170
(41) 飲食料品製造作業	680,645	434,745	309,800	203,230
201 精穀工、製粉工	31,015	14,095	9,015	1,975
202 パン・菓子製造工	213,900	130,680	76,015	47,530
203 めん類製造工	30,760	15,535	15,140	8,057
204 豆腐・こんにやく・ふ製造工	67,770	12,445	31,715	6,495
205 製 糖 工	4,580	4,490	380	345
206 製 茶 工	5,500	2,385	1,730	650
207 味そ・しょう油製造工	16,215	12,695	4,210	3,065
208 かん詰・びん詰食品製造工	24,790	24,380	19,925	19,750
209 酒 類 製 造 工	12,970	12,340	2,150	1,975
210 清涼飲料製造工	8,225	7,055	3,085	2,605
211 乳 製 品 製 造 工	16,095	15,350	3,330	3,040
212 水 産 物 加 工 工	110,620	71,225	72,600	49,865
213 動植物油脂製造工	5,770	5,040	780	520
214 その他の飲食料品製造作業	132,435	107,030	69,725	57,340
(42) 化学製品製造作業	290,595	285,725	46,970	45,045
215 化 学 工	185,345	184,480	13,725	13,490
216 油 脂 加 工 工	7,485	7,155	1,325	1,265
217 その他の化学製品製造作業	97,765	94,090	31,920	30,290
(43) 建 設 作 業 者	2,633,920	1,926,205	178,500	157,775
226 土 工、道 路 工 夫	769,260	729,685	145,855	142,205
(44) 定置機関・建設機械運転作業 者	262,815	259,255	670	670
(45) 電 気 作 業 者	507,725	463,375	4,395	3,310
(46) その他の技能工、生産工程作 業者	1,207,075	901,685	477,250	339,520
238 たばこ製造工	11,350	11,350	6,470	6,470
239 塗 装 工、画 工、看 板 工	300,905	220,130	49,215	34,250
240 漆 塗 師、まき 絵 師	16,585	5,070	6,135	1,915

付表4 つづき 職業小分類別就業者数、雇用量

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
241 内 張 工	13,385	10,055	4,130	3,075
242 装 具 師	27,500	7,290	5,475	690
243 和がさ・ちょうちん・うちわ職	3,680	635	2,150	445
244 貴金属・宝石・甲・角等細工工	25,835	13,135	8,425	4,775
245 印 判 師	11,820	3,265	2,150	680
246 洋 が さ 組 立 工	8,445	2,015	4,665	1,150
247 か ば ん 袋 物 製 造 工	45,205	15,145	23,615	7,350
248 が ん 具 製 造 工	41,480	16,145	29,870	11,350
249 製 図 工, 写 図 工	223,570	214,865	27,615	25,555
250 現 図 工	7,930	7,930	280	280
251 包 装 工	254,575	225,940	217,720	191,325
252 映 写 技 士	6,515	6,305	250	215
253 他に分類されない技能工, 生産工程作業者	208,295	142,410	89,085	49,995
(47) 他に分類されない単純労働者	1,450,150	1,336,980	481,810	416,165
254 荷 造 工	130,650	125,320	33,615	31,225
255 倉 庫 夫	151,605	150,815	9,365	9,140
256 沖 仲 仕, 沿 岸 仲 仕	43,675	43,040	1,530	1,320
257 陸 仲 仕, 運 搬 夫	193,260	185,855	16,775	14,775
258 駅 手	31,525	31,525	2,890	2,890
259 配 達 人	234,245	180,800	53,575	31,420
260 その他の単純労働者	665,190	619,625	364,060	325,395
J 保 安 職 業 従 事 者	646,065	646,065	9,050	9,050
(48) 保 安 職 業 従 事 者	646,065	646,065	9,050	9,050
261 自 衛 官	233,125	233,125	1,410	1,410
262 警察官, 海上保安官, 鉄道公安員	187,705	187,705	2,540	2,540
263 消 防 員	62,420	62,420	190	190
264 看 守, 守 衛, 監 視 人	152,365	152,365	1,790	1,790
265 その他の保安職業従事者	10,450	10,450	3,120	3,120
K サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	3,366,905	2,171,075	2,268,975	1,505,645
(49) 家事サービス職業従事者	141,150	113,585	138,810	111,405
266 家 事 女 中 (住込みのもの)	54,820	54,820	54,820	54,820
267 家 政 婦	23,775	—	23,775	—

付表4つづき 職業小分類別就業者数、雇用者数

職 業 (小分類)	総 数		女	
	就 業 者	雇 用 者	就 業 者	雇 用 者
268 その他の家事サービス職業従事者	62,555	58,765	60,215	56,585
(50) 個人サービス職業従事者	2,809,540	1,721,030	1,877,665	1,187,965
269 理 容 師	310,655	98,710	155,165	53,415
270 美 容 師	260,710	144,830	248,970	138,635
271 浴 場 従 事 者	56,950	22,195	32,550	12,875
272 クリーニング職、洗髪職	164,035	63,400	65,700	24,800
273 料 理 人	1,036,120	660,545	577,250	366,370
274 パ ー テ ン ダ ー	54,795	43,295	7,470	4,815
275 給 仕 人	601,395	437,855	537,685	387,410
276 接客社交係	126,070	116,065	124,760	114,875
277 芸 者、ダンサー	18,580	4,670	18,485	4,630
278 娯楽場等の接客員	142,270	116,820	86,965	74,025
279 一時預り人、下足番、貸貸人	18,250	5,560	11,450	3,210
280 その他の個人サービス職業従事者	19,710	7,085	11,215	2,905
(51) その他のサービス職業従事者	416,215	336,460	252,500	206,275
281 旅館・貸席等の主人・番頭	65,875	19,565	30,830	3,965
282 下宿・アパートの管理人、舎監、寮母	74,845	63,160	55,685	46,125
283 ファッションモデル等の広告宣伝人	17,120	15,900	13,105	12,500
284 清 掃 員	184,040	175,965	109,260	106,445
285 他に分類されないサービス職業従事者	74,335	61,870	43,620	37,240
L 分 類 不 能 の 職 業	19,405	15,970	8,275	6,305

注 1) 従業上の地位「不詳」を含む。

総理府一国勢調査

2) 役員を含む

付表 5 男女、雇用形態別雇用者構成比の推移

(非農林業)

(%)

年	女				男			
	総数	常雇注1)	臨時注2)	日雇注3)	総数	常雇注1)	臨時注2)	日雇注3)
昭和41	100.0	86.4	9.1	4.5	100.0	93.3	3.4	3.3
42	100.0	86.1	9.4	4.4	100.0	93.1	3.4	3.5
43	100.0	86.5	9.2	4.3	100.0	94.0	3.1	2.9
44	100.0	85.9	9.6	4.4	100.0	94.4	2.8	2.8
45	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
46	100.0	86.1	9.6	4.2	100.0	94.4	2.8	2.8
47	100.0	85.4	10.1	4.5	100.0	94.3	2.7	2.9
48	100.0	84.8	10.4	4.7	100.0	94.3	2.8	2.9

注 1) 雇用期間について別段の定めなく雇われている者

2) 1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

3) 日雇または1か月未満の契約で雇われている者

総理府一労働力調査

付表 6 規模別女子雇用者構成比の推移

(非農林業)

年	女子 雇用者数	女子雇用者の構成比					
		計	500人 以上	100~ 499人	30~99人	1~29人	官公
昭和41	万人 916	100.0	21.4	13.5	16.0	37.6	11.5
42	1,017	100.0	21.4	13.1	14.7	39.8	10.6
43	1,019	100.0	21.9	14.4	15.0	37.7	10.8
44	1,038	100.0	22.6	13.6	15.4	37.7	10.5
45	1,086	100.0	22.7	14.3	15.3	37.1	10.3
46	1,109	100.0	22.0	14.0	15.1	37.6	10.1
47	1,113	100.0	22.6	14.8	15.0	36.9	10.7
48	1,179	100.0	21.8	14.1	15.6	37.2	11.0

注) 計は規模不詳を含む。

総理府一労働力調査

「婦人労働の実情-昭和48年-」正誤表

頁	行	表	誤	正																																												
16	F6		14. <u>3</u> %	14. <u>4</u> %																																												
17		15	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">48年</th> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>雇用者総数(A)</td> <td>3595</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>雇用者総数(A)</td> <td>1186</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>雇用者総数(A)</td> <td>2408</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>A/B</td> <td>4.5</td> </tr> </table>	48年			総数	雇用者総数(A)	3595		(B)			A/B	2.7	女	雇用者総数(A)	1186		(B)			A/B	14.3	男	雇用者総数(A)	2408		(B)			A/B	4.5	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">48年</th> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>3565</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>1179</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>2387</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4.5</td> </tr> </table>	48年		総数	3565		2.8	女	1179		14.4	男	2387		4.5
48年																																																
総数	雇用者総数(A)	3595																																														
	(B)																																															
	A/B	2.7																																														
女	雇用者総数(A)	1186																																														
	(B)																																															
	A/B	14.3																																														
男	雇用者総数(A)	2408																																														
	(B)																																															
	A/B	4.5																																														
48年																																																
総数	3565																																															
	2.8																																															
女	1179																																															
	14.4																																															
男	2387																																															
	4.5																																															
47		49	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">所定内長労働時間数(女)</th> </tr> <tr> <td>46年</td> <td>160.2</td> </tr> <tr> <td>47年</td> <td>159.5</td> </tr> </table>	所定内長労働時間数(女)		46年	160.2	47年	159.5	<table border="1"> <tr> <td>166.9</td> </tr> <tr> <td>166.2</td> </tr> </table>	166.9	166.2																																				
所定内長労働時間数(女)																																																
46年	160.2																																															
47年	159.5																																															
166.9																																																
166.2																																																
60	F7		54. <u>6</u> %	54. <u>9</u> %																																												
61	F6		(2) 婦人労働者のための施設	婦人労働者																																												
63	F4		(うち勤労婦人セブ 8カ所)	5カ所																																												
75	F6		(1) 妊娠中の通勤線沿道に於て	(2)																																												

付表 7 年齢階級別、男女別平均勤続年数の推移

(年)

	昭和36年		40 年		45 年		48 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
計	3.6	6.7	3.9	7.8	4.4	8.2	4.7	9.4
～17歳	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.2
18, 19	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4
20～24	3.3	3.0	3.2	3.3	3.1	3.3	2.9	3.2
25～29	5.7	5.4	4.9	5.3	5.2	6.0	4.8	5.9
30～34	6.9	8.9	6.4	8.2	5.5	8.5	5.0	8.9
35～39	5.7	10.9	6.3	11.5	6.2	11.2	5.2	11.1
40～44	5.7	12.8	5.9	13.7	7.0	15.4	7.0	14.3
45～59							7.2	17.4
50～54							8.7	17.9
55～59	6.8	13.6	7.0	13.7	7.8	15.2	7.6	11.1
60～64							8.5	8.6
65歳～	7.3	9.1	7.5	8.9	8.6	9.2	10.9	10.2

注) サービス業を含まない。

労働省一賃金構造基本統計調査

付表 8 男女別現金給与総額の推移 (規模30人以上)

	現金給与総額 (円)		うち定期給与 (円)		対前年増加率 (%)			
					現金給与総額		定期給与	
	女	男	女	男	女	男	女	男
昭和35年	12,414	29,029	10,129	23,303	8.6	8.3	6.8	6.2
36	13,923	31,868	11,163	25,166	13.2	11.5	10.2	8.0
37	16,000	35,012	12,848	27,714	14.9	9.9	15.1	10.1
38	18,039	38,780	14,359	30,449	12.7	10.8	11.8	9.0
39	19,877	42,551	15,919	33,481	10.2	9.7	10.9	10.0
40	22,275	46,571	17,760	36,496	12.1	9.4	11.6	9.0
41	24,867	51,856	19,650	40,297	11.6	11.3	11.1	11.0
42	27,494	57,817	21,605	44,745	10.6	11.5	9.9	11.0
43	31,553	65,595	24,445	50,273	14.8	13.5	13.1	12.4
44	36,838	75,948	28,024	57,200	16.7	15.8	14.6	13.8
45	42,710	88,537	32,575	66,212	15.9	16.6	16.2	15.8
46	49,621	100,614	37,858	75,366	16.2	13.6	16.2	13.8
47	58,001	115,592	43,949	86,455	16.9	14.9	16.1	14.7
48	70,827	141,215	52,166	102,857	22.1	22.2	18.7	19.0

注) サービス業を含まない。

労働省一毎月勤労統計調査

付表 9 男女賃金格差の推移

男子=100

	規 模 30 人 以 上注1)			規 模 10 人 以 上注2)	
	現金給与 総 額	定期給与	特別給与	定期給与	所 定 内 給 与
昭和35年	42.8	43.5	39.9	—	—
36	43.7	44.3	41.2	46.0	—
37	45.7	46.4	43.2	48.2	52.1
38	46.5	47.2	44.2	49.2	53.1
39	46.7	47.5	43.6	49.8	53.5
40	47.8	48.7	44.8	51.3	55.4
41	48.0	48.8	45.1	51.2	55.2
42	47.6	48.3	45.1	50.7	55.2
43	48.1	48.6	46.4	50.4	55.3
44	48.5	49.0	47.0	50.3	55.4
45	48.2	49.2	45.4	50.7	55.5
46	49.3	50.2	46.6	52.1	56.3
47	50.2	50.8	48.2	52.4	56.3
48	50.2	50.7	48.6	51.0	55.9

注1) 毎月勤労統計調査による。

注2) 賃金構造基本統計調査による。

注3) サービス業を含まない。

付表10 産業大分類別女子現金給与総額、男女格差率の推移

(規模30人以上)

産 業 集 数	昭 和 35 年		40 年		45 年		48 年	
	現金給与 総額	男女格差 率	現金給与 総額	男女格差 率	現金給与 総額	男女格差 率	現金給与 総額	男女格差 率
総 数	12,414	42.8	22,275	47.8	42,710	48.2	70,827	50.2
鉱 業	11,586	42.2	18,173	41.4	37,082	44.1	62,321	47.7
建設業	10,368	50.4	19,372	45.3	33,982	42.8	55,626	44.9
製造業	11,003	38.6	19,796	44.7	39,272	44.5	65,455	46.5
生産	10,175	41.2	18,371	47.5	36,211	46.3	50,361	48.0
{ 管理事務	14,982	37.7	25,125	43.3	49,756	45.2	81,637	48.2
卸売業・小売業	13,018	44.2	22,939	50.0	45,190	53.1	75,515	53.2
金融、保険業	19,475	47.4	32,393	47.5	54,222	45.3	86,613	45.7
不動産業	14,427	41.8	25,176	43.3	50,163	43.0	73,642	43.4
運輸通信業	16,901	55.7	30,310	60.4	56,209	43.1	93,056	65.6
電気・ガス・水道業	21,757	57.8	36,251	58.3	64,287	57.6	99,383	58.0

注) 男子=100

労働省一毎月勤労統計調査

付表11 製造産業中分類別女子現金給与総額、男女格差の推移

(円)

	昭和35年		40年		45年		48年	
	現金給与総額	男女格差	現金給与総額	男女格差	現金給与総額	男女格差	現金給与総額	男女格差
製造業	11,003	38.6	19,796	44.7	39,272	44.5	65,455	46.5
食品工業	9,893	37.2	18,249	40.5	37,674	44.1	59,225	44.2
繊維製品製造業	22,441	39.9	39,884	43.6	35,914	42.8	61,451	45.5
その他の繊維製品製造業	10,057	39.4	18,109	43.0	31,191	44.5	53,703	44.3
木材、木製品製造業	8,483	44.9	16,256	47.0	31,122	46.4	58,869	49.4
家具、装飾品製造業	8,488	46.0	17,131	50.8	34,176	51.9	58,859	54.2
パルプ、紙、紙加工品製造業	11,461	37.5	19,995	44.3	38,444	43.7	65,469	46.6
出版、印刷、学芸用品製造業	14,489	46.3	27,143	51.0	48,766	48.5	84,718	54.5
石油製品、石炭製品製造業	14,456	44.0	23,978	47.1	48,625	48.5	81,498	50.4
化学製品、石炭製品製造業	14,853	39.5	25,256	44.1	49,552	46.1	82,359	49.5
ゴム、プラスチック製品製造業	9,520	41.7	20,105	49.6	38,239	45.7	67,702	49.0
皮革製品製造業	11,386	46.2	20,396	49.9	36,584	46.6	58,273	47.9
繊維製品製造業	10,403	38.7	19,558	45.1	38,545	46.0	62,050	47.5
鉄鋼製品製造業	16,323	45.5	24,326	48.1	50,775	47.7	82,055	50.5
非金属製品製造業	13,838	44.5	23,164	49.5	46,565	49.9	76,806	51.1
金属製品製造業	10,901	46.6	20,044	50.7	39,463	49.1	68,692	51.6
電気機械器具製造業	14,886	44.2	21,153	50.7	44,394	49.5	75,703	53.2
電子機械器具製造業	11,522	42.7	19,830	48.2	40,163	49.5	64,950	48.4
精密機械器具製造業	14,177	44.0	23,187	50.0	44,992	50.8	73,738	52.2
精密機械器具製造業	12,361	46.8	23,113	54.0	44,653	53.1	73,373	53.3

注) 男子=100

労働省—毎月勤労統計調査

付表12 主な職種別女子定期給与額、平均勤続年数の推移

	定期 給 与 額 (千円)			勤 続 年 数 (年)				
	昭和36年	39 年	45 年	48 年	昭和36年	39 年	45 年	48 年
和服小売店員	14.4	19.3	40.1	63.8	9.6	4.7	5.5	5.5
文線イ	14.0	19.5	40.1	63.7	5.0	5.0	5.5	4.9
タ電バ	13.6	17.4	37.8	61.0	3.7	3.0	3.0	3.3
イ語ソ紡	9.2	13.4	29.0	50.4	2.9	2.9	3.3	3.3
織縫バ陶	9.9	14.6	32.5	54.8	4.0	4.1	5.5	6.4
織縫バ陶	8.9	12.8	27.6	42.7	3.5	2.9	3.5	3.7
織縫バ陶	9.4	12.3	28.2	46.5	3.9	2.6	4.0	4.4
織縫バ陶	8.9	13.5	31.5	47.7	4.3	4.7	5.6	6.6
ラ通皮結	9.1	13.4	34.4	56.1	2.1	2.9	3.2	3.6
ラ通皮結	10.6	13.9	37.7	53.1	2.7	3.0	3.9	4.1
ラ通皮結	10.3	—	30.3	47.2	2.9	—	4.1	5.1
ラ通皮結	11.6	21.8	37.9	57.3	3.8	3.6	4.2	3.6
茶葉保看	11.6	18.2	45.7	63.5	4.7	5.2	4.0	3.9
茶葉保看	20.5	—	44.8	72.4	5.4	6.4	4.3	5.2
茶葉保看	23.5	34.8	53.1	85.5	9.7	10.6	10.0	9.7
茶葉保看	19.2	28.4	58.9	81.6	6.4	6.9	8.2	9.7
准保保呂販	11.7	18.7	43.1	70.7	2.8	3.0	4.6	5.6
准保保呂販	12.2	22.4	36.1	53.9	5.2	6.2	2.5	3.5
准保保呂販	20.3	27.0	54.5	71.7	2.8	2.9	5.1	5.4
准保保呂販	11.6	16.1	35.8	58.2	3.9	3.6	3.4	3.4
准保保呂販	9.2	14.0	31.8	53.7	2.9	2.7	3.4	3.4

労働省一貫金構造基本統計調査

注) 39年に限り衣服小売店員

注) 和文タイプ、内線電話交換手、キイパンチャーは全産業平均である。

付表13 年齢階級別男女賃金格差の推移
(規模10人以上、定期給与)

(男子=100)

	～17	18、19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳～
36年	95.8	76.6	67.7	60.2	52.7	42.4	37.0		39.2		44.6	
37	101.2	78.1	69.3	60.2	53.8	44.8	39.7		42.5		47.7	
38	98.1	79.7	70.4	60.4	54.6	47.6	40.7		44.1		50.7	
39	95.1	79.9	68.8	58.7	52.1	45.3	39.8		41.5		50.2	
40	96.5	83.1	71.5	61.0	53.5	47.9	41.5		43.2		52.6	
41	92.5	83.5	71.3	60.4	52.2	48.1	42.5		45.0		52.7	
42	96.4	82.4	71.9	60.3	50.1	45.3	41.4		44.2		54.6	
43	92.3	79.5	72.0	60.7	49.6	46.1	41.9		44.1		56.4	
44	92.1	78.9	72.1	60.4	47.8	44.9	41.9		44.6		59.5	
45	91.8	79.9	72.4	60.0	47.2	44.3	42.9		45.1		59.8	
46	91.0	81.7	73.7	62.1	48.9	44.4	44.0		45.6		58.8	
47	94.5	82.3	74.0	62.5	48.9	43.9	44.0		46.6		61.4	
48	102.8	82.4	73.1	61.8	46.3	41.9	42.8	41.5	42.5	53.0	59.5	60.5

注) サービス業を含まない。

労働省—賃金構造基本統計調査

付表14 男女別学卒初任給、男女格差率の推移

(円)

	中 学			高 校			短 大 ^(注2)			大 学 ^(注2)		
	学 校		男女格差率	学 校		男女格差率	学 校		男女格差率	学 校		男女格差率
	女	男		女	男		女	男		女	男	
昭和35年	5,590	5,910	94.6	7,300	8,160	89.5	9,560	10,640	89.8	12,520	13,080	95.7
36	6,790	7,300	93.0	8,690	9,840	88.3	11,190	12,710	88.0	15,150	15,300	96.6
37	8,990	9,000	95.9	11,100	12,520	88.0	13,270	14,970	87.3	17,200	18,780	91.2
38	9,790	9,890	99.0	12,340	13,170	93.7	13,990	15,510	90.8	18,160	19,380	91.1
39	10,980	11,470	95.7	13,940	15,110	92.3	15,740	17,054	92.3	19,382	21,190	91.5
40	13,330	13,190	101.1	15,670	16,430	95.4	17,810	18,360	97.0	21,740	22,890	94.6
41	14,060	14,110	99.6	19,630	17,550	94.8	19,120	20,410	93.7	23,630	24,980	94.9
42	15,529	15,490	100.3	18,117	16,199	94.4	20,390	22,140	92.1	24,460	26,150	93.5
43	17,684	17,817	99.3	20,414	21,999	92.8	22,660	24,400	92.9	26,430	29,080	90.9
44	20,548	21,002	97.8	23,630	25,372	93.1	24,708	27,555	89.7	29,194	32,406	90.1
45	23,100	23,800	97.1	26,400	28,400	93.0	29,100	30,900	93.6	34,500	37,400	83.7
46	27,200	28,600	95.1	31,500	34,100	92.4	34,800	36,100	92.2	40,300	43,700	84.0
47	31,500	32,300	97.5	36,800	39,400	93.4	39,100	41,000	95.4	42,400	49,900	85.0
48	36,200	37,600	96.3	42,500	45,300	93.8	45,400	47,100	96.4	49,500	57,000	86.8

注1) 男子=100

注2) 38年からは文部省調査による。

資 料 省 一 新 規 学 卒 初 任 給 調 査

付表15 産業別労働死傷災害発生状況（昭和47年）

（人）

区 分	女		男		年 少 者	
	死亡 以上	休業8日 以上～7日	死亡 以上	休業8日 以上～7日	死亡 以上	休業8日 以上～7日
総 数	370	40,140	6,176	5,205	273	3,355
製 造 業	105	22,240	3,394	1,061	96	4,499
鉱 業	12	344	37	375	14	869
建 設 業	123	7,709	777	2,254	90	6,696
運 輸 業	11	753	226	530	23	990
貨物取扱業	8	542	100	196	14	352
林 業	5	1,143	153	203	11	776
水 産 業	1	115	13	64	2	243
そ の 他	105	7,294	1,476	522	18	330

労働省—労働者死傷年報

付表16 男女別罹病率の推移

（％）

年	疾 病 総 計		うち呼吸器系の結核	
	女	男	女	男
昭和 43	4.1	6.5	0.5	1.0
44	3.8	5.9	0.4	0.8
45	3.5	5.6	0.3	0.6
46	3.6	5.5	0.4	0.7
47	3.7	5.7	0.3	0.6

注) 罹病率 = $\frac{\text{罹病者数}}{\text{受診者数}} \times 100$

労働省一定期健康診断結果報告

付表17 産業別女子罹病率（昭和47年）

（％）

区 分		疾 病 総 計	呼吸器系結核
計		3.7	0.3
製 造 業	小 計	3.8	0.3
	食 料 品 製 造 業	3.8	0.3
	織 維 工 業	4.0	0.2
	織 維 製 品 製 造 業	4.4	0.2
	木材・木製品、家具・備品製造業、 パルプ紙、紙加工品製造業	4.6	0.4
	印 刷 ・ 製 本 業	3.7	0.4
	化 学 工 業	4.3	0.2
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	3.4	0.6
	鉄 鋼 製 造 業	5.1	0.4
	非 鉄 金 属 製 造 業	3.9	0.3
	金 属 製 品 製 造 業	3.7	0.6
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	3.5	0.2
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	3.1	0.2
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3.1	0.4
	電 気、ガスの他	3.6	0.3
飲 建 運 貨 農 畜 商 金 映 通 教 保 接 清 官	設 交 通 業	6.6	0.4
	輸 物	4.1	0.3
	輸 物	3.8	0.4
	輸 物	5.6	0.6
	輸 物	9.2	0.9
	産 ・ 水 産	12.8	0.2
	産 ・ 水 産	3.0	0.3
	映 画 ・ 広 告 劇	3.0	0.3
	映 画 ・ 広 告 劇	5.5	0.6
	信 研 究 業	3.6	0.4
	育 健 衛 生 業	4.9	0.4
	育 健 衛 生 業	4.4	0.4
	客 娛 楽 業	3.0	0.3
	掃 ・ と 殺	5.1	0.5
	公 署	3.1	0.3

注) 罹病率 = $\frac{\text{罹病者数}}{\text{受診者数}} \times 100$

労働省一定期健康診断結果報告

付表18 男 女 就 業 時 間 別

就 業 時 間 階 級		行 動 の							
		就 業	仕事に 関係あ る勉強 ・研究	仕事に 関係あ る交際	無償の はたらき	家事	移動	勉強 研究	仕事に 関係な し
男	有 業 者	8.05	0.08	0.10	0.07	0.07	1.02	0.14	0.05
	1 時 間 未 満	0.00	0.26	0.14	0.40	0.27	1.01	0.50	0.25
	1 ～ 4 時 間 未 満	2.32	0.36	0.27	0.33	0.17	1.03	1.20	0.44
	4 ～ 7 時 間 未 満	5.46	0.15	0.22	0.13	0.13	1.07	0.26	0.11
	7 ～ 10 時 間 未 満	8.11	0.07	0.09	0.05	0.06	1.10	0.12	0.04
	10 時 間 以 上	11.13	0.02	0.05	0.02	0.03	0.36	0.04	0.01
女	有 業 者	6.38	0.05	0.03	0.06	2.34	0.42	0.10	0.05
	1 時 間 未 満	0.01	0.14	0.06	0.33	4.43	0.39	0.26	0.12
	1 ～ 4 時 間 未 満	2.35	0.04	0.04	0.14	5.11	0.24	0.15	0.11
	4 ～ 7 時 間 未 満	5.29	0.03	0.04	0.05	3.43	0.29	0.05	0.03
	7 ～ 10 時 間 未 満	7.58	0.04	0.03	0.03	1.41	0.53	0.09	0.05
	10 時 間 以 上	11.05	0.02	0.01	0.01	1.09	0.14	0.03	0.01

就 業 者 平 均 行 動 時 間 (昭和48年)

種		類		(時間・分)				
交 際	仕事に 関係なし	趣 楽 ススポーツ	休 息 団らん	洗身食入 した事	そ の 他		睡 眠	(別掲) 自由時間
					受療	診養 その他		
0.23	0.13	0.37	2.33	2.27	0.08	0.05	8.13	3.23
1.00	0.46	1.52	3.31	2.31	2.07	0.35	9.23	6.09
1.02	0.35	1.15	3.53	2.35	0.20	0.12	8.54	5.34
0.42	0.21	0.50	3.19	2.36	0.07	0.11	8.31	4.29
0.21	0.11	0.35	2.37	2.29	0.02	0.03	8.14	3.23
0.08	0.04	0.14	1.42	2.14	0.01	0.01	7.41	2.01
0.13	0.10	0.27	2.23	2.46	0.08	0.20	7.48	2.59
0.47	0.40	0.59	3.11	2.50	1.09	0.20	8.22	4.50
0.22	0.18	0.39	3.04	2.58	0.11	0.09	7.55	4.01
0.14	0.10	0.23	2.37	2.56	0.03	0.03	7.52	3.11
0.08	0.06	0.24	2.13	2.43	0.01	0.02	7.44	2.42
0.03	0.02	0.09	1.27	2.25	0.01	0.01	7.19	1.39

総理府一労働力調査特別調査

付表19 男女職業別就業者

職 業		行 動 の							
		就 業	仕事に 関係あ る勉強 ・研究	仕事に 関係あ る交際	無償の はたらき	家事	移動	勉強 研究	仕事に 関係な し
男	平 均	8.08	0.08	0.10	0.07	0.07	1.03	0.14	0.06
	専門的技術的職業	7.31	0.34	0.14	0.11	0.09	1.18	0.58	0.15
	管 理 的 職 業	8.08	0.08	0.34	0.07	0.04	1.11	0.13	0.04
	事 務 従 事 者	7.55	0.10	0.11	0.06	0.06	1.31	0.17	0.07
	販 売 従 事 者	8.38	0.04	0.14	0.06	0.06	0.55	0.09	0.05
	農林漁業従事者	7.46	0.02	0.08	0.13	0.09	0.17	0.08	0.06
	運輸通信従事者	8.25	0.02	0.06	0.06	0.06	0.58	0.04	0.02
	技能工生産工程従事者	8.10	0.06	0.06	0.05	0.06	1.09	0.11	0.05
	単 純 労 働 者	7.57	0.03	0.04	0.04	0.07	1.10	0.17	0.14
女	サ ー ビ ス 職 業	8.25	0.09	0.05	0.07	0.11	0.45	0.18	0.09
	平 均	6.42	0.04	0.03	0.06	2.34	0.42	0.10	0.06
	専門的技術的職業	6.40	0.29	0.05	0.10	1.56	1.05	0.41	0.12
	管 理 的 職 業	6.33	0.08	0.13	0.05	2.35	0.21	0.11	0.03
	事 務 従 事 者	6.58	0.03	0.03	0.05	1.44	1.16	0.10	0.07
	販 売 従 事 者	7.04	0.02	0.03	0.05	2.42	0.34	0.06	0.04
	農林漁業従事者	6.24	0.01	0.03	0.08	3.07	0.10	0.04	0.03
	運輸通信従事者	6.46	0.08	0.05	0.02	1.49	1.05	0.11	0.03
	技能工生産工程従事者	6.32	0.03	0.02	0.06	2.53	0.38	0.11	0.07
	単 純 労 働 者	6.29	0.01	0.02	0.08	2.50	0.46	0.03	0.02
	サ ー ビ ス 職 業	6.49	0.04	0.04	0.04	2.30	0.43	0.09	0.05

の平均行動時間 (昭和48年)

種 類		(時間・分)						
交 際	仕事に 関係な し	趣 味 娯 楽 スポーツ	休 息 団らん	洗身食入 したく 事 浴	そ の 他		睡 眠	(別掲) 自由時間
					受 診 療 養	その他		
0.23	0.13	0.37	2.33	2.27	0.07	0.04	8.12	3.22
0.26	0.11	0.41	2.18	2.24	0.03	0.04	7.58	3.10
0.42	0.08	0.32	2.17	2.31	0.06	0.04	8.04	2.57
0.25	0.13	0.39	2.22	2.25	0.05	0.03	8.07	3.14
0.28	0.14	0.34	2.19	2.25	0.05	0.04	8.11	3.07
0.24	0.16	0.28	3.07	2.41	0.11	0.07	8.29	3.51
0.20	0.14	0.44	2.35	2.22	0.06	0.05	8.07	3.33
0.17	0.11	0.37	2.35	2.25	0.06	0.04	8.14	3.24
0.16	0.13	0.39	2.36	2.26	0.10	0.05	8.14	3.27
0.18	0.13	0.42	2.29	2.19	0.08	0.05	8.10	3.25
0.06	0.10	0.27	2.22	2.46	0.06	0.04	7.47	2.59
0.12	0.10	0.36	2.06	2.40	0.08	0.04	7.37	2.52
0.03	0.05	0.19	2.42	2.56	0.12	0.01	7.46	3.07
0.07	0.12	0.36	2.19	2.44	0.04	0.04	7.45	3.07
0.04	0.08	0.22	2.13	2.47	0.06	0.03	7.48	2.43
0.03	0.11	0.17	2.35	2.52	0.07	0.05	7.55	3.03
0.03	0.11	0.38	2.42	2.45	0.07	0.02	7.36	3.31
0.07	0.08	0.26	2.24	2.47	0.06	0.04	7.43	2.58
0.02	0.05	0.20	2.30	2.53	0.07	0.03	7.44	2.55
0.05	0.10	0.28	2.21	2.38	0.07	0.05	7.51	2.59

総理府一労働力調査特別調査

付表20 各国における従業上の地位別女子就業者数の構成比

(%)

国名	年	総数	自営業主	家族従業者	雇用者
カナダ	1972	100.0(2,907)	3.6	4.1	91.4
アメリカ	1971	100.0(32,132)	4.5	2.4	92.0
メキシコ	1970	100.0(2,503)	25.8	7.0	65.7
イスラエル	1971	100.0(313)	13.0	9.2	73.6
フィリピン	1970	100.0(3,929)	23.3	27.0	41.0
韓国	1971	100.0(3,734)	20.1	48.9	27.7
イタリア	1971	100.0(5,292)	14.6	17.8	64.9
フランス	1962	100.0(6,585)	12.2	18.7	67.5
西ドイツ	1971	100.0(9,654)	5.7	14.5	79.9
ベルギー	1971	100.0(1,294)	12.3	9.2	74.0
イギリス	1966	100.0(8,863)	4.0	1.5	91.5
オーストリア	1971	100.0(1,173)	31.4	—	67.8
デンマーク	1971	100.0(943)	4.0	13.2	82.8
スウェーデン	1971	100.0(1,318)	2.6	5.5	91.9
フィンランド	1970	100.0(897)	6.7	12.6	80.3
チェコスロバキヤ	1961	100.0(2,660)	3.4	1.1	73.8
ポーランド	1960	100.0(6,155)	17.1	40.3	40.3
ハンガリー	1970	100.0(2,055)	1.5	1.8	77.3
オーストラリア	1966	100.0(1,435)	9.0	2.3	86.5
日本	1970	100.0(20,583)	13.7	32.4	52.7

注1) ()内は実数で単位は千人

2) 総数は「その他および地位不詳」の数字を含むため地位計はここでは100%にならない。

ILO—国際労働経済統計年鑑1973年版

付表21 各国における就業者総数および雇用者総数中に占める女子の割合
(男女計=100%)

国名	年	就業者総数中に占める女子の割合 %	雇用者総数中に占める女子の割合 %
カナダ	1972	32.7	34.2
アメリカ	1971	37.0	37.8
メキシコ	1970	19.2	20.4
イスラエル	1971	30.3	30.9
フィリピン	1970	31.9	32.8
韓国	1971	36.7	27.2
イタリア	1971	27.1	25.6
フランス	1968	34.9	34.0
西ドイツ	1971	34.3	36.0
ベルギー	1971	32.7	31.6
イギリス	1966	35.7	36.2
オーストリア	1971	39.0	35.9
フィンランド	1970	43.4	42.1
デンマーク	1971	39.1	40.3
スウェーデン	1971	36.8	38.0
ハンガリー	1970	41.1	40.7
チェコスロバキヤ	1961	41.0	37.6
ポーランド	1960	44.2	34.3
オーストラリア	1966	29.5	30.7
日本	1970	39.1	32.3

ILO—国際労働経済統計年鑑

付表22 各国における産業別雇用者数

(万人)

産 業	カナダ 1972年		アメリカ 1971年		フランス 1968年		西ドイツ 1971年		イタリア 1971年		イギリス 1966年		韓 国 1971年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
総 数	261	510	2,957	4,859	517	1,005	771	1,478	343	998	811	1,430	104	279
農 業	2	16	22	113	8	56	7	21	37	90	6	37	26	49
林 業	—	12	5	53	1	24	2	45	—	10	2	54	1	7
狩 猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採 石	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製 業	43	140	592	1,478	153	355	295	686	141	368	259	572	24	59
造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設	2	40	25	444	7	167	11	168	2	178	9	157	1	29
電 気	—	8	14	100	3	15	3	20	1	18	5	36	—	2
ガ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水 道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 業	62	90	840	1,037	100	126	175	145	38	90	175	162	13	20
運 輸	10	48	100	315	24	59	25	116	6	79	26	130	3	30
倉 庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通 信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス	134	121	1,357	1,041	221	159	250	275	119	165	325	279	38	80

注1) 分類不能の産業を除いてあるもので計は必ずしも総数と一致しない。

2) 産業分類は国際命名法による。

ILO—国際労働統計年鑑

付表23 各国における男女賃金格差の推移

(非農林業労働者)

(男子=100)

年	フランス	西ドイツ	イギリス	オーストラリア	デンマーク	スイス
1965	83.1	68.1	59.5	71.9	71.3	61.9
1966	83.1	68.8	59.9	71.5	72.2	62.6
1967	83.5	69.3	59.7	72.4	73.0	61.1
1968	85.6	69.5	59.5	71.6	73.7	61.8
1969	86.8	69.5	59.6	72.8	73.5	62.1
1970	86.9	69.2	59.9	73.9	73.6	62.3
1971	87.3	69.7	60.5	75.2	75.0	63.8
1972	87.8	70.0	—	78.4	75.7	—

注1) アメリカ合衆国は男女別の数字がないので掲載しない。

2) 時間当り賃金格差を示す。

3) フランス、オーストラリアは賃金率、その他の各国は稼得賃金である

ILO—国際労働経済統計年鑑

昭和49年8月24日 印刷

昭和49年8月30日 発行

婦 人 労 働 の 実 情

— 昭和 48 年 —

婦人労働資料 No. 131

発行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印刷 大蔵省印刷局
